（別添）

業務実績評価書

令和４年度（第４期）

自：令和４年４月　１日

至：令和５年３月３１日

独立行政法人 国立病院機構

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立病院機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和４年度（第４期）
	中期目標期間	令和元～５年度

２．評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	医政局	担当課、責任者	医療経営支援課　和田　昌弘　課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室　石塚　哲朗　参事官

３．評価の実施に関する事項

４．その他評価に関する重要事項

様式１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）		（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
		A	A	A		
評定に至った理由						

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

４．その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	No.	
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
診療事業	A	A	A	S		１－１	
医療の提供	B○重	B○重	B○重	A○重		１－１－１	
地域医療への貢献	A○重	A○重	A○重	S○重		１－１－２	
国の医療政策への貢献	A○重	S○重	S○重	S○重		１－１－３	
臨床研究事業	A○重	S○重	S○重	A○重		１－２	
教育研修事業	B	B	A	A		１－３	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	No.	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
業務運営等の効率化	A重	A重	A重	A重		２－１	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B		３－１	
Ⅳ．その他の事項							
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B	A		４－１	

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。
重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１	診療事業		
業務に関連する政策・施策	―	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	988,900,395	1,018,255,670	970,115,890	977,419,394	
決算額（千円）	976,561,682	956,299,491	983,965,290	1,004,868,764	
経常費用（千円）	983,294,458	986,002,575	1,024,979,669	1,054,064,867	
経常利益（千円）	13,610,531	69,089,449	104,267,516	67,615,378	
行政コスト（千円）	990,162,530	992,065,689	1,028,777,383	1,059,244,784	
従事人員数（人）	62,226 （※注①）	62,581 （※注①）	62,946 （※注①）	62,555 （※注①）	

注）①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第３ 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 通則法第２９条第２項第２号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 **１　診療事業** 患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。	**第１　国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置** **１　診療事業** 診療事業においては、患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を、多職種が連携して提供し、国立病院機構の機能を最大限活用しながら、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、引き続き、国の医療政策に貢献する。	**第１　国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置** **１　診療事業**		（１）医療の提供【Ａ】 （２）地域医療への貢献【Ｓ】 （３）国の医療政策への貢献【Ｓ】	＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ （自己評定Ｓの理由） 小項目である（１）医療の提供、（２）地域医療への貢献、（３）国の医療政策への貢献において、特に良好な結果を得たため、Ｓとした。	評定	

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－１	診療事業　医療の提供		
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 医療従事者の資質の向上を図ること 医療安全確保対策の推進を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 　標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりの推進」に寄与するものであり重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
特定行為を実施できる看護師の配置数（計画値）	前年度より増加		111 名	133 名	163 名	202 名	
特定行為を実施できる看護師の配置数（実績値）		111 名	133 名	163 名	202 名	293 名	
達成度			119.8%	122.6%	123.9%	145.0%	
専門性の高い職種の配置数（計画値）	前年度より増加		認定看護師 1,040 名 専門看護師 63 名 認定薬剤師 1,269 名 専門薬剤師 92 名	認定看護師 1,077 名 専門看護師 74 名 認定薬剤師 1,334 名 専門薬剤師 94 名	認定看護師 1,097 名 専門看護師 76 名 認定薬剤師 1,396 名 専門薬剤師 91 名	認定看護師 1,109 名 専門看護師 74 名 認定薬剤師 1,384 名 専門薬剤師 94 名	
専門性の高い職種の配置数（実績値）		認定看護師 1,040 名 専門看護師 63 名 認定薬剤師 1,269 名 専門薬剤師 92 名	認定看護師 1,077 名 専門看護師 74 名 認定薬剤師 1,334 名 専門薬剤師 94 名	認定看護師 1,097 名 専門看護師 76 名 認定薬剤師 1,396 名 専門薬剤師 91 名	認定看護師 1,109 名 専門看護師 74 名 認定薬剤師 1,384 名 専門薬剤師 94 名	認定看護師 1,140 名 専門看護師 77 名 認定薬剤師 1,404 名 専門薬剤師 96 名	
達成度			認定看護師 103.6% 専門看護師 117.5% 認定薬剤師	認定看護師 101.9% 専門看護師 102.7% 認定薬剤師	認定看護師 101.1% 専門看護師 97.4% 認定薬剤師	認定看護師 102.8% 専門看護師 104.1% 認定薬剤師	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	988,900,395 （※注①）	1,018,255,670 （※注①）	970,115,890 （※注①）	977,419,394 （※注①）	
決算額（千円）	976,561,682 （※注①）	956,299,491 （※注①）	983,965,290 （※注①）	1,004,868,764 （※注①）	
経常費用（千円）	983,294,458 （※注①）	986,002,575 （※注①）	1,024,979,669 （※注①）	1,054,064,867 （※注①）	
経常利益（千円）	13,610,531 （※注①）	69,089,449 （※注①）	104,267,516 （※注①）	67,615,378 （※注①）	
行政コスト（千円）	990,162,530 （※注①）	992,065,689 （※注①）	1,028,777,383 （※注①）	1,059,244,784 （※注①）	
従事人員数（人）	62,226 （※注②）	62,581 （※注②）	62,946 （※注②）	62,555 （※注②）	

			105.1% 専門薬剤師 102.2%	104.6% 専門薬剤師 96.8%	99.1% 専門薬剤師 103.3%	101.4% 専門薬剤師 102.1%									
	クリティカルパスの実施割合（計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		48.6% （平成 28 年度）	48.6% （平成 28 年度）	48.6% （平成 28 年度）	48.6% （平成 28 年度）								
	クリティカルパスの実施割合（実績値）		47.1%	49.4%	50.1%	50.7%	51.4%								
	達成度			101.6%	103.1%	104.3%	105.8%								

注）①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目 1－1－1、1－1－2、1－1－3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。
②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
						＜評定と根拠＞ 評定：Ａ （自己評定Ａ理由） ・　定量的指標について、達成度が１００％以上であった。定量的指標以外の目標についても良好な結果を得た。 ○　高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の配置は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資するため、医療の質の向上につながる。令和４年度は、特定行為を実施できる看護師を９３病院、計２９３名配置し、達成度は１４５．０％となった。これまで特定行為研修制度における指定研修機関を整備することができていなかった宮崎県からの強い要望に応え、宮崎東病院において地域のニーズに応じた呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連の指定研修期間となるなど、新たに７病院が特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で３５病院が指定研修機関となる等研修を受講しやすい環境を整備し、特定行為ができる看護師の育成に努めた。 ○　各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する専門・認定看護師及び専門・認定薬剤師等の配置は医療の高度化・複雑化に対応するためのチーム医療の推進につながる。令和４年度においては、認定看護師１,１４０名、専門看護師７７名、認定薬剤師１，４０４名、専門薬剤師９６名を配置し、達成度はそれぞれ１０２．８％、１０４．１％、１０１．４％、１０２．１％となり、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。 ○　クリティカルパスは、疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画であり、診療計画・実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現、医療の質の向上に資するのみならず、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者の満足度を向上させる効果が期待できる。 　病院の機能分化が進み、急性期病院の平均在院日数の適正化（短縮）を進めている中で、積極的にクリティカルパスも活用した結果、令和４年度におけるクリティカルパスの実施割合は５１．４％となり、達成度は１０５．８％と高い水準を維持した。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
							評定	
						○　新型コロナ患者について、過去最大の感染の波が２度あった中、セーフティネット系病院でも感染対策を徹底し受入れたことで、前年度より受入病院数、延べ入院患者数ともに増加した。さらに、オンラインによる診療・面会の拡大、長期療養患者の外出イベント再開等により、患者が安心して質の高い医療を受けることができる体制の構築を進めた。 ＜課題と対応＞ 　特になし。		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大臣による評価
（１）医療の提供 患者の目線に立った医療の提供を推進する観点から、引き続き、患者のニーズを的確に把握し、患者満足度の向上に努めること。 また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携や機構のネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。 さらに、質の高い医療の提供や医療の	**（１）医療の提供** **①　患者の目線に立った医療の提供** サービスの改善に資するよう、患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でＰＤＣＡを展開し、患者満足度の向上に努める。 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談体制を充実するとともに、複数職種が協働し、患者・家族の目線に立った支援を行う。 疾病に関する情報を提供する環境を整える等、患者・家族の健康・疾病に対する理解を促	**（１）医療の提供** **①　患者の目線に立った医療の提供** 患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でＰＤＣＡを展開し、自院の課題を検討するとともに、多様な診療時間の設定や待ち時間対策など必要なサービスの改善を図り、患者満足度の向上に努める。 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談しやすい環境や体制を充実させるとともに、患者への説明時に医師以外の職種が同席するなど複数職	＜評価の視点＞ ・　患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でＰＤＣＡを展開し、必要なサービスの改善を図り、患者満足度の向上に努めているか。	（１）医療の提供 ①　患者の目線に立った医療の提供 １．患者満足度調査の実施と必要なサービスの改善に向けた取組 （１）患者満足度調査の概要及び結果 患者満足度調査については、患者の目線に立ちＮＨＯ全体のサービスの向上を図ることを目的に実施している。 入院においては調査期間（令和４年７月１５日から令和４年８月１４日まで）の退院患者のうち協力の得られた１８，４０９名、外来においては調査日（令和４年７月１５日から令和４年８月５日までの病院任意の２日間）に来院した外来患者のうち協力の得られた２５，６１１名について調査を行った。また、感染対策の観点から、令和３年度に引き続き使い捨てペンシルを配布し感染対策を徹底した上で調査を実施した。 調査項目は、日本医療機能評価機構で実施している患者満足度調査と同内容の設問を追加することで、他の設置主体との比較が可能な内容とした。また、患者の匿名性を担保するため、記入された調査票については、病院職員が内容を確認することができないよう患者が厳封し、集計に当たっても個人が特定されることがないようにするなど、患者のプライバシーに十分配慮し実施した。 令和４年度における調査の結果は、前年度に引き続き、入院、外来とも他の設置主体との比較において高水準の結果となった。各病院においても自院の結果を分析し、ＰＤＣＡサイクルの下、更なる患者サービスの改善に取り組んでいる。 また、令和４年度においては、ＰＤＣＡサイクルの展開にあたって、より具体的な改善事項が見える調査とするため、ＰＸ（患者経験価値）調査の要素を取り入れた調査方法の検討を行い、令和５年度からは新しい調査票での患者満足度調査を実施する。 【調査結果概要】※アンケートは５段階評価で、以下はその平均ポイントである。 ○入院　ＮＨＯ平均値　日本医療機能評価機構平均値 ・総合評価　４．５６　― ・診療内容　４．６５　４．６０ ・プライバシーへの配慮　４．４５　４．３０ ○外来　ＮＨＯ平均値　日本医療機能評価機構平均値 ・総合評価　４．２６　― ・待ち時間　３．１６　３．２０ ・診察時間　３．８８　３．８０ ・診療内容　４．２２　４．１０ ・プライバシーへの配慮　４．１３　３．９０	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	標準化のため、引き続き、チーム医療やクリティカルパス※の活用を推進するとともに、臨床評価指標の効果的な活用を推進すること。 ※ クリティカルパス･･･疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画	す取組を推進する。	種が協働して患者・家族の目線に立ったきめ細やかな支援を行う。 疾病に関する情報を提供する環境整備を進めるとともに、患者や家族向けの勉強会を開催するなど患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。		【令和３年度と比較して総合評価が特に改善した病院】 ○宇都宮病院（入院）　　令和３年度４．１１　→　令和４年度４．５２ 入退院支援センターにおいて、入院前から病歴聴取、不安要因の把握、検査治療への理解度確認を行い、早期対策を図る等の看護的介入を積極的に行っており、入院中も患者が安心して療養できる体制を整えている。 ○愛媛医療センター（外来）　令和３年度３．５０　→　令和４年度４．１７ 医事窓口の職員に対し、「受付は一連の診療におけるゲートとして最も重要な部門」である認識を共有し、親切・丁寧・気持ちの良い窓口対応を徹底している。また、診療において、医師と患者との間で認識の相違が生じた際は、医事職員が直ちに介入、フォローを行うことで患者の理解を得ることに努めている。 【令和３年度の総合評価ポイントが平均値を下回った病院の令和４年度の改善状況】 ○入院　　５９病院中４０病院が改善　→　改善病院平均０．１９増 ○外来　　５５病院中２４病院が改善　→　改善病院平均０．１８増 （２）患者サービスの改善に向けた取組 （分かりやすい説明に関する取組） 医師、看護師、メディカルスタッフなどが参画し、委員会やＷＧを立ち上げて、多職種がそれぞれの立場で患者の目線に立ちながら、患者サービスの改善を行っている。 そのほかに、医療従事者等に対する接遇やコミュニケーションに関する研修を全ての病院で実施した。 以上のように、説明スキルの向上等に、令和４年度も引き続き取り組んだ。 【接遇マニュアルを作成している病院】 令和３年度　１２８病院　→　令和４年度　１２９病院 【特徴的な取組例】 ホスピタリティの向上を目指し、ホスピタリティ研修を実施した。また、当該研修の一環として、部署毎に接遇に関する目標を設定し、達成に向けて取り組んだ。（宇都宮病院） （多様な診療時間の設定に関する取組） 患者が受診しやすい体制を構築するため、多様な診療時間の設定を推進している。各病院においては、地域の医療ニーズ、自院の診療機能や診療体制等を踏まえ、以下のような取組を行った。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【各病院による主な取組】 ・大型連休期間中における放射線治療やリハビリテーション等の実施、平常時に準じた手術の実施体制の整備 ・肺がん検診や人間ドックの土曜日実施や平日１９時までの受付体制の整備 ・ＭＲＩ・ＣＴ検査や入院予定患者の時間外受入れ ・人工透析外来について会社帰りに透析が実施できる準夜体制を整備 ・学生等のニーズに応じた総合スポーツ外来の受診枠を午後に設定 【特徴的な取組例】 ゴールデンウイークの期間中、地域の医療機関において新型コロナウイルス感染症が疑われた患者に対応するため抗原定量検査を実施する検査センターを運営し、大型連休期間中においての検査体制を整えた。（大阪南医療センター） (待ち時間対策に関する取組) 各病院で外来診療における予約制を導入しており、予約の変更についても電話で受け付ける体制を整備している。また、１４０病院全ての会計窓口において、クレジットカード等が使用できるほか、令和４年度は５病院において医療費後払いサービスを実施し、会計窓口の待ち時間をゼロとすることで、待ち時間に対する心理的負担を軽減できる取組を行った。 また、各病院で待ち時間調査、外来運営委員会等での要因分析を実施しており、その結果に基づいて以下のような取組を行った。 【各病院による主な取組】 ・看護師等による積極的な患者への声かけや状況説明 ・会計窓口における収納端末の増設や混雑時における人員増 ・紹介・逆紹介など地域の医療機関との受診予約等を含めた連携強化による混雑の緩和 ・待ち時間の目安になるよう受付番号を表示 ・ポケベルやＰＨＳの貸出により待ち時間中の行動範囲の制限を緩和 ・アメニティの提供等による待ち時間への負担感の軽減 【特徴的な取組例】 患者サービス向上、患者及び紹介元医療機関の利便性、待ち時間短縮に関わる新たな取り組みとして、令和４年２月から全診療科でＬＩＮＥアプリによる新規患者の予約を開始した。近隣の医師会長や医療機関を訪問し、患者自身が２４時間いつでもＬＩＮＥでの予約ができること、また、紹介元医療機関の業務改善につながることなどを説明し、周知活動を行った。ＬＩＮＥ予約開始後、予約なし紹介患者の割合が減少し、利便性と待ち時間短縮につながっている。（九州医療センター）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　患者･家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談しやすい環境や体制を充実させているか。	**２．　患者・家族が相談しやすい環境や体制を充実させるための取組** （１）医療相談窓口の設置等 患者が相談しやすい環境を整備するため、全ての病院において医療相談窓口を設置している。そのうち１３４病院においては、患者のプライバシーにも配慮するため相談窓口を個室化している。残りの病院についても、第三者に会話が聞こえにくいように、パーテーションを設ける等の対策を講じている。 また、都道府県などが開催しているピアサポーター養成研修を修了したがん治療体験者がピアサポーターとして、自らの経験を生かしながら、患者や家族の不安や悩みを共有し、相談や支援を行っている。 ・総合案内における看護師長等による患者・家族への対応・・・１１４病院 ・薬剤に関する質問や相談に薬剤師が随時対応できる体制・・・１２６病院 【特徴的な取組例】 がん相談支援センターのリーフレットを外来に常置し、患者が外来受診後に不安を抱いたまま帰宅することのないよう、担当看護師や医師を通じてがん相談支援センターの利用を案内している。また、ＡＹＡ世代サポートチームによる介入を促進するため、サポートチームのカンファレンスにおいて介入が必要な患者を検討し、がん相談支援センターの利用を勧める等の取組みを行い、患者の不安の解消等に向けた支援をしている。（仙台医療センター） （２）医療ソーシャルワーカー（ＭＳＷ）の配置 診療に係る社会的、心理的、経済的問題などについて相談に応じ、解決への支援を行う医療ソーシャルワーカー（ＭＳＷ）を配置しており、令和４年度においても１３７病院５７９名で相談体制の更なる充実を図った。 【ＭＳＷの配置状況】 令和３年度　　１３７病院　５７９名　→　令和４年度　　１３７病院　５７９名 （３）周産期及び産後の育児支援 周産期医療を提供している病院においては、核家族化や出産年齢の高齢化に伴う、産後の家族のサポート不足を原因とした育児への不安や負担感を軽減するため、産後入院のシステムを整えた。また、家族のニーズに合わせた満足度の高い、安心なお産及び育児支援ができるよう、院内助産所や助産師外来を設置している病院もある。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　複数職種が協働して患者・家族の目線に立ったきめ細やかな支援を行っているか。	【特徴的な取組例】 産後の２週間健診については全員受診を促し、その際に「エジンバラ産後うつ質問票」による“産後うつ”のスクリーニングを実施、高スコア該当者には話を聞いた上で精神科と協力し、早期フォローに努めている。また、乳房トラブルがある方や希望者には母乳外来を勧め、助産師によるマッサージや母乳に関する悩み・不安などのアドバイスなども行っている。さらに、育児の不安や負担軽減のために産後ケア事業を行うなど、安心して育児を行えるようサポート体制を整えている。（小倉医療センター） ３．　複数職種が協働して患者・家族の目線に立った支援を行う取組 （１）多職種協働による長期療養患者のＱＯＬ向上のための具体的取組 長期療養患者のＱＯＬ向上のため、単調になりがちな長期療養生活の良いアクセントとなるよう、各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和４年度も引き続き取り組んだ。 また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、ＭＳＷを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している８３病院に２８５名を配置した。 さらに、８８病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のＱＯＬ向上に引き続き貢献していただいた。 【特徴的な取組】 感染症対策により院外活動や面会が中止となったため、患者の心に残る地元の思い出の味をテーマに年６回の『七味』ランチを計画し、地元の食材業者から、福井県あわら市の旬の食材の納品ルートを開拓し、患者のニーズを聞き取るとともに試作を行った。 ランチの提供にあたってはランチョンマットとメニューカードをつけ、患者と患者家族に現物・写真・ブログを通じて、加工前の食材、厨房内の調理風景や提供した食事内容を共有した。（あわら病院） （２）患者への説明時における取組 入院及び退院時における医師による患者への説明に際しては、医師以外の職種も同席し、きめ細やかな対応を行った。また、患者や家族が入院生活の全容を把握し易くするとともに、手続きに関する負担を軽減・効率化するため、入院・退院に関わる手続きを集約する入退院センターを設置する取組を、令和４年度も引き続き行った。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　患者･家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進しているか。	【特徴的な取組】 入院センターにおいて、常備薬や休薬の確実な把握を行うため薬剤師を配置し、患者との面談を開始した。また、お薬手帳と内服薬持参促進のため、看護師による説明を徹底した。その結果、入院センター訪問時のお薬手帳および内服薬の持参率が増加し、薬剤師による薬剤の把握及び休薬説明の円滑化につながった。取組み前は休止薬不備による手術延期が年間４件程度発生していたが、薬剤師配置後は０件になった。（大阪医療センター） ４．疾病に関する理解を促すための取組 （１）図書コーナー等の設置 患者が医療知識を入手しやすいように、７９病院において医学資料を閲覧できる図書コーナーや情報室（がん専門の場合は、『がん相談支援室』）を設置しており、図書コーナーにおいては、患者が理解しやすい書籍を中心に蔵書数を増やし、利用向上に努めた。 【患者が閲覧できる図書コーナー・情報室を設置している病院】 令和３年度　７９病院　→　令和４年度　７９病院 （２）集団栄養食事指導の開催 患者とその家族を対象とした自己管理を支援する取組の一環として、様々な健康状態に対しての集団栄養食事指導（集団勉強会）を開催し、正しい食生活への理解を促し、改善方法の指導及び悩みや不安の解消に努めた。 【令和４年度集団栄養食事指導実績】 実施病院数　実施回数　参加人数 ・糖尿病教室　４３病院　７４６回　２，８８４人 ・高血圧教室　９病院　５８回　３２１人 ・子育て教室　８病院　１８９回　８４７人 ・心臓病教室　９病院　１９２回　７６３人 ・腎臓病教室　６病院　５３回　２３０人 ・離乳食・調乳教室　６病院　２６０回　９４４人 ・肝臓病教室　５病院　６５回　９２８人 ・脂質異常症　６病院　１３０回　５５３人	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【特徴的な取組例】 人間ドック受診者に、病院食の脂質異常症食を提供した後、管理栄養士によるメタボリックシンドローム予防のための栄養指導を行っている。年間１２０回実施し、３８６名の方が参加した。（豊橋医療センター） （３）各種イベントにおける様々な地域住民サービスの実施 各病院においては、看護師を中心とした職員が、公共施設等において、身体測定や簡易な検査、並びに健康相談を通じて地域の住民とコミュニケーションを図る健康増進イベントや看護の日等に係るイベントを実施しており、令和４年度においても新型コロナウイルス感染症対策を徹底の上実施した。 【特徴的な取組例】 医療、健康、福祉等に関する講座メニューを１２９種類用意し、市民の方に直接選んでいただき、各部門の職員が地域の公民館や集会場へ出張する出前講座を年１３回実施した。また、年１回、出前講座において人気のメニューから３つ選定し、地域の市民向けに、市民講座と催し物を融合した文化祭の開催を計画している。（三重中央医療センター）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		②　安心・安全な医療の提供 安心・安全な医療を提供するため、医療事故報告の収集・分析や地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。また、院内サーベイランスの充実や院内感染対策の標準化などに取り組む。 これら取組の成果を医療安全白書の公表など情報発信に努める。	**②　安心・安全な医療の提供** 安心・安全な医療を提供するため、全病院からの医療事故報告の提出を徹底するとともに、報告された事例を活用し医療事故の発生原因や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の一層の充実を図る。 地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。 院内感染対策に関する研修の実施、病	＜評価の視点＞ ・　全病院からの医療事故報告の提出を徹底するとともに、医療事故の発生原因や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の充実を図っているか。	**②　安心・安全な医療の提供** １．医療安全対策の推進 ＮＨＯにおける医療安全対策についての基本的方向性等を審議する「中央医療安全管理委員会」において、令和４年度は次の内容について審議し、取りまとめた。 ○令和５年度病院間医療安全相互チェックの実施方法について ○ＮＨＯにおける院内感染報告状況等について ○ＮＨＯにおける医療安全対策への取組の公表について ２．医療事故等への対応 （１）医療事故調査制度への対応 平成２７年１０月に施行された医療事故調査制度において、ＮＨＯは、制度に該当する事案が発生した医療機関等の院内事故調査を支援するための「医療事故調査等支援団体」に指定されている。令和４年度末時点で５８病院が登録されており、本部、グループが各病院への制度の周知を行うとともに、医療機関等の要請に応じ事故発生時の支援に令和４年度も引き続き取り組んだ。 （２）国の報告制度への対応 発生した医療事故について国への報告を徹底することを目的に、「独立行政法人国立病院機構における医療安全管理のための指針」（平成２７年１０月１日施行）において、国の報告制度について法令を遵守すべき旨を定めている。 また、国の報告制度への対応として、日本医療機能評価機構の「医療事故情報収集事業」への医療事故等報告件数は、制度の趣旨を踏まえ軽微な事故も含め積極的に報告するよう病院に促しており、令和４年１月～１２月の１年間で１，４６０件が報告され、これは同事業全体の報告（４，６３１件）の３１．５％を占めており、国の報告制度に寄与した。 なお、医療事故に係る患者影響度５の事案については、医療事故調査制度に基づく報告の有無及びその理由を本部においても確認することで、報告されるべき事案が適切に報告される体制を構築している。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			院間相互での感染防止対策に係る評価等の取組、院内感染に関する情報収集・分析により、院内感染対策の標準化に取り組む。 安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の品質及び精度の確保に努める。 医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進する。 これら取組の成果を医療安全に係る年次報告書の公表など情報発信に努める。		３．医療事故に係る情報共有及び教育体制 （１）医療事故報告に係る集計・分析及び情報共有 各病院における医療安全対策の推進に資するため、ＮＨＯ本部へ報告された事故事例等を素材として、どの病院でも共通して起こり得ると思われる事例のうち患者影響度が高い事例を中心に、生体情報モニターのアラーム対応不備が関係する医療事故や誤嚥・嚥下・窒息事故の防止に向けた取組について、令和４年度においても具体的取組等を整理して各病院に周知し注意喚起を行った。 （２）新人看護師等を対象とした全病院統一の研修ガイドラインの運用 本ガイドラインでは、病院における医療安全管理体制についての基本的理解や医療現場における倫理の重要性、院内感染防止やＭＥ機器の取扱いなど、医療安全に関わる知識・技術について、経験年数毎の達成目標との比較を行いながら修得できるよう示している。 令和４年度においても、引き続き本ガイドラインに基づいた各病院での研修を通じて、新人看護師に対して採用後早い段階で医療安全に係る研修を行うことにより、医療安全に関わる知識・技術の向上に努めた。 （３）ＮＨＯ本部での研修の実施 ＮＨＯ本部で実施する院長、副院長、統括診療部長、看護部長、薬剤部（科）長等の新任者の研修において、医療安全に関する講義やグループワークを実施した。また、診療部長、医長、看護師長など各病院の将来の中心的スタッフとして期待されている職員を対象としているリーダー育成研修について、令和３、４年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、開催を見送った。 （４）各グループでの研修の実施 全グループにおいて、医療安全に関する具体的な事例分析等の演習を通して、実践的な知識、技術を習得し、適正な医療事故対策能力を養成するとともに、医師・看護師・事務職等職種毎の職責と連携の重要性を認識することを目的とした医療安全管理対策に係る研修を令和４年度も引き続き実施した。 グループ主催研修の受講者は、研修の成果を自院で活用し医療事故防止に繋げていくため、研修内容を踏まえ、病院において「医療メディエーションの役割」や「ヒューマンエラー事例分析」などの院内研修を実施したり、医療安全管理マニュアルの見直し等を行い、医療事故防止策の充実を図った。 令和３年度　１１回　→　令和４年度　１２回 （参加人数３８８名）　（参加人数５８３名）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図っているか。	**４．病院間相互チェック体制の拡充** 令和４年度は、令和元年度以前は近隣病院で実施していた病院間相互チェックについて、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインによるディスカッション形式にて次のような形で実施した。 ①　セーフティネット分野の病院の相互チェックについては、重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病、精神科医療のそれぞれの病院機能に応じた３種類のチェックシートを用意し、同じ機能を持つ「セーフティネット分野の病院間での相互チェック」を８８病院で実施した。 日頃から類似の医療を提供している職員がセーフティネット分野の医療に特化したチェック項目などで評価し、より的確な指摘・助言をするとともに、相互の情報共有の場としても有効な相互チェックを実施することができ、セーフティネット分野の医療の質の向上に貢献している。 ②　セーフティネット分野以外の病院の相互チェックについては、重点課題として「転倒・転落防止」、「食事中の窒息予防」、「急性肺血栓塞栓症予防」、「ハイリスク薬の取り扱い」の４テーマに絞って相互チェックを３６病院で実施した。 セーフティネット分野以外の病院は、診療報酬上の医療安全対策地域連携加算を取得しており、病院毎に連携する医療機関と医療安全対策に関する相互評価を年１回程度実施しているが、それとは別に、ＮＨＯ独自の取り組みとして、特に重篤な状態に繋がるリスクが高い重点課題項目について相互チェックを実施することで、医療安全対策の一層の充実を図った。	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・　院内感染対策に関する研修の実施、病院間相互での感染防止対策に係る評価等の取組 、院内感染に関する情報収集・分析により、院内感染対策の標準化に取り組んでいるか。	**５．院内感染防止体制の強化** （１）各病院における体制の強化 全ての病院において院内感染防止対策委員会等を開催し、アウトブレイクになり得る可能性が高い多剤耐性菌、季節性インフルエンザ、ノロウイルス等の院内サーベイランスを実施し、医療関連感染の減少に向けたアウトブレイクの早期発見、感染予防等の取組を着実に実施するとともに医師・看護師・薬剤師・事務職等で構成される院内感染対策チーム（ＩＣＴ）又はそれに準ずる院内組織を全ての病院で設置している。 また、感染管理を専門分野とする認定看護師を配置するなど、院内感染防止体制の強化を図るとともに、全病院において、院内感染対策に係る基本的知識を習得するため、院内研修を令和４年度も引き続き実施した。 この他の取組として他の医療機関との合同カンファレンスを１２８病院で実施したほか、８９病院で他の医療機関と相互に感染防止対策に係る評価の実施に、取り組むとともに、前年度から引き続き１２３病院が院内感染防止対策サーベイランス事業（ＪＡＮＩＳ）に参加し、院内での感染症に関わる情報提供を行うことにより、国の院内感染対策に貢献した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（２）各グループにおける体制の強化 院内感染発生時の対応における実践的な知識と技能の習得や、医師、看護師、薬剤師等の多職種連携の重要性を認識することを目的とし、グループ内の各施設の職員に対し院内感染対策に係る研修を、令和４年度も引き続き実施した。 （３）本部における体制の強化 平成２６年１２月に中央医療安全管理委員会の下に設置した「院内感染対策に関する専門委員会」での報告等を踏まえ、院内感染対策の標準化に資する取組として、院内感染事例について本部で一元的に情報収集・分析を行い、院内感染に関する情報を機構全体で共有し再発防止に努めていくため、平成２７年度より「国立病院機構内院内感染報告制度」の運用を始めた。 令和４年度においても引き続き、令和３年度中に報告のあった院内感染報告書の分析結果を各病院に情報提供した。 なお、１４０病院に感染症対策チーム（Infection Control Team,ICT）を設置しており、１２９病院には２２８名の感染管理認定看護師を配置し、常時、感染対策に努めている。 【感染管理認定看護師配置状況】 令和３年度　２１０名（１２９病院）　→　令和４年度　２２８名（１２９病院） ※全国登録者（ＮＨＯ職員の占める割合） 令和３年度　３，０７５名（６．８％）→　令和４年度　３，３１２名（６．９％） ※ＮＨＯ以外の病院の感染管理認定看護師の数が全国的に増加している中、全国登録者におけるＮＨＯ職員の人数は一定の割合を保っている。 【病院における院内感染対策研修の実施回数】 令和３年度　８７７回　→　令和４年度　８５０回 【感染防止対策加算１（感染対策向上加算１）※の取得状況】 令和３年度　１０２病院　→　令和４年度　８９病院 ※令和４年度診療報酬改定により、感染防止対策加算から感染対策向上加算へ名称が変更された。また、感染対策向上加算１は新型コロナウイルス感染症の重点医療機関であること等が要件とされるなど、従前の要件から厳格化された。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　検体検査の品質及び精度の確保に努めているか。	６．検体検査の品質及び精度の確保 医療法の改正に伴い、臨床検査の精度確保と品質の向上に資する人材を育成するため、令和４年度においては、臨床検査の精度確保と品質マネジメントシステム研修を実施した。 ｅラーニング：令和４年１２月７日～令和５年１月１３日　６０名(理解度チェックを実施) グループディスカッション（第一部）：令和５年１月１９日　３０名 グループディスカッション（第二部）：令和５年２月２日３０名 ※グループディスカッションは、第一部又は第二部のいずれかを受講する。 業務改善報告書　６０件	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・　医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進しているか。	７．ＮＨＯ使用医薬品の標準化 平成１７年度から医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、ＮＨＯ本部に標準的医薬品検討委員会を設置し、使用医薬品の標準化の取組を進めている。 令和４年度においては、令和３年度の購入実績（４，６８９医薬品）に基づき全面改訂を行い、医薬品検討委員会における７つの分野の小委員会で３，２６１医薬品について検討を行い、その結果に基づいて、２，５９９医薬品を標準的医薬品とした。 また、標準的医薬品リストに掲載された品目は原則共同購入で調達しており、医薬品費の低減に努めている。 ８．持参薬鑑別報告マニュアルの周知 慢性疾患等の治療のため継続服薬する患者が増え、入院時の持参薬確認の必要性が高くなっており、本部においては各病院での持参薬確認業務の質の担保、標準化及び安全管理が徹底できるよう、持参薬鑑別報告マニュアルを平成２７年度に作成した。令和４年度においては、各病院で本マニュアルによる運用を引き続き行った。 ９．規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）の作成 麻薬等の規制医薬品については、麻薬及び向精神薬取締法等により、適切な管理が求められており、本部において各病院の実情に応じて規制医薬品等の安全管理が徹底できるよう、規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）を平成２８年度に作成した。令和４年度も引き続き各病院で運用を行っている。 １０．医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）の作成 医薬品回収事案については、医薬品医療機器等法に基づき製薬企業から適宜情報提供等を受け、適切に対処しており、令和４年度においても引き続き、関係者が遺漏無く医薬品回収の処理を行い、かつ関係者間で適切に情報共有を図ることをより容易にするため、本部にて「医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）」を作成し、各病院に通知するとともに、リストに基づく運用を各病院で行っている。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					１１．長期療養患者が使用する人工呼吸器の取扱について 人工呼吸器の機種の標準化については、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本７要件を定め、平成２４年７月に各病院に通知しており、令和４年度末においては、人工呼吸器を装着している長期療養患者の中で基本７要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者は３，５９４人中、３，４２７人であり、９５．４％の割合であった。		評定
				＜評価の視点＞ ・　医療安全の取組の成果について、医療安全に係る年次報告書の公表など情報発信に努めているか。	１２．医療安全対策における情報発信 我が国の医療安全対策の推進に積極的に貢献していくため、情報発信の一環として、 ①医療事故報告の状況 ②警鐘的事例 ③院内感染報告の状況 ④病院間における医療安全相互チェックの状況 ⑤医療安全対策に係る研修の実施状況 等を内容とする「国立病院機構における医療安全対策への取り組み（医療安全報告書）～令和３年度版～」を作成し、ＮＨＯのホームページに公表した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		③　質の高い医療の提供 高度な専門性の下に多職種の連携・協働によるチーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進する。 また、チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、医師のタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資する特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置を促進する。 さらに、国立病院機構において蓄積された診療データを活用した	**③　質の高い医療の提供** 多職種の連携・協働を推進するための研修を実施し、チーム医療を推進していくとともに、クリティカルパスの活用を推進し実施促進を図る。 また、チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、医師のタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資する特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置を促進する。 さらに、国立病院機構において蓄積された診療データを活用した臨床評価指標	＜評価の視点＞ ・　多職種の連携・協働を推進するための研修を実施し、チーム医療を推進しているか。 ・　チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置を促進しているか。	**③　質の高い医療の提供** １．チーム医療の推進 （１）チーム医療の実施 チーム医療の推進のための取組として、複数の医療従事者がそれぞれの専門性を前提に、目的と情報を共有し、連携を図りながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供するため、引き続きチーム医療を推進した。 【複数の専門職種による協働チームの設置状況】 令和３年度　　令和４年度 ・ＮＳＴ（栄養サポートチーム）　１３２病院　→　１３２病院 ・呼吸ケアチーム　６７病院　→　６７病院 ・緩和ケアチーム　８８病院　→　９１病院 ・褥瘡ケアチーム　１４０病院　→　１４０病院 ・ＩＣＴ（院内感染対策チーム）　１３９病院　→　１３９病院 ・摂食・嚥下サポートチーム　９７病院　→　１０１病院 ・精神科リエゾンチーム　１５病院　→　１５病院 （２）薬剤関連業務の充実 医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、病棟における医師や看護師の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上を図るため、病棟薬剤師の配置を引き続き推進した。 ＮＨＯにおいては、令和４年度末までに８９病院５６９病棟で病棟専任の薬剤師がチーム医療の一員として活動した。 また、平成２８年度に新設された薬剤師の救命救急、特定集中治療室等における薬剤関連業務の実施を目的とした病棟薬剤業務実施加算２については、令和４年度末までに２９病院が取得し業務を行った。 【病棟薬剤師配置数】 令和３年度　８４病院　５４０病棟　→　令和４年度　８９病院　５６９病棟	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		臨床評価指標の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したＰＤＣＡサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、病院間で改善事例を共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、国立病院機構の医療の質の向上を図る。 これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。	の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したＰＤＣＡサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、各病院の委員会活動から得られた改善事例を全病院で共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、国立病院機構の医療の質の向上を図る。 これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。		（３）診療看護師（ＪＮＰ）の活動 ＮＨＯでは、全国に先駆けて、高度な判断と実践能力を持ち、スキルミックスによるチーム医療を提供できる「診療看護師（ＪＮＰ）」（※）を育成した。令和４年度においては、引き続き診療看護師研修病院への配置を推進した。 病院での最初の１年間は内科や外科など複数診療科のローテーションで勤務し、２年目以降に各診療科に配置され、医療の質を担保しつつ、医師のタスク・シフティングに貢献している。 脳神経外科に診療看護師（ＪＮＰ）を配置している長崎医療センターにおいては、診療看護師（ＪＮＰ）が病棟管理を行うことで、医師は手術や外来診療に専念することができている。また、意識障害や運動障害等の症状が残存する患者の転院搬送についても診療看護師（ＪＮＰ）が担うことで、地域医療にも貢献している。 ※診療看護師（ＪＮＰ）：従来、一般的には看護師が実施できないと理解されてきた特定行為２１区分３８行為を含めた医療行為を医師の指示を受けて幅広く実施し、ＮＨＯの病院に勤務する看護師を指す。 【診療看護師研修病院指定病院】 令和３年度　４０病院　１１２名　→　令和４年度　４４病院　１１６名 （４）国が進めている特定行為研修修了者の活動 ＮＨＯにおいては、質の高い医療の提供及びタスクシフトを目的に特定行為を実施できる看護師の配置を進めており、特定行為研修を修了した看護師が手順書に従って診療の補助行為を行うことにより、チーム医療の推進に寄与している。 大阪南医療センターにおいては、術中麻酔管理領域の研修を修了した看護師を配置し、術中麻酔管理の補助を行うことで、手術の待ち時間短縮や麻酔科医の緊急手術への迅速な対応に貢献している。熊本再春医療センターにおいては、呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連の研修を修了した看護師を配置し、医師が実施していた筋ジストロフィー患者等の長期療養中の患者に対する気管カニューレ交換を看護師が行うことで、生活援助のタイミングに合わせた特定行為ができるため、患者のＱＯＬ向上にも寄与している。 令和４年度は、これまで特定行為研修制度における指定研修機関を設置することができていなかった宮崎県からの強い要請に応え、宮崎東病院において地域のニーズに応じた呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連の指定研修機関となるなど、新たに７病院が指定研修機関となり、機構全体で３５病院が指定研修機関となった。 また、指定研修機関との連携により自施設での実地研修が可能となる協力施設の拡大に取り組む等、法人としてより積極的かつ主体的に看護師育成のための体制整備をしたことに		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					より、特定行為研修に関する理解が深まり特定行為を実施できる看護師を配置する病院数が増加（令和３年度７４病院、令和４年度９３病院）し、特定行為を実施できる看護師の配置数は前年度を大きく上回る２９３名となった。 （令和４年度新たに特定行為研修指定研修機関となった病院） 旭川医療センター、災害医療センター、長良医療センター、京都医療センター、 大阪医療センター、宮崎東病院、南九州病院 【特定行為を実施できる看護師の配置数】 令和３年度　２０２名（診療看護師１１２名　認定看護師４４名　看護師４６名） 令和４年度　２９３名（診療看護師１１６名　認定看護師７５名　看護師１０２名）	年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定
				＜定量的指標＞ ・　特定行為を実施できる看護師の配置数			
					（５）専門・認定看護師／薬剤師の配置 感染、皮膚、排泄ケア、救急といった特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践能力を持つ専門・認定看護師の配置を拡充し、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。 また、院内感染対策チーム、がん化学療法チーム、緩和医療チーム等の特定領域において、他の医療職の期待に応えることのできる専門・認定薬剤師を配置し、医薬品の適正使用を推進するとともに安全かつ有効な薬物療法の実施に取り組み、チーム医療に貢献している。 【専門看護師配置数】 令和３年度　４４病院　７４名　→　令和４年度　４６病院　７７名 （令和４年度分野別内訳） がん看護　３３名　急性・重症患者看護　１０名　慢性疾患看護　５名 小児看護　７名　精神看護　５名　老人看護　７名 感染症看護　５名　家族支援　２名　在宅看護　１名 災害看護　１名　放射線看護　１名	年間計画の目標を上回る実績をあげた。	
				＜定量的指標＞ ・　専門性の高い職種の配置数			

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【認定看護師配置数】 令和３年度　１３６病院　１，１０９名　→　令和４年度　１３６病院　１，１４０名 （令和４年度分野別内訳） 感染管理　２２８名　がん化学療法　１１１名 皮膚・排泄ケア　１２４名　緩和ケア　１２４名 がん性疼痛　５１名　救急看護　５４名 摂食・嚥下障害看護　６１名　集中ケア　３９名 がん放射線療法　３３名　新生児集中ケア　１９名 脳卒中リハ　２１名　糖尿病看護　２３名 慢性呼吸器疾患　３７名　乳がん看護　１７名 認知症看護　９７名　手術看護　１９名 慢性心不全　１５名　透析看護　６名 小児救急看護　８名　訪問看護　１名 精神科　３３名　クリティカルケア　１２名 がん薬物療法看護　６名　在宅ケア　１名 【専門薬剤師配置数】 令和３年度　３７病院　９４名　→　令和４年度　４３病院　９６名 （令和４年度分野別内訳） 感染　９名　精神　２名　ＨＩＶ　６名 医療薬学がん　４２名　医療薬学がん指導　１３名 外来がん治療　１名　薬物療法　２名　薬物療法指導　１名 医療薬学指導　１９名　ＩＣＤ　１名 【認定薬剤師配置数】 令和３年度　１３５病院　１，３８４名 →　令和４年度　１３４病院　１，４０４名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（令和４年度分野別内訳） 病薬がん　５７名　感染　４０名 精神　１１名　妊婦　７名 医療薬　５０名　外来がん　９７名 ＨＩＶ　１２名　臨薬　１名 臨薬ＣＲＣ　５９名　緩和療法　２６名 褥瘡　１名　漢方　１８名 小児薬物療法　３８名　抗菌療法　６５名 救急　１３名　腎薬病薬物　２名 老年医学会　４名　周術期管理　１０名 認定実習指導　４２９名　ＮＳＴ　１６８名 糖尿病療養指導士　９６名　リウマチ薬登録　１９名 ＧＣＰパスポート　２６名　ＧＣＰエキスパート　４名 スポーツ　９５名　骨粗鬆症　６名 ＮＲサプリ　５名　心不全療養指導士　１６名 アレルギー疾患療養指導士　７名　臨床栄養代謝専門療養士　１名 日本精神薬学会認定　２名　抗酸菌症エキスパート　６名 麻薬教育認定　３名　緩和医療暫定指導　３名 在宅療養支援認定　１名　高血圧・循環器病予防療養指導士　４名 災害医療認定薬剤師　２名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					２．チーム医療推進のための研修等の実施 医療の質向上を目指し、メディカルスタッフ職員の専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を例年実施しているところだが、令和４年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、テレビ会議システムを活用して実施するなど、開催の可否を慎重に判断し、開催可能なものに関して必要な範囲において実施した。 【強度行動障害医療研修】（本部主催） 強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の２４時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和４年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、５４病院から８３名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、ＮＨＯ内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師２名、理学療法士・作業療法士６名、心理療法士２名、看護師４５名、児童指導員１５名、保育士９名、療養介助員等３名、言語聴覚士１名 【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和４年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、６９病院から７１名が参加した。 参加職種：看護師４３名、児童指導員１２名、保育士９名、療養介助員等３名、医療社会事業専門員４名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【在宅医療推進セミナー】（本部主催） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を、令和４年度においては、テレビ会議システムを活用して実施し、２４病院から４１名が参加した。 【医療観察法ＭＤＴ研修】（本部主催） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和４年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、３３病院から１４６名が参加した。 【ＮＳＴ（栄養サポートチーム）研修】（グループ主催） 臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して年４回実施し、７５名が参加した。 ※本研修において、ＮＳＴ教育認定施設での４０時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム」の施設基準を取得できることとなった。 参加職種：看護師２５名、薬剤師３２名、管理栄養士１８名 【がん化学療法研修】（グループ主催） がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を、令和４年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、年３回実施し、６１名が参加した。 【輸血研修】（グループ主催） 輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の意識を向上させることで、輸血医療安全管理体制の充実を図ることを目的とした研修を、令和４年度については年３回実施し、７３名が参加した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。 ＜定量的指標＞ ・　クリティカルパスの実施割合	３．クリティカルパスの活用推進 安全で精度が高く効率的な医療を提供するため、クリティカルパス（※１）の活用を進めてきており、各病院において、予想されたプロセスとは異なる過程を分析し、その結果を踏まえてクリティカルパスの改良を行うなどの取組を引き続き実施した。また、各病院でクリティカルパス研究会等を開催して、その普及にも引き続き取り組んだ。 【クリティカルパス実施患者数】 令和３年度　　３０３，４１７人　→　令和４年度　　３０９，６６１人 【クリティカルパスの実施割合（※２）】 平成２８年度　４８．６％（目標値）　→　令和４年度　５１．４％ ※１クリティカルパス：疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画のことをいう。 ※２クリティカルパスの実施割合＝クリティカルパス実施患者数／新規入院患者数 ４．地域連携クリティカルパス実施のための取組 地域の医療機関の機能分化と連携を強化し、地域完結型医療の実現の一環として、開業医をはじめとする地域の医療機関と一体となり、大腿骨頸部骨折、脳卒中、がん等の地域連携クリティカルパスの導入の取組を引き続き推進した。なお、地域連携クリティカルパスによる医療を実践している病院は令和４年度末までに８８病院ある。 【地域連携クリティカルパス実施患者数】 令和３年度　　令和４年度 ・大腿骨頸部骨折　２，０６１人　→　２，１１６人 ・脳卒中　３，１９８人　→　３，１８１人 ・がん（五大がん等）　３，６３０人　→　３，３２６人 ・結核、ＣＯＰＤ等その他のパス　２，３９７人　→　２，４０７人 ・総数　１１，２８６人　→　１１，０３０人	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　臨床評価指標の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したＰＤＣＡサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進しているか。あわせて、各病院の委員会活動から得られた改善事例を全病院で共有しているか。また、取組による成果を取りまとめ情報発信しているか。	**５．臨床評価指標を用いたＰＤＣＡサイクルによる医療の質の向上の推進** ＮＨＯにおいて、各病院が自らの医療の質の実態を知り、問題解決を行い、医療の質の向上を図っていくためのツールとして活用されることを目的として「臨床評価指標」を開発している。 本中期目標期間では、「医療の質の改善事業」を引き続き実施していくとともに、令和２年度においては、各病院が特に重点的に取り組むべき「重点指標」を選定して、臨床評価指標を用いたＰＤＣＡサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進している。令和４年度においても、令和３年度に引き続きクオリティマネジメントセミナーを開催し、改善事例や優れた取り組みを行った病院の事例を共有し、情報発信した。 【特に重点的に取り組むべき指標】 ・急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率 ・外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の実施率 ・市中肺炎（重症除く）患者に対する広域スペクトル抗菌薬の未処方率 ・重症心身障害児（者）に対するリハビリテーションの実施率 ・パーキンソン病患者に対するリハビリテーションの実施率 ・統合失調症患者に対する抗精神病薬の単剤治療の実施率 ・手術ありの患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率 ・広域スペクトル抗菌薬投与患者に対する細菌培養実施率 ・安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率 ・バンコマイシン投与患者の血中濃度測定率 ・がん患者の周術期医科歯科連携実施率 ・入院患者における総合満足度 ・外来患者における総合満足度 **６．「臨床評価指標」による計測の実施** ＮＨＯが提供する医療の質を可視化し向上を図るため、平成１８年度より「臨床評価指標」を開発し計測を続けている。 令和４年度に「臨床評価指標Ｖｅｒ．５」を開発することを臨床評価指標評価委員会に諮り承認されたため、新規指標の開発を進めた。「臨床評価指標Ｖｅｒ．５」では、これまでの臨床評価指標の枠にとらわれない改定を目標として、国内外で使用される指標の調査など事前の情報収集を進めた。臨床評価指標Ｖｅｒ．５では多様化する病院機能を評価する指標、患者向けの指標など、新たな視点から既存指標の定義見直しと新規指標の作成を行った。新指標２９指標（血液培養実施時の２セット実施率、誤嚥性肺炎の３０日以内の予定外再入院、入院後せん妄ハイリスク患者への専門対策実施率など）を加え、合計１１０指標で計測を行う予定である。ＮＨＯ外部にはこの１１０指標を全て公開し、そのうち１５指標については病院名付きで公表を行う予定である。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　第三者評価による認定の取得に努めているか。	＜ＮＣＤＡを活用した指標例＞ ・糖尿病患者におけるＨｂＡ１ｃ値コントロール率 ・中心静脈カテーテル留置後の感染症の発生率 ７．日本医療機能評価機構等の認定状況 日本医療機能評価機構の病院評価認定病院は、令和４年度において合計で５９病院となった。 平成２５年度に新たに導入された機能種別による病院機能評価については、認定を受けた５９病院全てが最新の評価体系（機能種別３ｒｄＧ）で認定されている。 【その他の外部機関による認定状況（令和４年度末）】 ・「ＩＳＯ９００１」（国際標準化機構が策定する品質マネジメントシステムの国際規格）３病院 ・「ＩＳＯ２２３０１」（国際標準化機構が策定する事業継続マネジメントシステムの国際規格）１病院 ・「ＩＳＯ１５１８９」（国際標準化機構が策定する臨床検査室-品質と適合能力に対する特定要求事項）１４病院 ・「赤ちゃんにやさしい病院」（ＷＨＯ・ユニセフによる認定）９病院 ・「ＮＰＯ法人卒後臨床研修評価機構」による認定　７病院	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					８．臨床検査データの精度保証 日本医師会が主催する「臨床検査精度管理調査」等にＮＨＯの全病院が参加し、臨床検査の精度の維持向上に令和４年度も引き続き取り組んだ。 その結果、臨床検査精度の評価評点について、全国３，２１１病院における平均点は９７．１点（令和３年度は９７．１点）であったのに対し、ＮＨＯの病院の平均点は９８．２点（令和３年度は９８．２点）であり、１００点満点の病院は６病院（令和３年度は６病院）であった。 ９．新型コロナウイルス感染症への対応と一般医療等の維持・両立 新型コロナウイルス感染症対応については、発生初期から、ＮＨＯがワンチームとして積極的に取り組むという大方針の下、国や自治体からの病床確保や看護師派遣などの依頼に対し、一貫して積極的に協力している。 令和４年度においても、日本国内で過去最大の感染の波が２度にわたり訪れる中にあっても、地域から求められている救急医療、産科・小児科・精神科等の病床などの診療機能を維持することにより、基礎疾患を有する新型コロナウイルス感染症患者や新型コロナウイルス感染症患者が合併症を併発した場合にも幅広く対応した。 また、重症心身障害や神経難病などのセーフティネット系医療を提供する病院においても、感染対策を徹底し、コロナ患者を受け入れ、手紙で家族へ状況を報告するなどコロナ禍でも安心・安全な医療を提供し、地域医療に大きく貢献した。（セーフティネット系医療を提供する６５病院のうち、４８病院で延べ６０，３５１人のコロナ患者受入れ） 【セーフティネット系病院における新型コロナ患者の受け入れ病院・延べ入院患者数】 （１）発熱外来等やＰＣＲ検査機器のさらなる整備 新型コロナウイルス感染症への対応に加え、季節性インフルエンザ流行にも備えた体制整備のため、自治体より診療・検査医療機関等、発熱外来等の設置の要請があった場合には積極的に協力し、令和４年度末時点で１１５病院において発熱外来等を設置している。また、令和４年度末時点で、１３９病院にＰＣＲ検査機器等を整備し、感染拡大に伴うＰＣＲ検査等のニーズの増加に対応した。院内感染等が発生した場合は、ＰＣＲ検査を速やかに実施し、実態把握に努めることで早期に感染拡大の鎮静化を図った。 【ＰＣＲ検査件数等】		評定

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
受入病院数	２４病院	３２病院	４８病院
延べ入院患者数	２０，７７８人	４４，８２８人	６０，３５１人

	令和２年４月	令和３年３月	令和４年１月	令和４年８月
月間検査件数	１９５件	１７，１１２件	４５，９５１件	６２，７１１件

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					※検査件数は、ＮＨＯ病院で、１ヶ月間における外来・入院患者等の検査件数 ※令和４年度遺伝子検査（ＰＣＲ法、ＴＲＣ法、ＬＡＭＰ法）実施件数 ：５０３，１４７件 ※令和４年度抗原検査（定量、定性）実施件数：５１５，９１４件 （２）患者が安心して療養できる診療体制の確保 新型コロナウイルス感染症の患者もそれ以外の患者も安心して受診してもらうために、新型コロナウイルスと共存を図っていくための体制を推進している。 【基本的な考え方】 ・新型コロナウイルス感染の有無が明らかでないことを理由に、患者紹介や救急車の受け入れ要請を断らない。 ・一方、新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者にも安心して療養してもらえる環境であることを明らかにするため、動線や病室を明確に区分する。 ・入院治療が必要で新型コロナウイルスの感染が否定できない患者全員に対してＰＣＲ検査等を実施する。 新型コロナとの共存の観点から、感染対策を行いつつ、質の高い診療を行うため、電話やオンラインによる診療も実施し、１１５病院において電話等による診療を実施した。 さらに、地域の感染状況等により面会が制限される中にあっても、患者への感染を防ぎつつ、患者や患者家族のＱＯＬの向上を図るため、 地域の感染状況等を踏まえながら、できる限り対面による面会を可能とする、オンライン面会等工夫した面会を実施するなどの取組を行った。 対面による面会を可能とした病院：１１４病院 オンライン面会を実施した病院：　１０８病院 また、セーフティネット分野の長期療養中の患者の外出行事など、感染対策の観点からこれまでやむを得ず中止や限定的な開催が多くなっていたイベントについても、地域の感染状況等を踏まえつつ十分な感染対策を実施した上で、工夫を凝らしながら実施し、患者そのご家族にとって入院生活がより充実するよう取り組み、多くの患者・患者家族から好評を得た。 【具体例】 ・重症心身障害児（者）病棟患者バスドライブ（福島病院） ・重症心身障害児（者）病棟患者公園散策、病棟内水族館（青森病院） （３）市中感染対応について ①病床の確保 令和４年度においては、過去最多の感染者数を記録するなど全国的に度重なる感染拡大が発生した新型コロナウイルス感染症であったが、引き続きＮＨＯではワンチームとして積極的に取り組むという大方針の下、国や自治体の要請に対応した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					コロナ病床の確保にあたっては、他疾患用病床より多くのマンパワーや感染防止のためのスペースを要するが、感染拡大による病床確保の要請の高まりに応えるため、セーフティネット分野の医療や行政から特に継続を求められる救命救急センターや周産期医療などの機能は維持しつつ、その他の患者用の病床を活用することや全国的な感染拡大に伴い、職員の感染によるマンパワーの確保が難しい中にあってもＮＨＯ病院間の職員派遣などの工夫を凝らし、各都道府県における保健・医療提供体制確保計画策定に当たってどこよりも多く病床を確保し、これまでで最多の患者数を受け入れるなど国や自治体からの要請に応え続けてきた。 新型コロナウイルス感染症対応とセーフティ機能維持の両立は既に余力が残っていない中で相当困難であったが、こうしたＮＨＯのネットワークを生かす取組等により可能となったものである。 特に、東京都の委託を受けて令和４年３月に運営を開始した東京都臨時医療施設（最大８０床）では、令和５年３月末までに延べ５，６６１名のコロナ患者を受け入れた。 臨時医療施設の運営に当たっては、医療従事者の継続的な確保に加えてマニュアルの整備や地域の医療機関等との連携を新たに構築する必要がある等、まったく新しい病院を１つ設立することに匹敵する多大な人的・物的リソースを投入した。また、東京都のみならず全国で感染が拡大し、各病院においてコロナ患者の受け入れや国・地方自治体からの医療従事者の派遣要請へも応じている中、更に医療従事者を東京都臨時医療施設に派遣することは大きな負担であったが、各病院が院内で業務調整を行うなどの工夫を凝らし、ＮＨＯのネットワークを生かして多様な人材を確保するとともに、これまでの各地域での新型コロナ対応のノウハウを結集し、早期に地域との連携体制を構築するなど受入体制を整備することができた。 なお、臨時医療施設には、セーフティネット中心病院からも医療従事者を派遣しており、これにより地域の他の施設で受け入れが難しかった認知症や知的障害を有する患者、要介護度の高い患者を多く受け入れることが可能となるなど、地域のニーズに対応した医療を提供することで、一時は東京都の病床利用率を大きく超える利用率となるなど多くの患者を受け入れ（５月１８日時点における病床利用率は都の病床利用率（１５．３％）を大きく上回る６１．３％)、東京都からも高い評価を得た。 ②看護師等応援体制の構築 令和４年度も引き続き、令和２年度に構築した多くの新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているために、看護師の負担が増大したり、診療機能の維持が困難になりつつあるＮＨＯ病院に対して、本部において看護師の派遣候補者を集約し、支援が必要な病院にＮＨＯ全体で看護師を派遣する仕組みを活用した支援を実施した。各病院とも決して人員に余力があるわけでなく、こうした厳しい中にあったが他病院での業務を経験することにより、職員のスキルアップに繋がるとともに、派遣元病院に新型コロナウイルス感染症対応等の経験や知識を還元した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					＜令和４年度派遣実績＞ ２１２人　８，００１人日（東京都臨時医療施設含む） さらに、ＮＨＯ病院への派遣とは別に、令和４年２月の厚生労働大臣から当機構に対してなされた国立病院機構法第２１条第１項に基づく要求では、東京都及び大阪府に新増設する臨時の医療施設への看護師派遣（５９人）が求められたため、上記の看護師派遣の仕組みを活用して、延べ７６人を派遣し要求に応えた。さらに令和４年４月以降も臨時の医療施設が運営継続となったことから、引き続き看護師を派遣した。また、自治体等からの要請に基づき、クラスターが発生した病院や施設、軽症者等のための宿泊療養施設やコロナ重症センター、感染防止対策のための巡回訪問等、地域における新型コロナウイルス感染症対応のための看護師派遣を積極的に実施した。 ＜令和４年度自治体等からの要請に基づく法人外医療機関等への派遣実績＞ 看護師：８７６人、３，１７０人日 この他、医師や薬剤師等メディカルスタッフの派遣についても、東京都臨時医療施設の運営や令和４年２月の厚生労働大臣から当機構に対してなされた国立病院機構法第２１条第１項に基づく要求による東京都及び大阪府に新増設する臨時の医療施設など国や自治体からの要請に応え、延べ１４，１１７人もの医療従事者の派遣を実施した。		評定

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－２	診療事業　地域医療への貢献		
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 　今後、超高齢社会を迎えるにあたり、国として、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築を推進しており、機構の個々の病院が、それぞれの地域で求められる医療需要の変化に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。 　機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
紹介率（計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		76.5%（平成30年度）	76.5%（平成30年度）	76.5%（平成30年度）	76.5%（平成30年度）	
紹介率（実績値）		76.5%	77.3%	76.1%	74.6%	75.6%	
達成度			101.0%	99.5%	97.5%	98.8%	
逆紹介率（計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		64.1%（平成30年度）	64.1%（平成30年度）	64.1%（平成30年度）	64.1%（平成30年度）	
逆紹介率（実績値）		64.1%	66.7%	71.9%	70.6%	70.3%	
達成度			104.1%	112.2%	110.1%	109.7%	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	988,900,395（※注①）	1,018,255,670（※注①）	970,115,890（※注①）	977,419,394（※注①）	
決算額（千円）	976,561,682（※注①）	956,299,491（※注①）	983,965,290（※注①）	1,004,868,764（※注①）	
経常費用（千円）	983,294,458（※注①）	986,002,575（※注①）	1,024,979,669（※注①）	1,054,064,867（※注①）	
経常利益（千円）	13,610,531（※注①）	69,089,449（※注①）	104,267,516（※注①）	67,615,378（※注①）	
行政コスト（千円）	990,162,530（※注①）	992,065,689（※注①）	1,028,777,383（※注①）	1,059,244,784（※注①）	
従事人員数（人）	62,226（※注②）	62,581（※注②）	62,946（※注②）	62,555（※注②）	

訪問看護の延べ利用者数（計画値）	前年度より増加		58,635 名	64,211 名	65,153 名	65,741 名									
訪問看護の延べ利用者数（実績値）		58,635 名	64,211 名	65,153 名	65,741 名	72,003 名									
達成度			109.5%	101.5%	100.9%	109.5%									
入退院支援実施件数（計画値）	前年度より増加		155,234 件	182,126 件	191,363 件	223,938 件									
入退院支援実施件数（実績値）		155,234 件	182,126 件	191,363 件	223,938 件	257,491 件									
達成度			117.3%	105.1%	117.0%	115.0%									
短期入所、通所事業の延べ利用者数（計画値）	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		短期入所 39,932 名（平成 30 年度）通所事業 48,788 名（平成 28 年度）	短期入所 39,932 名（平成 30 年度）通所事業 48,788 名（平成 28 年度）	短期入所 39,932 名（平成 30 年度）通所事業 48,788 名（平成 28 年度）	短期入所 39,932 名（平成 30 年度）通所事業 48,788 名（平成 28 年度）									
短期入所、通所事業の延べ利用者数（実績値）		短期入所 39,932 名 通所事業 43,100 名	短期入所 49,993 名 通所事業 48,081 名	短期入所 30,194 名 通所事業 39,543 名	短期入所 31,347 名 通所事業 37,012 名	短期入所 34,035 名 通所事業 37,097 名									
達成度			短期入所 125.2% 通所事業 98.6%	短期入所 75.6% 通所事業 81.1%	短期入所 78.5% 通所事業 75.9%	短期入所 85.2% 通所事業 76.0%									

注）①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目 1－1－1、1－1－2、1－1－3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（２）地域医療への貢献 地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、併せて、個々の病院について、その機能、地域医療需要及び経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再編成等を検討すること。 また、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院	**（２）地域医療への貢献**	**（２）地域医療への一層の貢献**			＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ （自己評定Ｓ理由） ・　紹介率及び短期入所、通所事業については、１００％を下回ったものの、その他の定量的指標において、達成度が１００％以上であった。 ・　上記理由により、難易度が高い定量的指標について、一部達成度が１００％を下回ったものの、その他の達成度が１００％以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。 ○　ＮＨＯでは、地域連携をより一層強化するため、紹介・逆紹介の向上に努めている。各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和４年度においては、紹介率は７５．６％、逆紹介率は７０．３％となった。紹介率については、新型コロナウイルス感染症の影響により時間外患者の受入数が減少した一方で、紹介状を持っていない新型コロナ患者の受入数が増加したことにより、達成度は９８．８％となり１００％を下回ったが、前年度と比較すると１％向上した。逆紹介率の達成度については１０９．７％となり計画値を上回った。 ○　地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その中で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していかなければならない。 その上で、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和４年度においては３１病院で訪問診療を行い、６８病院が訪問看護等を引き続き行った。また、地域の要請に応じて１７病院で訪問看護ステーションを運営している。訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、７２，００３人、達成度は１０９．５％となった。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること。					さらに、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援についても、令和４年度においては入退院支援実施件数２５７，４９１件、達成度は１１５．０％となる等、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援を行った。 ○　地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、他の医療機関では提供されないおそれのあるセーフティネット分野の重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援体制を構築するため、セーフティネット分野の医療提供をする病院において、短期入所について受入れを行った。また、通所事業については、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施した。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行の中、特に短期入所及び通所事業については感染の危険性が高く、入院患者の安全のため、令和３年度に引き続き、受入れを一時的に断念せざるを得ない状況であったことから、評価対象から除外する。 ○　令和４年度の派遣先施設数は３０９施設（前年度の約８倍）であり、特に老人福祉施設への感染防止・拡大対策指導を目的とした派遣が増加した。自治体等からのクラスター（小規模な集団感染）対応を目的とした派遣要請についても、これまでは陽性患者への看護の提供が主だったところ、令和４年度においても、前年度から引き続き沖縄県をはじめとした自治体の要請により、感染症専門医や感染管理認定看護師等で編成されたクラスター対策チームの派遣を実施し、地域の感染対策指導にも貢献した。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		①　医療計画等で求められる機能の発揮 国立病院機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献する。 その上で、必要に応じて、各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、国立病院機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討していく。 また、地域	**①　医療計画等で求められる機能の発揮** 国立病院機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献する。 また、各都道府県の地域医療構想に基づいた地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努める。 その上で、必要に応じて、各都道府県の地域医療	＜評価の視点＞ ・　地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献しているか。	**①　医療計画等で求められる機能の発揮** １．地域医療への取組 （１）５疾病・５事業への対応 都道府県医療計画において、５疾病５事業及び在宅医療の実施医療機関として位置付けられており、各病院では、新型コロナへ対応しつつ、地域で必要とされる役割を果たした。 具体的には、救急車受入数については、２１７，７１２件（対前年度比４６，４６７件増、１１３．８％）であり、手術件数は、２０２，８８０件（対前年度比５，３８５件増、１０２．７％）と新型コロナに積極的に対応しつつ地域医療にも大きく貢献した。また、在宅医療機関と連携し緊急時に在宅患者の入院を受け入れる在宅療養後方支援病院（※）について、３９病院（対前年度＋１３病院）と増加しており、地域における在宅医療の推進及び在宅医療提供体制の確保に寄与した。 （※）在宅を担当する医療機関と連携し、連携医療機関の求めに応じた２４時間診療が可能な体制を確保するとともに、緊急入院の必要がある場合に受け入れる病院 【各都道府県の医療計画における５疾病・５事業に係る記載状況（令和４年度末）】 ・５疾病：がん８３病院、脳卒中９１病院、心筋梗塞６４病院、糖尿病７９病院、精神４３病院 ・５事業：救急医療１１２病院、災害医療６８病院、へき地医療１４病院、周産期医療６０病院、小児医療１０２病院 （２）地域医療支援病院の指定状況 医療法により、地域における医療機関の役割分担と連携を図り、「地域完結型医療」を目的に創設された地域医療支援病院に、令和４年度においては６１病院が指定されており、地域医療の支援に引き続き貢献した。 （３）がん対策推進基本計画への対応 ＮＨＯにおいて、３病院が都道府県がん診療連携拠点病院、３０病院が地域がん診療連携拠点病院、２病院が地域がん診療拠点病院にそれぞれ指定されており、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。 ３病院（令和４年度末）が、がんゲノム医療拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム情報に基づく診療や臨床研究・治験の実施、新薬等の研究開発、がんゲノム関連の人材育成等について貢献している。 また、１２病院（令和４年度末）が、がんゲノム医療連携病院の指定を受け、がんゲ	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。	構想の実現に向けて、国立病院機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討していく。 また、地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。	＜評価の視点＞ ・ 各都道府県の地域医療構想に基づいた地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努めているか。	ノム医療中核拠点病院と連携して遺伝子パネル検査に関する診療機能体制の整備や遺伝子カウンセリングの実施、がんゲノム医療に関する人材育成などの役割を担っている。 【がん診療連携拠点病院等の指定状況】 令和３年度　令和４年度 ・都道府県がん診療連携拠点病院　３病院　→　３病院 ・地域がん診療連携拠点病院　３０病院　→　３０病院 ・地域がん診療拠点病院　２病院　→　２病院 ・がんゲノム医療拠点病院　３病院　→　３病院 北海道がんセンター、四国がんセンター、九州がんセンター ・がんゲノム医療連携病院　１２病院　→　１２病院 東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、呉医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター、福山医療センター、東広島医療センター （４）地域医療構想調整会議等への参加状況 都道府県が策定した地域医療構想を基に、構想区域毎に「地域医療構想調整会議」において、医療機能の役割分担等具体的な議論が進められている中で、ＮＨＯの各病院も地域医療構想調整会議に積極的に参加する等、地域関係者との対話を令和４年度も引き続き実施した。 また、医療機関がその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を選択し、病棟単位で都道府県に報告する病床機能報告制度については、令和４年度も引き続き各病院が適切に対応した。 【各都道府県における医療連携体制について検討・討議するために設置される医療審議会等への参加状況（令和５年３月末現在）】 ・都道府県医療審議会（及び作業部会等）参加病院数　２０病院 ・圏域連携会議参加病院数　４８病院 ・地域医療対策協議会（及び作業部会等）参加病院数　２６病院 ・地域医療構想調整会議（及び専門部会等）参加病院数　９７病院 （５）ＮＨＯにおける地域医療構想への対応 ＮＨＯでは、従来から、ＳＵＲＥプロジェクトの理念に沿った取組を進めている。 （ＳＵＲＥプロジェクト報告書（令和元年１０月）） ①地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するＮＨＯ ②全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるＮＨＯ ③災害時等の危機管理に強いＮＨＯ	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					国が進める地域医療構想において、病床の機能分化・連携を進め、ダウンサイジングや機能転換等を念頭においた議論が各地域において進められていく中で、地域医療構想における再検証要請が求められている病院を含め、地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供する必要があることから、次の点について、各病院へ周知を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の対応を行っている状況下ではあるが、今後も地域医療構想の基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持し着実に進めていくことや、第８次医療計画において、５事業に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加されるといった国の方針が示されていることを踏まえ、２０２５年に向けて実現すべき規模・機能及びその実現のための道筋を定める経営戦略の策定又はその見直しを行い、毎年度計画に反映の上、取り組むとともに、経営戦略に基づく具体的な方針を示しつつ、地域関係者の理解を得ていくよう取り組む必要があること。 ・２０４０年に向けた中期的な状況や見通しを踏まえた内部・外部環境の分析結果、同感染症による環境の変化などを正確に見極め、同感染症対応に係る経験を踏まえた今後の新興感染症に関する自院の役割なども見通した上で経営戦略の策定及び見直しを行うこと。		評定
				＜評価の視点＞ ・　各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討しているか。	（６）ＮＨＯ病院の医療機能の移転 ＜東徳島医療センター・徳島病院の機能統合について(ポスト NICU の移転)＞ 東徳島医療センター（徳島県板野郡板野町）及び徳島病院（同吉野川市）がそれぞれ実施しているセーフティネット分野の専門医療等について、将来にわたって実施できる体制を確保するとともに、患者の療養環境を更に充実していくため、徳島病院の機能を東徳島医療センターの地に移転・統合し、徳島県地域医療構想を踏まえ、現在、両病院が有している医療機能の充実・強化等を図ることとした基本構想を平成３０年２月に公表した。 徳島県の小児医療については、その機能を支える医師を確保していくことが課題となっており、特に、ポストＮＩＣＵ病床の専門医療については、合併症や在宅移行支援などの患者ニーズにも対応していくことが求められていることから、基本構想に基づき、令和５年１０月目途に徳島病院のポストＮＩＣＵ病床８床について、関連する医療機能をより広く持つ東徳島医療センターへ移し、患者ニーズにより対応できるようにすること、併せて、両病院の医療資源を有効活用するため、組織の合理化を図ることを決定し、令和５年３月に公表した。 ○主な動き 平成２９年１２月　徳島県東部地域医療構想調整会議で機能再編案を説明 平成３０年　２月　基本構想の公表 令和　５年　３月　当面の対応（ポストＮＩＣＵ病床の移転）の公表	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（７）地域におけるＮＨＯ病院と他の設置主体医療機関等との機能再編 ＜弘前病院への弘前市立病院の医療機能の移転について＞ 津軽地域では、民間病院の医師不足等による病院群輪番参加病院の減少により救急医療体制の維持が困難等の課題を抱えていた。 その課題を解決するために、平成２８年３月に策定された地域医療構想に基づき、弘前病院と弘前市立病院を再編し、地域の二次救急医療提供体制の強化、複数の診療科の協働による高度・専門医療等の提供、地域医療を担う病院・診療所等との連携、若手医師等の育成機能の充実・人材確保等を担う新中核病院を、ＮＨＯ、弘前市、青森県及び弘前大学の連携により整備することで、弘前市を中心とする津軽地域保健医療圏の住民等に、長期にわたり安心・安全で良質な医療を提供することを目的として、平成３０年１０月に、４者間で基本協定書を締結した。 令和４年４月１日より、弘前病院へ弘前市立病院の医療機能を移転し、弘前総合医療センターとして新中核病院の運営を開始した。弘前市長をはじめ地域から『津軽地域保健医療圏の医療の中核として、特に救急患者の受け入れについて、重要な役割を果たしている』と高く評価されており、引き続き地域医療構想に基づく地域完結型の診療体制、津軽地域における地域包括ケアシステムの構築に貢献していく。 ○主な動き 平成２８年　３月　青森県津軽地域保健医療圏の地域医療構想を策定 平成２８年１０月　青森県が新中核病院構想を提案 平成３０年１０月　基本協定書締結 令和　４年　４月　新中核病院運営開始 ＜信州上田医療センターへの上田市立産婦人科病院の医療機能の集約について＞ 長野県上田市の市立産婦人科病院では、産婦人科医の確保や経営状態の悪化等の問題を抱えていたため、将来にわたる安全・安心な周産期医療提供体制の確保に向けて、令和３年１１月に上田市において「上田市立産婦人科病院のあり方（方針）」が策定され、上田市立産婦人科病院と信州上田医療センターとの医療機能の再編・集約化を進めることとされた。 令和４年度には、市立産婦人科病院がリスクのある患者の分娩を制限したことから、信州上田医療センターにおいてその分の分娩数の増加に対応した(対前年度＋１５９件)。 また、令和４年度末をもって市立産婦人科病院での分娩が中止されることとなったことから、更なる分娩数の増加に対応できるよう、医師や医療スタッフの確保、施設整備等の体制整備を着実に行った。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（８）地域医療における新型コロナウイルス感染症等への対応 令和４年度においては、日本国内で過去最大の感染の波が２度にわたり訪れる中にあっても、新型コロナウイルス感染症への対応と一般医療等の維持・両立を図りながら、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供した。 また、新型コロナウイルス感染症対応に当たっては、都道府県からの要請に積極的に応じ、新型コロナウイルス感染症患者等を重点的に受け入れるにあたり、令和４年度は重点医療機関９８病院、協力医療機関１０病院の指定を受けた。（令和４年度末時点） 〈重点医療機関・協力医療機関病院数の推移〉 令和２年度　令和３年度　令和４年度 重点医療機関　６１病院　８９病院　９８病院 協力医療機関　２１病院　１３病院　１０病院 令和４年度においては、過去最多の感染者数を記録するなど全国的に度重なる感染拡大が発生した新型コロナウイルス感染症であったが、引き続きＮＨＯではワンチームとして積極的に取り組むという大方針の下、国や自治体の要請に対応した。 コロナ病床の確保にあたっては、他疾患用病床より多くのマンパワーや感染防止のためのスペースを要するが、感染拡大による病床確保の要請の高まりに応えるため、セーフティネット分野の医療や行政から特に継続を求められる救命救急センターや周産期医療などの機能は維持しつつ、その他の患者用の病床を活用することや全国的な感染拡大に伴い、職員の感染によるマンパワーの確保が難しい中にあってもＮＨＯ病院間の職員派遣などの工夫を凝らし、各都道府県における保健・医療提供体制確保計画策定に当たってどこよりも多く病床を確保し、これまでで最多の患者数を受け入れるなど国や自治体からの要請に応え続けてきた。 新型コロナウイルス感染症対応とセーフティ機能維持の両立は既に余力が残っていない中で相当困難であったが、こうしたＮＨＯのネットワークを生かす取組等により可能となったものである。 特に、東京都の委託を受けて令和４年３月に運営を開始した東京都臨時医療施設（最大８０床）では、令和５年３月末までに延べ５，６６１名のコロナ患者を受け入れた。 臨時医療施設の運営に当たっては、医療従事者の継続的な確保に加えてマニュアルの整備や地域の医療機関等との連携を新たに構築する必要がある等、まったく新しい病院を１つ設立することに匹敵する多大な人的・物的リソースを投入した。また、東京都のみならず全国で感染が拡大し、各病院においてコロナ患者の受け入れや国・地方自治体からの医療従事者の派遣要請へも応じている中、更に医療従事者を東京都臨時医療施設に派遣することは大きな負担であったが、各病院が院内で業務調整を行うなどの工夫を凝らし、ＮＨＯのネットワークを生かして多様な人材を確保するとともに、これまでの各地域での新型コロナ対応のノウハウを結集し、早期に地域との連携体制を構築するなど受入体制を整備することができた。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					なお、臨時医療施設には、セーフティネット中心病院からも医療従事者を派遣しており、これにより地域の他の施設で受け入れが難しかった認知症や知的障害を有する患者、要介護度の高い患者を多く受け入れることが可能となるなど、地域のニーズに対応した医療を提供することで、一時は東京都の病床利用率を大きく超える利用率となるなど多くの患者を受け入れ（５月１８日時点における病床利用率は都の病床利用率（１５．３％）を大きく上回る６１．３％)、東京都からも高い評価を得た。 ＜具体的事例＞ ・ＮＨＯ病院主催の地域の医療機関等と連携した新興感染症発生を想定した感染対応力向上のための訓練の実施 地域全体の感染予防・感染防止対策の向上のため、三重病院が中心となり地域の医療機関１９施設と合同して新興感染症等が発生し患者を受け入れる場合を想定した訓練を実施し、ゾーニングや感染症対応用の備品の運用方法の確認、応用方法の思案など地域の医療機関と情報共有することにより、地域で連携した感染対応力の向上を図った。 この他、ＮＨＯ各病院のＣＯＶＩＤ－１９研修の取組等について、外部への積極的な情報提供や研修　動画の公開を行うために、外部ポータルサイトを運用し内外の医療従事者や地域住民でも当機構の動画等コンテンツにアクセスできるようにしており感染症対応の充実を図っている。また、ＮＨＯ内部でのみ閲覧可能な内部向けのサイトも併せて構築し、各病院の取組等を広報・共有し、研修事業の見える化を図り、その内容の充実に取り組んでいる。 （９）新型コロナウイルス感染症に係る地域の医療・介護施設への職員派遣 日本国内で過去最大の感染の波が２度にわたり訪れ、各ＮＨＯ病院では過去最多の新型コロナ患者の受入を行いつつ、自治体等からの要請に基づき、クラスターが発生した施設等へ感染管理認定看護師を派遣、当該施設において安全なケアの提供ができるよう感染対策指導を行ったほか、感染対策のための巡回訪問等、地域における新型コロナ対応に貢献した。 令和４年度の派遣先施設数は３０９施設（前年度の約８倍)、特に老人福祉施設への感染拡大防止対策指導を目的とした派遣が増加した。自治体等からのクラスター対応を目的とした派遣要請についても、これまでは看護の提供が主だったところ、令和４年度においてはクラスター対策チームの派遣を実施、地域の感染対策指導に貢献した。また、沖縄県に新たに設置する入院待機ステーションの運営にも参画し、入院できない患者が安心して療養できる環境づくりにも力を発揮した。 ＜具体的事例＞ ・青森病院、山形病院、福島病院、いわき病院、災害医療センター、東京医療センター、千葉東病院、長良医療センター、東尾張病院、大阪医療センター、近畿中央呼吸器センター、大阪刀根山医療センター、大阪南医療センター、浜田医療センター、賀茂精神医療センター、九州医療センター、佐賀病院、熊本再春医療センター、福山医療セン		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					ター、四国こどもとおとなの医療センター、菊池病院（沖縄入院待機ステーションの立ち上げ・運営） 　感染拡大に伴う病床逼迫に対応するための入院待機ステーションの運営にあたり、自治体の要請を受け、入院待機患者に係る看護の提供や自宅療養患者の健康相談対応等を延べ５５７人日にわたり実施、感染拡大の中でのバッファー機能の役割の発揮に貢献した。 ＜看護師派遣先施設区分別件数＞ 令和３年度　令和４年度 ・行政機関　１件　４件 ・宿泊施設　４件　１６件 ・老人福祉施設等　５件　１９３件 ・障害者施設　１件　２８件 ・医療機関　２７件　６８件 ＜看護師派遣先施設区分別件数＞ ・感染防止・感染拡大対策指導　１４６件 ・クラスター対応　１３１件 ・コロナ専用病床等における陽性者看護　１６件 ・宿泊療養施設運営　１３件 ・入院待機ステーション立ち上げ・運営　２件 ・その他　１件 （１０）新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種への対応 　地域における新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について、各自治体から医師・看護師等の派遣等の協力依頼に基づき、自院における新型コロナウイルス感染症対応を含めた診療体制等に支障を来たさない限りにおいて、自院での個人接種や集団接種の実施、自院以外の接種会場への医療従事者の派遣や接種場所の提供など、積極的に協力した。 ＜各自治体からの協力依頼＞ ・自院以外の接種会場への職員派遣　６３病院 ・自院での個別接種（自院の医療従事者が接種を行う）　８９病院 ・自院での集団接種（自院の医療従事者が接種を行う）　５３病院 ・接種場所のみ提供（自院以外の医療従事者が接種を行う）　４病院 （１１）ＮＨＯ病院主催の地域医療機関との新興感染症発生を想定した感染対応力向上のための訓練 　地域全体の感染予防・感染防止対策の向上のため、ＮＨＯ三重病院が中心となり地域の連携医療機関１９施設と合同して新興感染症等が発生し患者を受け入れる場合を想定した		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					訓練を実施した。連携医療機関からは医師や看護師、臨床検査技師などの医療従事者が参加し、ゾーニングや感染症対応用の備品の運用方法の確認、応用方法の思案など地域の医療機関と情報共有することにより、地域で連携した感染対応力の向上を図った。この他、ＮＨＯ各病院のＣＯＶＩＤ－１９研修の取組等について、外部への積極的な情報提供や研修動画の公開を行うために、外部ポータルサイトを運用し内外の医療従事者や地域住民でも当機構の動画等コンテンツにアクセスできるようにしており充実を図っている。 　また、ＮＨＯ内部でのみ閲覧可能な内部向けのサイトも併せて構築し、各病院の取組等を広報・共有し、研修事業の見える化を図り、その内容の充実に取り組んでいる。		評定
				＜評価の視点＞ ・　地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めているか。	２．地域完結型医療を実現するための取組 （１）地域連携クリティカルパス実施のための取組（再掲） 　地域の医療機関の機能分化と連携を強化し、地域完結型医療の実現の一環として、開業医をはじめとする地域の医療機関と一体となり、大腿骨頸部骨折、脳卒中、がん等の地域連携クリティカルパスの導入の取組を引き続き推進した。なお、地域連携クリティカルパスによる医療を実践している病院は令和４年度末までに８８病院ある。 【地域連携クリティカルパス実施患者数】 　　令和３年度　　令和４年度 ・大腿骨頸部骨折　２，０６１人　→　２，１１６人 ・脳卒中　３，１９８人　→　３，１８１人 ・がん（五大がん等）　３，６３０人　→　３，３２６人 ・結核、ＣＯＰＤ等その他のパス　２，３９７人　→　２，４０７人 ・総数　１１，２８６人　→　１１，０３０人 （２）医療機器の共同利用 　地域の医療機関や医師会等への医療機器の整備状況の説明、地域医療連携システムの導入による利便性の向上などの取組により医療機器の共同利用を促進することで、地域の医療機関との連携を図った。 【医療機器の共同利用数】 　　令和３年度　　令和４年度 ・ＣＴ　３０，８９４件　→　３０，９７８件 ・ＭＲＩ　３５，２５５件　→　３７，６６４件 ・ガンマカメラ　５，６３０件　→　５，６２３件 ・リニアック　１１，７０７件　→　１２，３７６件	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（３）紹介率と逆紹介率の向上 近隣医療機関等への定期的な訪問や、退院支援看護師の配置による退院支援の強化等により、紹介率（※）、逆紹介率の向上に努め、引き続き地域医療に貢献した。 各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和４年度においては、紹介率は７５．６％、逆紹介率は７０．３％となった。紹介率については、新型コロナウイルス感染症の影響により時間外患者の受入数が減少した一方で、紹介状を持っていない新型コロナ患者の受入数が増加したことにより、達成度は９８．８％となり１００％を下回ったが、前年度と比較すると１％向上した。逆紹介率の達成度については１０９．７％となり計画値を上回った。 【紹介率・逆紹介率】 令和３年度　　令和４年度 ・紹介率　７４．６％　→　７５．６％ ・逆紹介率　７０．６％　→　７０．３％ ※ 紹介率：受診した患者のうち他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合。	紹介率については新型コロナウイルス感染症の影響により年度計画の目標を達成できなかったが、逆紹介率については、目標を上回る実績をあげた。	評定
				＜定量的指標＞ ・　紹介率 逆紹介率			
				＜評価の視点＞ ・　入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図るっているか。 ＜定量的指標＞ ・　入退院支援実施件数	（４）入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っている。 【入退院支援実施件数】 令和３年度　　令和４年度 入退院支援実施　２２３，９３８件　→　２５７，４９１件	年度計画の目標を達成した。	
					３．地域の救急医療体制への取組 （１）救急・小児救急患者の受入数 令和４年度は、消防法に基づく救急告示病院として９１病院が指定されている。また、２１病院において救命救急センターを設置しており、地域の医療ニーズを踏まえて、三次救急への取組も充実させている。さらに、小児救急医療拠点病院等として２４時間の小児救急医療を行っている病院は２２病院、地域の小児救急輪番に参加している病院は４２病院となっており、地域の小児救急医療体制の強化にも引き続き貢献した。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、救急患者受入数は令和３年度より大幅に増加しており、地域の救急医療体制の中でのＮＨＯの役割を引き続き適切に果たした。	年度計画の目標を上回る実績をあげた。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【救急患者受入数】 ・令和３年度　４６１，５６５人（＋１３．０％） （うち小児救急患者数７８，０１２人）（＋４６．３％） ・令和４年度　５０８，０３２人（＋１０．１％） （うち小児救急患者数９３，７５８人）（＋２０．２％） 【救急受診後の入院患者数】 ・令和３年度　１７７，２６８人（＋１３．６％） （うち小児救急患者数　１５，４８８人）（＋３８．８％） ・令和４年度　１８４，９９９人（＋４．４％） （うち小児救急患者数　１７，５６４人）（＋１３．４％） 【救急車による受入数】 ・令和３年度　１９１，３９２人（＋１３．３％） （うち小児救急患者数　１２，５５７人）（＋３７．６％） ・令和４年度　２１７，７１２人（＋１３．８％） （うち小児救急患者数　１７，９０３人）（＋４２．６％） 【救急車による受入数のうち受診後の入院患者数】 ・令和３年度　１０７，４５５人（＋１１．８％） （うち小児救急患者数　３，７２６人）（＋１９．５％） ・令和４年度　１１６，８０５人（＋８．７％） （うち小児救急患者数　４，８３７人）（＋２９．８％） （２）地域の救急医療体制の強化 地域の医療ニーズを踏まえて、三次救急への取組も充実させており、救命救急センターを２１病院設置している。また、二次医療機関と一次医療機関との役割分担が進んできたことから、各病院は、より重篤な患者の受入れを積極的に行うなど、地域の救急医療体制強化に令和４年度も引き続き貢献した。 なお、令和４年度においては、消防法に基づく救急告示病院として９１病院が指定されている。 また、小児救急医療拠点病院等として２４時間の小児救急医療を行っている病院は２１病院、地域の小児救急輪番に参加している病院は４２病院となっており、引き続き地域の小児救急医療体制の強化に貢献した。 さらに、自治体等が主導して地域全体で救急医療・小児救急医療体制を構築している地域においては、市町村や地域医師会が運営する休日・夜間の小児急患センターに対して医師を派遣するなど、引き続き地域の医療ニーズに応えた重要な役割を果たしている。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					４．ドクターヘリ・防災ヘリ、ドクターカーによる診療状況 （１）ドクターヘリ・防災ヘリ 令和４年度においても、医師等が同乗し自治体等の所有する防災ヘリやドクターヘリによる患者受入れや患者搬送を、２４病院で１，５４８回引き続き実施した。 【長崎医療センターにおけるドクターヘリ等による診療活動】 ・稼働回数：令和４年度においても、防災ヘリやドクターヘリによる患者受入れや患者搬送を８７９回実施した。 ・病院側の診療体制：医師１０名、看護師１２名のフライトチームを組み診療を実施。 （２）ドクターカー 令和４年度においても、医師等が同乗するドクターカーによる患者の受入れや患者搬送を、２５病院で２，０３３回引き続き実施した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		②　在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献 地域連携を進めつつ、各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、 ・重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組むこと ・在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させること ・グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービス	**②　在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献** 地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、 ・重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組むこと ・精神科疾患の在宅療養患者に対して、訪問看護等に取り組むことによって地域生活への移行促進に貢献すること ・在宅療養患者の急性	＜評価の視点＞ ・　地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組んでいるか。 ＜定量的指標＞ ・　短期入所、通所事業の延べ利用者数	**②　在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献** １．重症心身障害児（者）等の在宅療養支援 （１）在宅療養支援体制の構築 地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援体制を構築するため、引き続き各病院において取組を行った。令和４年度末時点で１病院が在宅療養支援病院（※１）、３９病院が在宅療養後方支援病院（※２）、３４病院が地域包括ケア病棟入院料・地域包括ケア病棟入院医療管理料を取得し、在宅医療を担う医療機関と連携を行った。 また、１１８病院が地域ケア会議等に出席し、地域の医療機関等とも連携し、地域包括ケアシステムの構築の推進に貢献した。 ※１在宅療養支援病院：２００床未満又は４ｋｍ以内に診療所がなく、２４時間往診、訪問看護等を提供する病院 ※２在宅療養後方支援病院：２００床以上で、在宅療養を提供している医療機関と連携し、必要があれば入院の受入れ等を行う病院 （２）通所事業の実施 重症心身障害児（者）等の在宅療養を支援するため、通所事業を引き続き実施した。令和４年度においては、障害者総合支援法における生活介護（１８歳以上対象）を３５病院で実施した。また、児童福祉法における放課後等デイサービス（就学児対象）を２９病院、児童発達支援（１８歳未満対象）を３５病院で実施した。 令和３年度　令和４年度 ・生活介護　３５病院　→　３５病院 ・放課後等デイサービス　２９病院　→　２９病院 ・児童発達支援　３５病院　→　３５病院 【短期入所、通所事業の延べ利用者数】 平成３０年度　令和４年度 短期入所　３９，９３２名　→　３４，０３５名 平成２８年度　令和４年度 通所事業　４８，７８８名　→　３７，０９７名	年度計画の目標を達成した。 短期入所及び通所事業については、コロナの流行の中、特に第７波・第８波の時期等に	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		との連携を行い、入退院前後の在宅支援を図ること 等によって在宅療養支援を行う。 在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施が困難な分野における国立病院機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域包括ケアシステムの中で在宅医療提供体制の充実に貢献する。	増悪時に対応する体制を充実させること ・グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を図ること 等によって在宅療養支援を行う。 在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施	＜評価の視点＞ ・　在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させているか。 ＜評価の視点＞ ・　精神科疾患の在宅療養患者に対して、訪問看護等に取り組むことによって地域生活への移行促進に貢献しているか。 ＜定量的指標＞ ・　訪問看護の延べ利用者数	（３）在宅療養支援の取組 入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために都道府県が実施している難病医療提供体制事業について、３３病院が難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院、５９病院が難病医療協力病院等の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和４年度も引き続き行った。 また、在宅の重症心身障害児（者）等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を７８病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。 （４）在宅療養患者の急性増悪時の対応 令和４年度においては、１２５病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や１０２病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。 （５）訪問診療・訪問看護等の取組 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して３１病院が訪問診療を行い、６８病院が訪問看護等を令和４年度も引き続き行った。 （６）訪問看護ステーションの開設 地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心に在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献しており、地域の要請に応じて１７病院で訪問看護ステーション（※）を運営している。そのうち、宮城病院、宇多野病院、長崎川棚医療センター、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンターにおいては、２４時間の訪問対応を行っている。 ※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション 【訪問看護ステーションを設置している病院】 花巻病院、宮城病院、東埼玉病院、下総精神医療センター、西新潟中央病院、新潟病院、さいがた医療センター、榊原病院、東尾張病院、あわら病院、宇多野病院、 兵庫中央病院、やまと精神医療センター、関門医療センター、九州がんセンター、 長崎川棚医療センター、大分医療センター 【訪問看護の延べ利用者数】 令和３年度　６５，７４１人　→　令和４年度　７２，００３人	おいては、入院患者の安全のため、受入れを一時的に中止・制限せざるを得ない状況であったため、評価から除外する。 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			が困難な分野における国立病院機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献する。	＜評価の視点＞ ・　グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を行っているか。 ＜定量評価＞ ・　入退院支援実施件数	（７）入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援（再掲） 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っている。 【入退院支援実施件数】 令和３年度　　令和４年度 入退院支援実施　２２３，９３８件　→　２５７，４９１件 （８）医療的ケア児支援法への対応 令和３年９月に施行した「医療的ケア時及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療の進歩に伴い増加傾向にある医療的ケア児及びその家族を支援するため、都道府県が設置することとされている医療的ケア児支援センターについて、山梨県内において重症心身障害児及び医療的ケア児への医療の中心的存在である甲府病院は、県からの運営委託の要請に応え、令和４年８月に院内に医療的ケア児支援センターを設置した。センターには医療的ケア児等コーディネーターを常駐させ、大学病院や福祉施設等の関係機関と連携しながら、患者家族や相談支援専門員、行政・教育機関等からの相談に対する一元的な対応や医療的ケア児を受け入れる予定の保育園の保育士・看護師等に対し必要な知識や具体的な受入に係るシミュレーション等の研修会などを実施し、県内の医療的ケア児及びその家族に対して切れ目なく支援が行われるよう、必要な医療や障害福祉サービスに繋げている。こうした取組をＮＨＯでは５病院にて行っている。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献しているか。	**２．地域包括ケアシステムへの貢献** （１）地域の医療従事者や患者や地域住民を対象とした研修会等の開催 各病院において、地域の医療従事者等の研修ニーズの把握やアンケート調査による研修内容の評価・検証等により内容の充実に努めている。令和元年度まではホームページやパンフレット配布等で参加を呼びかけたほか、地域の医療関係機関等とも連携して開催するなど行っていた。令和４年度についても新型コロナウイルス感染症の影響により研修の開催が困難となったことや、各病院において発熱外来等を設置するために研修会場の確保が困難となったこと等により、開催できない研修会が多くあったが、Ｗｅｂ開催やＷｅｂと現地でのハイブリッド開催などにより、新型コロナウイルス感染症に関する研修会の実施に取り組む等、工夫を凝らし、地域医療従事者等へ向けた医療情報発信や地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 この結果、１，５００件（主に医療従事者対象１，０４９件、主に地域住民対象４５１件）の地域の医療従事者等を対象とした研修会等を開催し、延べ６．７万人の方に地域医療従事者等へ向けた医療情報発信に貢献した。また、在宅医療に関わるものとして、２５３件実施し、地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 【開催件数】 令和３年度　１，３６６件　→　令和４年度　１，５００件 （２）在宅医療提供体制に向けての在宅医療推進セミナーの実施（再掲） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を令和４年度においては、テレビ会議システムを活用して実施し、２４病院から４１名が参加した。 （３）在宅医療を担う医療機関との連携（再掲） 令和４年度においては、１２５病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や１０２病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。 （４）訪問診療・訪問看護の取組（再掲） 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して３１病院が訪問診療を行い、６８病院が訪問看護等を令和４年度も引き続き行った。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（５）訪問看護ステーションの開設（再掲） 地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心に在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献している。令和４年度は、地域の要請に応じて１７病院で訪問看護ステーション（※）を運営している。そのうち、宇多野病院、長崎川棚医療センター、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンターにおいては、２４時間の訪問対応を行っている。 ※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション 【訪問看護ステーションを設置している病院】 花巻病院、東埼玉病院、下総精神医療センター、西新潟中央病院、新潟病院、 さいがた医療センター、榊原病院、東尾張病院、あわら病院、宇多野病院、 兵庫中央病院、やまと精神医療センター、関門医療センター、九州がんセンター、 長崎川棚医療センター、大分医療センター、宮城病院 【訪問看護の延べ利用者数】 令和３年度　６５，７４１人　→　令和４年度　７２，００３人		評定

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－３	診療事業　国の医療政策への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策医療を向上・均てん化させること 感染症の発生・まん延の防止を図ること 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 　南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想される中、人材育成を含め災害発生に備えた機能の充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要があるため重要度が高い。 　さらに、新型コロナウイルス感染症の新規陽性患者数が全国的に増加している中、病院ネットワークを活用し、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることは、国の医療施策に貢献するものであるため重要度が高い。 　必要な医療を確実に提供しながら、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、維持することは難易度が高い。 　また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、機構では既に政府目標である 80%を超える高い水準にある中、更にこれを上回る目標を達成することは難易度が高い。 　さらに、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取組により培った経験や知識に基づき、効果的な感染症対策を分析したうえ、地域における様々なニーズに応えるような研修を実施し、感染症拡大防止を図ることは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
事業継続計画（ＢＣＰ）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）（計画値）	前年度より増加させ、速やかに全病院で整備する		22 病院	39 病院	ー（令和２年度末までに全病院で整備した。）	ー（令和２年度末までに全病院で整備した。）	
事業継続計画（ＢＣＰ）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）（実績値）		22 病院	39 病院	103 病院			
達成度			177.3%	264.1%			
後発医薬品の使用割合（計画値）	数量ベースで８５％以上【平成２９年度実績以上】（※注）		83.5%	85.0%	85.0%	85.0%	
後発医薬品の使用割合（実績値）		86.2%	88.7%	88.9%	89.3%	89.6%	
達成度			106.2%	104.6%	105.1%	105.4%	
訪問看護の延べ利用者数（計画値）	前年度より増加		58,635 名	64,211 名	65,153 名	65,741 名	
訪問看護の延べ利用者数（実績値）		58,635 名	64,211 名	65,153 名	65,741 名	72,003 名	
達成度			109.5%	101.5%	100.9%	109.5%	
感染症対応にかかる研修（計画値）	前年度より増加		ー	ー	276 件	392 件	
感染症対応にかかる研修（実績値）			ー	ー	392 件	496 件	
達成度			ー	ー	142.0%	126.5%	

注）【　】については、令和元年度の達成目標。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	988,900,395（※注①）	1,018,255,670（※注①）	970,115,890（※注①）	977,419,394（※注①）	
決算額（千円）	976,561,682（※注①）	956,299,491（※注①）	983,965,290（※注①）	1,004,868,763（※注①）	
経常費用（千円）	983,294,458（※注①）	986,002,575（※注①）	1,024,979,669（※注①）	1,054,064,867（※注①）	
経常利益（千円）	13,610,531（※注①）	69,089,449（※注①）	104,267,516（※注①）	67,615,378（※注①）	
行政コスト（千円）	990,162,530（※注①）	992,065,689（※注①）	1,028,777,383（※注①）	1,059,244,784（※注①）	
従事人員数（人）	62,226（※注②）	62,581（※注②）	62,946（※注②）	62,555（※注②）	

注）①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目 1－1－1、1－1－2、1－1－3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（３）国の医療政策への貢献 機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、以下の取組を実施すること。 災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場等で貢献できる人材の育成、厚生労働省のＤＭＡＴ事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発	**（３）国の医療政策への貢献**	**（３）国の医療政策への貢献**			＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ （自己評定Ｓの理由） ・　全ての定量的指標において、達成度が１００％以上であった。 ・　下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が１００％以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。 ○　全国的に感染が拡大し、国からも新型コロナ病床の確保が求められる中、令和４年３月に開設した臨時医療施設には、すでに人的な余力が無い中にあっても、病院間の業務調整を行うなどの工夫を凝らして、延べ９，５７５人の医師・看護師等を派遣し、延べ５，６６１人の新型コロナ患者を受入れ、東京都からの感染拡大を防ぐことに貢献し、高い評価を受けた。 ○　新型コロナウイルス感染症の流行初期から、厚生労働省参与としてのＤＭＡＴ事務局職員によるコロナ対応（クラスターが発生した施設での対応や都道府県庁の支援）、ＤＭＡＴ隊員養成研修等の研修方法（ｅラーニングやｗｅｂの導入）やカリキュラム（感染症対策の導入）の見直しを行うなど感染症対策に大きく貢献し、こうした取組が厚生労働省に評価された。 ＮＨＯにおいては、新興感染症に対応するため、令和４年４月に感染症の専門家の医師を採用し、研修プログラムの策定等の準備を進め、令和４年７月に本部ＤＭＡＴ事務局に新興感染症対策課を設置した。 ＮＨＯでは令和４年度末時点で、５７病院で７４８名のＤＭＡＴ隊員を有しており、災害発生時における迅速な対応を可能とする体制を維持した。 ○　日本の後発医薬品のシェアは諸外国と比べ低い状況にあり、政府目標は、「経済財政運営と改革の基本方針２０１５について」（平成２７年６月３０日閣議決定）で示された、平成２９年央に７０％以上とするとともに、平成３０年度から令和２年度末までのなるべく早い時期に８０％以上にするとされた。 さらに、「経済財政運営と改革の基本方針２０１７について」（平成２９年６月９日閣議決定）において、２０２０年（令和２年）９月までに、後発医薬品の使用割合を８０％とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討するとされており、この達成には、医師・薬剤師等の医療従事者側と患者側の理解を一層深め、後発医薬品使用促進対策を率先して、継続的に推進していく必要がある中で、ＮＨＯは平成２９年度から８０％を超える高い水準を維持している。令和４年	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	展への貢献を含め、中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化すること。また、発災時に必要な医療を確実に提供すること。 　重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成１５年法律第１１０号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれの					度においては、後発医薬品の使用割合は８９．６％、達成度は１０５．４％となり、引き続き高い水準を維持した。 ○　他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療、国の施策に対応した心神喪失者等医療観察法に基づく精神科医療、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症等に対する医療、セーフティネット分野の在宅患者や医療依存度の高い重症心身障害児（者）及び強度行動障害児（者）等の他の医療機関では対応が困難な患者への医療を提供している。 　また、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和４年度においては３１病院で訪問診療を行い、６８病院が訪問看護等を実施した。また、訪問看護ステーションは１７病院であり、訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、７２，００３人、達成度は１０９．５％となった。 ○　数多くの病院が新型コロナ対応を行っているというＮＨＯの特性を生かし、令和４年度においても引き続き臨床検査や放射線等の関連職種ごとに研修を開催するとともに、地域の医療・福祉・介護関係者の感染症対策能力の向上に寄与するために地域の医療従事者向けの研修会、近隣の障害者施設や高齢者施設への出張講座を開催し、目標を大きく超える４９６件となった。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	あるセーフティネット分野の医療について、引き続き、我が国における中心的な役割を果たすこと。また、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。 エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてＨＩＶ裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びＨＩＶ感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、	**①　国の危機管理に際して求められる医療の提供** 災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して、病院ネットワークを最大限活用し、災害医療現場等で貢献できる人材の育成を含め地域における中核的な役割を果たす機関としての機能を充実･強化する。 厚生労働省のＤＭＡＴ事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展に貢献するとともに、防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制を充実し、発災時	**①　国の危機管理に際して求められる医療の提供** 災害発生時など国の危機管理に際して、各病院の状況に応じた業務継続計画を整備するとともに被災した状況を想定した訓練・研修を実施するなど危機管理機能を充実・強化し、必要な医療を確実に提供する。 厚生労働省のＤＭＡＴ事務局の体制強化及び新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成・訓練・研修の実施などにより、国の災害医療	＜評価の視点＞ ・　災害発生時など国の危機管理に際して、各病院の状況に応じた業務継続計画を整備しているか。 ・　被災した状況を想定した訓練・研修を実施するなど危機管理機能を充実・強化し、必要な医療を確実に提供しているか。 ＜定量的指標＞ ・　事業継続計画（ＢＣＰ）整備済病院数	**①　国の危機管理に際して求められる医療の提供** １．ＮＨＯ防災業務計画に基づく災害への対応 （１）ＮＨＯ防災業務計画に基づく体制の整備 ＮＨＯは災害対策基本法における指定公共機関であり、ＮＨＯの医療救護活動の実施に関する事項を定め、円滑かつ適切な医療救護活動に資するため、「防災業務計画」及び「国立病院機構防災業務計画本部業務実施要領」を作成している。 令和４年度末現在では、「国立病院機構防災業務計画」に基づき、災害医療の拠点となるＮＨＯ基幹災害拠点病院、及び被災者の受入・搬出等を中心的に実施するＮＨＯ災害拠点病院について、３８病院体制とした。 また、全病院に設置している医療班に加え、災害急性期に情報収集をしつつ避難所等の医療救護活動を開始する「初動医療班」を、基幹災害拠点病院に各２班、災害拠点病院に各１班設置し、全体で４９班を確保し維持した。 「ＮＨＯ防災業務計画」については、これまでも東日本大震災等での経験を踏まえ基幹災害拠点病院及び災害拠点病院に初動医療班を配置するなど、より効果的・効率的な災害対応体制を確立するため所要の見直しを行っており、令和元年度においては、国の災害拠点病院の指定要件に準じて、全病院が災害時の燃料や飲料水等の備蓄量、優先供給協定の締結や事業継続計画を整備することを規定し、令和２年度においては、南海トラフ地震に備え、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時の連絡体制等の対応を推進計画として規定した。 【ＢＣＰ策定状況】 令和２年度末までに全病院で整備した。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。 令和２年度末までに全病院で整備したことから、目標を達成している。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	引き続き取組を進めること。 新型コロナウイルス感染症への取組について、引き続き、都道府県と連携し、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう体制の整備を図ること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、病院ネットワークを活用し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象として、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、地域における感染防止対策を講ずること。	に必要な医療を確実に提供する。 また、国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進める。 特に、新型コロナウイルス感染症への取組について、引き続き、都道府県と連携し、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう機構全体の感染症対応能力の向上を図るとともに、機構病院の新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や国内外の様々な知見を踏まえ、地域の医	体制の維持・発展に貢献する。 防災業務計画に基づき、初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに、必要な研修を実施する。 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、適切に対応が行えるように必要な体制の確保に努める。 また、国立病院機構	＜評価の視点＞ ・　厚生労働省のＤＭＡＴ事務局の体制強化及び新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成・訓練・研修の実施などにより、国の災害医療体制の維持・発展に貢献しているか。	**２．厚生労働省のＤＭＡＴ体制への貢献** （１）ＮＨＯにおけるＤＭＡＴ体制の役割 大規模災害時に全国から参集するＤＭＡＴ活動を指揮するため、平成２２年４月に厚生労働省のＤＭＡＴ事務局が災害医療センターに設置された。さらに首都直下地震の発生を想定し災害医療センターのＤＭＡＴ事務局機能の補完を目的として、平成２５年１０月に大阪医療センターにもＤＭＡＴ事務局が設置され、全国のＤＭＡＴ活動を指揮する役割をＮＨＯの２病院が担ってきたところ、また、「経済財政運営と改革の基本方針２０１８」（平成３０年６月１５日閣議決定）において、「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」こととされ、厚生労働省に設置された「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において「ＤＭＡＴ事務局が病院内の一部門となっている現状を改める」、「大規模災害時に備え、ＤＭＡＴ事務局の人員増強を行う」ことが挙げられている。厚生労働省からの要請を受け、これまで災害医療センターと大阪医療センターがそれぞれ受託していた厚生労働省ＤＭＡＴ事務局業務を実施するため令和２年４月より本部の一組織として「国立病院機構本部ＤＭＡＴ事務局」を新設し、人員増強を行うなどの体制強化を図った。 また、新型コロナウイルス感染症の流行初期から、厚生労働省参与としてのＤＭＡＴ事務局職員によるコロナ対応（クラスターが発生した施設での対応や都道府県庁の支援）、ＤＭＡＴ隊員養成研修等の研修方法（ｅラーニングやｗｅｂの導入）やカリキュラム（感染症対策の導入）の見直しを行うなど感染症対策に大きく貢献し、こうした取組が厚生労働省に評価された。 ＮＨＯにおいては、新興感染症に対応するため、令和４年４月に感染症の専門家の医師を採用し、研修プログラムの策定等の準備を進め、令和４年７月に本部ＤＭＡＴ事務局に新興感染症対策課を設置した。 ＮＨＯでは令和４年度末時点で、５７病院で７４８名のＤＭＡＴ隊員を有しており、災害発生時における迅速な対応を可能とする体制を維持した。 （２）ＤＭＡＴ隊員等の養成・研修 本部ＤＭＡＴ事務局は、令和４年度においても、厚生労働省の委託を受けた災害及び新興感染症に対する平時の対応として、以下の研修を実施した。 【日本ＤＭＡＴ隊員養成研修】 本部ＤＭＡＴ事務局は、日本国内におけるＤＭＡＴ隊員を増加させ、災害時の医療体制の強化を目的とした研修を、令和４年度に１７回実施し、都道府県から推薦された４２８病院７４６名が参加した。	年度計画の目標を達成した。	評定 [redacted]

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	このほか、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施するなど国の医療政策に貢献すること。	療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象とした感染症対応にかかる研修を実施することにより、地域における感染拡大防止対策の強化に貢献する。	のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進める。 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、国、都道府県等と相互に連携を図りながら、各病院のそれぞれの機能等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応するための病床を設ける等必要な		【統括ＤＭＡＴ研修】 本部ＤＭＡＴ事務局は、参集したＤＭＡＴを組織化し、指揮・命令を行うとともに、災害対策本部等関係機関等との調整などを速やかに行う者を養成することを目的とした研修を、令和４年度に１回実施し、４６都道府県から９７名（うち１名は本部ＤＭＡＴ事務局員）が参加した。 【日本ＤＭＡＴ隊員技能維持研修】 本部ＤＭＡＴ事務局は、ＤＭＡＴ隊員として登録されている者を対象に、隊員としての知識・技術の確認・ブラッシュアップすることを目的とした研修を、令和４年度に２７回実施し、ＤＭＡＴ指定医療機関から８１４病院３，８４９名、ＤＭＡＴ指定医療機関に所属しない隊員１８５名が参加した。 （３）ＮＨＯＤＭＡＴ事務局における災害発生時の対応状況 令和４年度においては、複数都道府県のＤＭＡＴが出動するような規模の災害はなかったが、本部ＤＭＡＴ事務局では、次の事案について被害状況の情報収集、被災都道府県（統括ＤＭＡＴ登録者）との連絡調整等を実施した。 ・令和４年４月２３日　知床遊覧船沈没事故（北海道） ・令和４年６月１９日　石川県能登地方を震源とする地震（石川県震度６弱） ・令和４年７月２４日　桜島噴火（鹿児島県） ・令和４年８月３日　令和４年８月３日からの大雨（山形県、新潟県ほか） ・令和４年９月１７日　台風１４号（宮崎県、鹿児島県ほか） ・令和４年９月２４日　台風１５号（静岡県） ・令和４年１０月１３日　静岡県小山町観光バス横転事故（静岡県） ・令和４年１２月２０日　令和４年１２月１７日からの大雪（新潟県）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			体制の構築を進め、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供する。 また、機構内職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者に対して、これまでの新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や国内外の様々な知見を踏まえ、感染症対応にかかる研修を実施する。	＜評価の視点＞ ・　防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等にお	○新型コロナウイルス感染症への対応 　令和４年度から新興感染症対応もＤＭＡＴ事務局の業務となり、都道府県からの要請により、ＤＭＡＴ事務局員を現地に派遣し、病院等施設での動線やゾーニング等の感染管理手法の指導、都道府県庁や保健所のクラスター発生施設等への支援体制の構築に対する支援などクラスター対応等の支援を行った。 ・沖縄県：令和４年５月９日～１７日、８月２日～９月２日 ・島根県：令和４年７月１５日～２９日 ・徳島県：令和４年９月２日～１１日 ・北海道：令和４年１１月９日～１２月２日、１２月２６日～２９日 ○トルコ地震への対応 　令和５年２月６日にトルコで発生した大地震に対応するため、ＮＨＯの４病院から１０名の職員がＪＩＣＡによる医療チームに参加し、トルコ中部ガジアンテップ州オーゼリ市内でテント型野外病院機能を設営し医療活動が行われた。また、医療チームの先遣隊として、トルコ中部アダナ市にトルコ保健省とＷＨＯが設置した国際医療チームの活動調整を行う医療チーム本部に、ＤＭＡＴ事務局から業務調整員が１名派遣され、２０か国３８国際医療チームの派遣先の調整や活動支援を行った。 ○モルドバ支援 　ロシアのウクライナ侵攻により、多数の難民が隣国モルドバへ流入したことから、難民救済のため世界中から国際医療チームがモルドバに入り支援が行われた。ＷＨＯから国際医療チームの調整支援の要請があり、その一員としてＤＭＡＴ事務局員が１名派遣された。現地において、日本の本部調整活動の手法が称賛され、日本の災害医療、ＤＭＡＴについて学びたいという要望があり、ＪＩＣＡにおいて「モルドバ災害医療管理体制構築支援プロジェクト」が始まった。その一環としてモルドバ保健省次官が２月に来日し、ＤＭＡＴ隊員養成研修の見学や、厚生労働省等との意見交換が行われ、引き続き、モルドバにおける災害医療チーム、災害医療体制の構築に向けた取組を支援していくこととしている。 ３．災害研修の実施・総合防災訓練への対応 （１）災害研修の実施 　大規模災害発生時の傷病者受入等多種多様な状況に適切に対応できる知識・技術の習得及び災害時の医療救護活動として、被災地に派遣する初動医療班・医療班の業務上必要な知識・技術の向上を図り、災害時対応能力の充実を図る災害医療従事者研修及び初動医療班・医療班研修（ＮＨＯ本部主催）について、令和４年度においては、オンラインにより実施し、２４病院１０４名が参加した。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				ける医療救護体制の充実を図るとともに必要な研修を実施しているか。 ＜評価の視点＞ ・　国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進めているか。	（２）総合防災訓練等への対応 令和４年度においても引き続き、内閣府が主催する政府の総合防災訓練（広域医療搬送実働訓練）へ職員を派遣した。 ＮＨＯの各病院においても、自院又は自治体等が開催する災害対応訓練に６８病院で参加した。 ４．災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）訓練等への参加 厚生労働省が平成２６年度に策定した「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」に定めるＤＰＡＴを有する病院として、令和４年度末では１８病院１６５名の隊員を有している。令和４年度には、琉球病院外６病院から医師・看護師・精神保健福祉士がＤＰＡＴ訓練等に引き続き参加し、各都道府県の担当職員とともに、大規模演習を通じて、大規模災害時における心のケア向上に係る意識と知識の向上に努めた。 ５．新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に基づく訓練 ＮＨＯは新型インフルエンザ等対策特別措置法における指定公共機関であり、新型インフルエンザ等発生時に地方公共団体等と相互に連携協力し、円滑かつ適切な医療活動に資するよう「国立病院機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」（平成２６年度１月１７日施行）及び「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に係る機構対策本部業務実施要領」（平成３０年１月１日施行）を作成している。 各病院においては、引き続き新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を確保するため、診療継続計画を作成しているほか、自院において、新型インフルエンザ等が発生した際の医療体制を確認するため、令和４年度には、５病院で訓練を実施した。 ６．国民保護業務計画に基づく訓練 ＮＨＯは国民保護法における指定公共機関であり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の円滑かつ適切な実施に資するよう、「国立病院機構国民保護業務計画」（平成１８年３月）及び「国民保護業務計画に係る機構対策本部等業務実施要領」（平成３０年４月１日施行）を作成している。 ７．重症心身障害児（者）等の患者に関する災害時の広域搬送等に係る検討 セーフティネット分野の医療を提供している病院に対して、事業継続計画を作成するに当たって、令和元年度は重症心身障害児（者）等の患者に関する災害時の広域搬送など課題となった事項及び解決策等を聞き取り、検証を行った。今後、各病院にフィードバックすることとしている。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、適切に対応が行えるように必要な体制の確保を行っているか。 ・　新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、国、都道府県等と相互に連携を図りながら、各病院のそれぞれの機能等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応するための病床を設ける等必要な体制の構築を進め、地	８．新型コロナウイルス感染症への対応 （１）新型コロナウイルス感染症患者の病床確保（再掲） 　令和４年度においても、新型コロナ対応について、ＮＨＯがワンチームとして積極的に取り組むという大方針の下、国や自治体の要請に対応した。 　令和４年度においては、日本国内で過去最大の感染の波が２度にわたり訪れる中にあり、感染拡大による病床確保の要請の高まりに応えるため、セーフティネット分野の医療や行政から特に継続を求められる救命救急センターや周産期医療などの機能は維持し、一般医療の提供との両立を図りながら、ＮＨＯ病院間の職員派遣などの工夫を凝らすことで病床を確保し、１２２病院で過去最多延べ約３３万人もの新型コロナ患者を受け入れた。 　新型コロナ対応とセーフティ機能を含む一般医療の両立は、過去最大の感染拡大の中、既に余力が残っていない中で医師、看護師等の派遣は相当困難であったが、こうしたＮＨＯのネットワークを生かす取組等により可能となったものである。 ＜要請への対応状況＞ 　全国的に感染が拡大し、国からも新型コロナ病床の確保が求められる中、令和４年３月に運営を開始した東京都臨時医療施設（最大８０床）では、令和５年３月末までに延べ５，６６１名の新型コロナ患者を受け入れた。 　臨時医療施設の運営には、医師、看護師等の継続的な確保に加えて、マニュアルの整備や地域の医療機関等との連携を新たに構築する必要がある等、まったく新しい病院を１つ設立することに匹敵する多大な人的・物的リソースを投入した。また、東京都のみならず全国で感染が拡大し、各病院において新型コロナ患者の受入れや国・地方自治体からの医師、看護師等の派遣要請へも応じている中、更に医師、看護師等を東京都臨時医療施設に派遣することは大きな負担であった。特に、円滑な病院運営のキーパーソンとなるリーダー医師・看護師の確保が相当困難であったが、各病院が院内で業務調整を行うなどの工夫を凝らし、ＮＨＯのネットワークを生かすことで何とか捻出し、その他の職種も含め延べ９，５７５人に上る多様な人材を自力で確保した。更に、これまでの各地域での新型コロナ対応のノウハウを結集したことで、早期に地域との連携体制を構築するなど受入体制を整備することができた。 　なお、臨時医療施設には、セーフティネット中心病院からも医療従事者を派遣しており、これにより地域の他の施設で受け入れが難しかった認知症や知的障害を有する患者、要介護度の高い患者を多く受け入れることが可能となった。地域のニーズに対応した医療を提供し、受入れ要請には可能な限り応じたことで、一時は東京都の病床利用率を大きく超える利用率（令和４年５月１８日時点：６１．３％（東京都の病床利用率：１５．３％））となるなど、東京都内の多くの患者を受け入れ、高い評価を得た。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供しているか。 ＜評価の視点＞ ・機構内職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者に対して、これまでの新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や国内外の様々な知見を踏まえ、感染症対応にかかる研修を実施しているか。	（２）看護師等応援体制の構築（再掲） 令和４年度においては、日本国内で過去最大の感染の波が２度にわたり訪れ、各ＮＨＯ病院では過去最多の新型コロナ患者の受入を行いつつ、各自治体等からの派遣要請にも積極的な協力を行っており、厳しい人員体制の中にあったが、令和４年２月に厚生労働大臣から当機構に対してなされた国立病院機構法第２１条第１項に基づく要求での看護師派遣について、厚労省より令和４年４月以降も引き続き派遣することを要請されるなど、国及び自治体からの要請に対し延べ１４，１１７人もの医療従事者を派遣した。 ＜国からの要請への主な対応（看護師）＞ 派遣先自治体　延べ派遣人数 ・令和４年４月　東京都・大阪府　９０４人 ・令和４年５月　東京都・沖縄県　３４３人 ・令和４年６月　沖縄県　３７５人 ・令和４年８月　沖縄県　４５２人 ・令和４年９月　沖縄県　１０５人 （３）感染症にかかる機能強化 令和４年１２月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正が成立し、令和６年４月施行となり、当機構を含む公的医療機関に対して医療提供の義務が課された。 このため、同法に基づく使命を果たせるよう、病院と本部の保有資金から拠出する資金を財源とする基盤強化推進基金（約１，０００億円）を創設し、当該基金を活用して感染症対応にかかる機能強化を含めた医療機能の強靭化に向けた取組（感染症対応対策・災害対応対策の建物整備等）を進めることとしている。 ９．感染症対応にかかる研修のＮＨＯの枠を越えた実施 新型コロナウイルス感染症対応を行っているＮＨＯ病院での経験を踏まえ、令和３年２月に中期目標が改定され、新たに新型コロナウイルス感染症にかかるＮＨＯの枠を越えた研修の実施等が定められたことを受けて、中期計画を改定し、ＮＨＯ職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野の関係者に対して、感染症対応にかかる研修を実施することとした。 【地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修】 令和４年度：４９６件（外部受講者１０，８７９人）	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
							評定
				＜定量的指標＞ ・　地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修	（１）機構内における新型コロナウイルス感染症等にかかる研修 　新型コロナの感染拡大防止や対応能力の向上を図るため、地域の医療機関・介護施設等を対象として、ＮＨＯの知見を活用した感染症対応にかかる研修（ＣＯＶＩＤ-１９研修）を実施した。ＮＨＯ全体として、目標を１２０％以上上回る４９６件（外部受講者１０，８７９人）の研修を実施した。　ＣＯＶＩＤ－１９研修事業の遂行にあたっては、当該事業が国の危機管理の一環として位置づけられ、事業実施により感染拡大防止対策の強化に貢献すること、その重要な役割をＮＨＯに求められており、中期目標にも追記されたことから、しっかりと役割を果たしていくべきことを各病院向けに説明し各病院に地域に向けた積極的な研修の実施を求めた。 【本部主導の研修】 　本部では、数多くの病院がコロナ対応を行っているというＮＨＯの特性を生かし、臨床検査、放射線、栄養、臨床工学技士などの職種ごとに、その蓄積された知見を活用した研修を開催し、地域の医療機関における対応能力向上に努めた。 （外部受講者数） 　臨床検査：３３０名、放射線：１８８名、栄養：５９６名、臨床工学技士：３名 【グループ・病院主導】 　グループでは、各病院の対応事例や最新の知見等を共有する研修を実施するなど、グループ内病院全体の対応能力向上に努めた。 　病院では、各病院の得られた経験等を、可能な限り外部へ情報発信するため、地域の医療従事者向けの研修会や近隣の障害者施設や高齢者施設への出張講座を開催するなど、令和４年度においても引き続きコロナ禍にあったが地域との関わりを維持し、地域全体での感染拡大防止に貢献する取り組みを実施した。 （２）外部との連携による新型コロナウイルス感染症対応研修の実施 　幅広い対象に向けた新型コロナウイルス感染症対応の研修を実施するために、各関係機関と連携し、研修を実施した。 【日本集中治療医学会、日本環境感染学会】 　ＷＨＯでは手指衛生について、教育研修から院内の環境整備など多角的な「パッケージ」として実施することを推奨しており、その戦略に基づき、手指衛生を指導できる人材の育成を目的とする「ＷＨＯ手指衛生多角的戦略に基づく手指衛生指導者育成セミナー」を日本集中治療医学会および日本環境感染学会において、これまで実施してきた。	年度計画の目標を上回る実績をあげた。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					令和４年度においては、手指衛生は感染症対応に重要な観点であるため、昨年度に引き続きＮＨＯも両学会と連携し、運営に携わった。受講者は国内各地の医療機関より５０名が受講した。 【医療・介護施設の将来計画に関与する職員等向け】 医療・介護施設の将来計画に関与する職員及びパンデミック・災害に関与する行政担当者を対象として、福岡市等の協力を得て、感染症対応の総括及び次のパンデミックへの備え等を目的とした研修を実施し、４９９名が受講した。 【臨床検査に関与する職員向け】 医療機関において臨床検査に携わる職員を対象として、臨床検査受託会社の協力を得て、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２核酸増幅検査および生理機能検査感染対策等を目的とした研修を令和４年度に実施し、４３１名が受講した。 （３）ＣＯＶＩＤ－１９研修特設ウェブサイトの開設 ＮＨＯの各病院の研修の取組等について、外部への積極的な情報提供や研修動画の公開を行うために、外部ポータルサイトを立ち上げた。またＮＨＯ内部でのみ閲覧可能な内部向けのサイトも併せて構築し、各病院の取組等を広報・共有し、研修事業の見える化を図り、今後もその内容の充実に取り組んでいる。 【外部ポータルサイト】 ＮＨＯ外部向けに行う研修の予告、ダイジェスト、動画コンテンツ等を格納し、感染症対応全般に関する情報発信を行うことを目的とする。 【内部ポータルサイト】 ＮＨＯ内部向けの職員応援メッセージ、本部が実施した研修の資料、動画をはじめ、本部広報誌・病院広報誌等の研修関係記事等の抜粋を整理して内部向けに共有し、職員のモチベーションアップにつなげることを目的としている。 （４）ｅラーニングシステムの導入 新型コロナ禍においても職員の研修機会の確保や様々な感染対策に係る研修や講座等を聴講可能とするため、令和３年度末にｅラーニングシステムを導入した。令和４年度以降、ＮＨＯにおける新たな研修形態の１つとして、ｅラーニングシステムを積極的に活用し、研修の効率化を図るとともに、より多くの方に向けた研修等を開催しており、２６件の研修を行った。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		② セーフティネット分野の医療の確実な提供 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、在宅支援の視点を持ちつつ高い専門性を活かし、我が国における中心的な役割を果たす。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 ・ 障害者総合支援	**② セーフティネット分野の医療の確実な提供** 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、在宅支援の視点を持ちつつ高い専門性を活かし、着実に実施する。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 ・ 障害者総合支援法に基づ	＜評価の視点＞ ・ 障害者総合支援法に基づく療養介護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実を図っているか。	**② セーフティネット分野の医療の確実な提供** １．重症心身障害児（者）、神経・筋疾患患者への対応 （１）療養介助職の充実による介護サービス提供体制の強化 ＮＨＯの療養介護サービスを提供する病棟において、医療だけでなく介護の視点からもより質の高い患者サービスを実施するため、令和４年度においては、重症心身障害・筋ジストロフィーを主とする療養介護病棟等で療養介助職１，３１９名を定数配置し、長期療養患者のＱＯＬの基本である入浴、食事、排泄等の日常生活のケアに係る介護サービスの提供体制を引き続き確保した。 また、療養介護サービスを提供する上では障害者への虐待の防止が重要であることから、必要な知識を得るとともに、自らの言動や行動を振り返りつつ自施設で取り組むべき課題を明らかにするグループワークを行い、病院間での取組事例を共有することでＮＨＯ全体としての障害者虐待防止に係る意識向上を図ることを目的とした「障害者虐待防止対策セミナー」を令和４年度も引き続き実施し、６９病院から７１名が参加した。 【療養介助職定数（常勤）】 令和３年度　７５病院　１，３４４名 → 令和４年度　７５病院　１，３１９名 （２）多職種協働による長期療養患者のＱＯＬ向上のための具体的取組（再掲） 長期療養患者のＱＯＬ向上のため、単調になりがちな長期療養生活の良いアクセントとなるよう、各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和４年度も引き続き取り組んだ。 また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、ＭＳＷを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している８３病院に２８５名を配置した。 さらに、８８病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のＱＯＬ向上に引き続き貢献していただいた。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		法に基づく療養介護サービスの更なる充実 ・　医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ ・　神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供 ・　精神科	く療養介護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実 ・　医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ ・　神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の	＜評価の視点＞ ・　医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れを行っているか。	（３）重症心身障害児（者）等の在宅療養支援 ①通所事業の実施（再掲） 重症心身障害児（者）等の在宅療養を支援するため、通所事業を引き続き実施した。令和４年度においては、障害者総合支援法における生活介護（１８歳以上対象）を３５病院で実施した。また、児童福祉法における放課後等デイサービス（就学児対象）を２９病院、児童発達支援（１８歳未満対象）を３５病院で実施した。 令和３年度　　令和４年度 ・生活介護　３５病院　→　３５病院 ・放課後等デイサービス　２９病院　→　２９病院 ・児童発達支援　３５病院　→　３５病院 ②在宅療養支援の取組（再掲） 入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために都道府県が実施している難病医療提供体制事業について、３３病院が難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院５９病院が難病医療協力病院の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和４年度も引き続き行った。 また、在宅の重症心身障害児（者）等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を７８病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。 （４）訪問診療・訪問看護の取組（再掲） 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して３１病院が訪問診療を行い、６８病院が訪問看護等を令和４年度も引き続き行った。 【訪問看護の延べ利用者数】 令和３年度　６５，７４１人　→　令和４年度　７２，００３人 （５）重症心身障害児（者）病棟等におけるＮＩＣＵの後方支援病床としての機能強化 医療技術の向上や環境の改善とともに重症児の救命率も上昇し、その結果人工呼吸器等高度な医療的ケアを長期に必要とする児も増えている状況の中で、重症心身障害児（者）病棟等を有する病院のうち２５病院（※）において、地域のＮＩＣＵを有する病院と連携し、ＮＩＣＵの後方支援病床としての機能強化を引き続き図っており、在宅に復帰することが困難な患者を受け入れるなどして、令和４年度中に延べ４４，４８２人の患者の受入れを行った。 ※ＮＩＣＵを自院に設置している病院は集計から除外している。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		疾患患者の地域生活への移行促進 ・　難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害等への対応 ・　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献 ・　多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応	提供 ・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進 ・　難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害、依存症等への対応 ・　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献 ・　多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応		（６）強度行動障害医療研修の実施（再掲） 強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の２４時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和４年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、５４病院から８３名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、ＮＨＯ内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師２名、理学療法士・作業療法士６名、心理療法士２名、看護師４５名、児童指導員１５名、保育士９名、療養介助員等３名、言語聴覚士１名 （７）長期療養患者のＱＯＬを維持・向上させるための人工呼吸器の標準化（再掲） 人工呼吸器の機種の標準化については、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本７要件を定め、平成２４年７月に各病院に通知しており、令和４年度末においては、人工呼吸器を装着している長期療養患者の中で基本７要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者は３，５９４人中、３，４２７人であり、９５．４％の割合であった。 【基本７要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者の割合】 令和３年度　９５．７％　→　令和４年度　９５．４％ （８）障害福祉サービス等に係る相談支援事業の実施 障害者総合支援法等において、市区町村は、平成２７年度以降、障害福祉サービス等の利用申請があった全ての事例に対して、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めるものとされている。令和４年度においても、当該計画案の作成を推進するために、厚生労働省からの要請を受け、市区町村から依頼のあった１８病院において特定相談支援事業所を設置し、サービス等利用計画についての相談及び作成等適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を引き続き行った。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（９）障害者虐待防止対策セミナーの実施（再掲） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和４年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、６９病院から７１名が参加した。 参加職種：看護師４３名、児童指導員１２名、保育士９名、療養介助員等３名、医療社会事業専門員４名		評定
				＜評価の視点＞ ・　神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供を行っているか。	（１０）神経・筋難病を含む難病患者の受入れ等 地方自治体等からの委託を受け、重症難病患者の在宅療養を支援するため、在宅療養を希望する重症難病患者・家族及び医療機関からの相談対応を行う難病医療連絡協議会事務局を令和４年度も引き続き設置している。また、療養上の悩みや不安、就労の継続や再就職等に関する相談を受け付ける相談員が配置された難病相談支援センター１７病院に、令和４年度も引き続き設置している。 また、特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者（指定難病入院患者含む）延べ１，５４７，０８４人、小児慢性特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者延べ７９，７３９人を受け入れており、他の医療機関では対応が困難な患者の受入れに令和４年度も引き続き、積極的に取り組んだ。 （１１）障害福祉サービス提供体制のあるべき姿についての検討 将来的な人口動態や社会情勢等を見据えた障害福祉サービスのあるべき姿の構築を目指して、令和元年１１月、本部に「障害福祉サービス対応チーム」を設置し、①ＮＨＯ内外への周知・浸透・定着、②在宅療養患者への対応、③医療、生活支援の質の向上、④障害福祉サービス情報のデータベース化などについて議論を行い、引き続き短期入所、通所事業、訪問診療、訪問看護、就労支援の充実などについて検討していくこととしている。	年度計画の目標を達成した。	
				＜評価の視点＞ ・　精神科疾患患者の地域生活への移行促進を行っているか。難治性精神疾患、児童・思春期精	２．心神喪失者等医療観察法に基づく医療の実施と精神科医療への対応 （１）精神科疾患患者の地域生活への移行促進 平成３０年６月、社会保障審議会障害者部会より、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があると示された。 ＮＨＯにおいても、第三期中期計画期間から精神科疾患患者の地域生活への移行促進への取組を積極的に推進しており、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				神疾患、老年期精神障害依存症等への対応を行っているか。	構築に取り組んでいる。 具体的な取組事例として、下総精神医療センターでは、精神障害者に対する訪問診療や訪問看護を実施するとともに、社会福祉法人が行う共同生活援助、就労移行支援事業、就労継続支援事業Ｂ型などと連携し、病状変化等で入院医療が必要となった場合の受入体制も確保するなど、自宅に戻ることが困難な精神障害者の地域生活支援を行っている。 また、様々な活動を通して病気や症状の改善と再発防止を図り、充実した生活を送り安心して過ごせる居場所作りを目的としてデイケアを実施するとともに、保健所等関係機関と連携し、措置入院患者の退院後支援にも取り組んでいる。 地域生活への移行を促進する一方で、慢性的な統合失調症や身体合併症など長期入院が必要とされる患者に対しても医師、看護師、精神保健福祉士・臨床心理士などの多職種と連携し適切な医療を提供している。 （２）精神科急性期医療並びに依存症対策への対応 精神科医療を中心に担うＮＨＯの病院においては、長期入院する患者を中心に地域移行等を進め、急性期医療の機能強化を図っている。令和４年度においては、薬物依存症入院患者延べ６，８４６人、アルコール依存症入院患者延べ６４，３４３人をはじめとする治療困難な入院患者の受入れを引き続き行った。 また、精神科救急について、２８病院で延べ２，０５４人の救急患者を受け入れ、このうち４病院で精神科救急入院料を取得している。 依存症対策においては、平成２６年度に国が開始した依存症拠点機関設置運営事業から引き続き久里浜医療センターが全国拠点機関に指定されており、国立精神・神経医療研究センターとの連携のもと、令和４年度は都道府県等における担当者等を対象にアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業及び依存症回復施設職員研修を実施するとともに、依存症患者等の状況や課題などの情報共有を目的とした全国会議を開催した。 また、久里浜医療センターは世界保健機関（ＷＨＯ）アルコール関連問題研究・研修協力センターに指定されており、厚生労働省からの委託を受け、アルコール依存症臨床医等研修を引き続き実施したほか、引き続きギャンブル依存症研修やインターネット依存症研修、ゲーム依存の相談対応に関する研修等を実施した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（３）認知症疾患への対応 認知症疾患医療センターとして、令和４年度は１４病院が都道府県及び政令指定都市より指定されており、引き続き、医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の医療水準の向上に貢献した。 さらに、認知症患者への理解を深め、患者・家族を支援するために必要な看護実践力の向上を図るとともに、地域を含めた患者・家族の介入に携わる多職種のチームと協働・連携し中心的役割を果たせる能力を養うことを目的とした「認知症ケア研修」を、令和４年度は、本部・各グループで開催し、計６４５名が参加した。		評定
				＜評価の視点＞ ・　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献しているか。	（４）医療観察法病床の主導的運営 令和４年４月時点の全国の指定入院医療機関は３５病院（８５０床）であり、うちＮＨＯの病院が１４病院（４１５床）となっている。 また、長期入院の是正を図るための医療観察法医療の専門家による指定入院医療機関の医療体制等についての評価（ピアレビュー）を行う、厚生労働省の「心神喪失者等医療観察法医療水準向上等事業」に令和４年度も引き続き各病院が参加し、精神医療の向上に取り組んだ。 さらに、医療観察法に関わる全国の各職種を対象とした医療観察法関連職種研修会を平成２８年度から、ＮＨＯ病院が厚生労働省からの委託を受け、主体となり実施しているなどＮＨＯが中心的な役割を果たした。 【ＮＨＯにおける指定医療機関数及び病床数（注）括弧内は全国の数値】 病院数　　病床数 令和４年４月　１４病院（３５病院）　４１５床（８５０床） 【ＮＨＯにおける医療観察法病棟入院患者数（１日当たり）】 令和３年度　３９８．９人　→　令和４年度　３９９．０人 【医療観察法ＭＤＴ研修】（再掲） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和４年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、３３病院から１４６名が参加した。 （ＭＤＴ：Ｍｕｌｔｉｄｉｓｃｉｐｌｉｎａｒｙ　ｔｅａｍ）	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					３．質の高い結核医療の実施 （１）我が国の結核医療におけるＮＨＯの役割 結核医療は、ＮＨＯで担う医療の重要な一分野であり、ほとんどの都道府県において結核医療の中心的役割を担っており、年々、結核患者は減少傾向であるが、地域における必要性から体制を維持しつつ、多剤耐性結核など難易度の高い結核にも引き続き対応した。 結核病床については、入院患者数及び病床利用率は低下傾向にあることから、効率的な病棟運営のため、複数の結核病棟を保有している病院においては、病棟の休棟又は廃止、また、単一の結核病棟を保有している病院においては、結核病床を一部削減の上、一般病床とのユニット化を行うなどの取組を令和４年度も引き続き進めている。 令和３年度　　令和４年度 結核病床を有する病院　４５病院　→　４４病院 延べ入院患者数（結核）　１９５，２８５人　→　１７４，０６７人 うち多剤耐性結核延べ入院患者数　３，０１４人　→　１，６６４人 多剤耐性結核の占める割合　１．５４％　→　０．９６％ 在院日数（結核）　４４．６日　→　４３．１日 病床数（結核）　１，２７６床　→　１，１８４床 病床利用率（結核）　４８．８％　→　４６．６％ （２）結核患者に対するＤＯＴＳ（直接服薬確認療法）の推進 結核の蔓延を防止し、多剤耐性結核の発生を予防するためには、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる必要があり、厚生労働省はＤＯＴＳ（直接服薬確認療法※１）を推進しており、ＮＨＯも、結核病床を有する４４病院において令和４年度も引き続き推進を図っている。令和４年度には１，９６８回のＤＯＴＳカンファレンスを実施し、ＤＯＴＳ実施率（※２）は引き続き高い水準を維持し、９８．６　％であった。 ※１医療関係者において、患者が処方された薬剤を服用することを直接確認し、患者が治癒するまで保健サービスの経過をモニターすること。 ※２主病名が肺結核かつ３日以上１８０日未満の期間入院した患者で抗結核薬を投薬した患者の実施率		評定
				＜評価の視点＞ ・　多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応を行っているか。		年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		③　エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、ＨＩＶ裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びＨＩＶ感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進める。	**③　エイズへの取組推進** ブロック拠点病院においては、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進める。	＜評価の視点＞ ・　ブロック拠点病院にて、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進め	**③　エイズへの取組推進** １．エイズへの取組 日本で診療中のＨＩＶ感染者／ＡＩＤＳ患者の９割以上がエイズ診療拠点病院（以下、拠点病院）で診療を受けており、他国に比べ、その把握率が高く、我が国では治療普及率が高い要因の１つとされている。 ＮＨＯ病院は全国で６８施設、４７都道府県中、３８都道府県で選定されている（令和５年３月時点）。 特に、全国を８ブロックに分けてそれぞれブロック拠点病院が設置されており、そのうち４ブロックで仙台医療センター、名古屋医療センター、大阪医療センター、九州医療センターの４病院がブロック拠点病院に指定されている。それぞれ仙台医療センター約２００名、名古屋医療センター約１，４００名、大阪医療センター約２，６００名、九州医療センター約５００名の定期通院患者を診察しており、定期通院が必要なＨＩＶ患者の４分の１はこれらの病院でフォローしていることとなり、まさに、全国のＨＩＶ診療の均てん化、地域での医療提供、普及啓発、人材育成等の拠点として貢献している。 また、ＮＨＯの病院において、多くのＨＩＶ患者を診察していることから、厚生労働科学研究におけるＨＩＶに関する複数の研究班において中心的な役割を果たしており、調査研究などを実施しエイズに係る施策の基礎資料を提供し、必要な取組を提案している。ＨＩＶが不治の病から慢性疾患へと移行する中で、ＮＨＯの医師が研究代表者を務める研究班が、合併症への対応、チーム医療の必要性等を取りまとめ、ウイルス疾患指導料のチーム医療加算として診療報酬上でも評価されている。 ２．ブロック拠点病院と中核拠点病院の連携 各ブロック拠点病院においては、中核病院等に対してエイズ医療の均てん化や連携を図ることを目的とした研修・会議を令和４年度も引き続き積極的に実施した。 【仙台医療センター】 ・東北ブロックエイズ拠点病院等連絡会議：２回 ・東北エイズ／ＨＩＶ臨床カンファレンス：１回 ・東北ＨＩＶ診療ネットワーク会議：１回 ・東北ＨＩＶ／ＡＩＤＳ看護研修：１回 ・東北ＨＩＶ看護連絡会議：１回 ・東北ＨＩＶ／ＡＩＤＳ薬剤師連絡会議：１回 ・東北ＨＩＶ／ＡＩＤＳ心理職・福祉職連絡会議：１回 ・東北ブロック中核拠点病院等ＨＩＶカウンセラー連携会議：１回 ・東北ＨＩＶ／ＡＩＤＳ歯科診療連絡協議会：１回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳ包括医療センター出張研修：２回 ・長期療養とリハビリ検診会：１回 ・薬学部学生実習　ＨＩＶ講義：３回	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				ているか。	・仙台市立仙台工業高等学校保健講和：１回 ・ＨＩＶ保険薬局（院外薬局）連携ミーティング：１回 ・令和４年度ＨＩＶ感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業実地研修：１回 ・仙台市ＨＩＶ・梅毒即日検査会：１回 ・仙台市ＨＩＶ・梅毒男性限定検査会：１回 ・仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会：１回 ・ＨＩＶ感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：１回 ・仙台医療センター附属看護学校　講義：１回 ・ＨＩＶ長期療養支援室による地域ＨＩＶ担当医師等面談：３回 ・ＨＩＶ長期療養支援室による介護施設訪問講習会：１回 ・仙台医療センター新規採用者オリエンテーション全職種対象：１回 【名古屋医療センター】 ・名古屋医療センターＨＩＶ研修会：１回 ・愛知県ＨＩＶ感染症カンファレンス：１回 ・愛知県エイズ対策会議：１回 ・愛知県病院薬剤師会ＨＩＶ部会学術講演会：４回 ・名城大学薬学部「薬剤師の専門性（ＨＩＶ／ＡＩＤＳ）」　講義：１回 ・薬学部実習　ＨＩＶ講義：３回 ・愛知県エイズ治療拠点病院等医療連携会議：１回 ・静岡県エイズ治療拠点病院医療連携会議：１回 ・血友病ＨＩＶ感染被害者の「長期療養と加齢」東海シリーズ長期療養とリハビリ個別検診（はばたき福祉事業団）：５回 ・名古屋大学医学部「ＨＩＶ感染症」講義：１回 ・三重中央医療センター附属三重中央看護学校　保健医療論Ⅱ（ＨＩＶ/ＡＩＤＳ患者の看護）講義：１回 ・名古屋学芸大学ヒューマンケア学部子どもケア学科養護教諭コース実習：２回 ・ｉＴｅｓｔｉｎｇ@Aichi&NMC：10/1～3/31 ・ｉＴｅｓｔｉｎｇ@Nagoya：３回 ・第１１回ＨＩＶ／ＡＩＤＳブロック・中核拠点病院薬剤師連絡会：１回 ・令和４年度愛知県病院薬剤師会　新任・中堅薬剤師研修会：１回 ・第１５回ＨＩＶ／ＡＩＤＳブロック拠点病院薬剤師連絡協議会：１回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳブロック・中核拠点病院薬剤師連絡評議会：１回 ・日本病院薬剤師会ＨＩＶ感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：３回 ・愛知県エイズ治療拠点病院　医療連携会議：３回 ・令和４年度東海ブロックカウンセラー拡大会議：１回 ・第２回ＨＩＶブロック拠点病院等ソーシャルワーカー情報交換会：１回 ・ＨＩＶ医療と精神科医療との連携を促進する啓発冊子作成会議：１２回 ・ＨＩＶ東海ブロック拠点病院ソーシャルワーカー情報交換会：６回 ・ＨＩＶ診療をつなぐ薬薬連携会議 in Aichi（院外薬局との連携会議）：３回		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・ＨＩＶカウンセラー連絡会議：９回 ・名古屋医療センター　看護部　現任教育　政策医療研修（慢性疾患看護）：１回 ・愛知県ＨＩＶ感染症医療推進会議：１回 ・エイズ治療拠点病院東海ブロック発ＨＩＶ診療セミナー：１回 ・東海ブロックＨＩＶ歯科医療連携会議：１回 ・岐阜県立可児工業高校　保健衛生講話：１回 ・愛知県立東海樟風高校　性教育講話：１回 ・名古屋市感染症予防協議会：１回 ・愛知県済生会リハビリテーション病院院内感染研修会：１回 ・愛知医科大学付属病院看護学部４年生　講義：１回 【大阪医療センター】 ・ＨＩＶ感染症医師実地研修会（医師一か月研修）：１回 ・ＨＩＶ感染症研修会（医師・看護師・薬剤師・臨床心理士・ＭＳＷ等全職種向け）：１回 ・ＨＩＶ医療におけるコミュニケーションとチーム医療研修会：１回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳ看護師研修（初心者コース）：２回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳ看護師研修（応用コース）：１回 ・近畿ブロック拠点・中核拠点病院看護連絡会議：１回 ・ＨＩＶ感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：１回 ・薬学部学生実習　ＨＩＶ講義：３回 ・薬学部学生実習　薬害エイズ講義：３回 ・薬学部学生実習　外来ＨＩＶ感染症診療実務実習：３回 ・神戸薬科大学薬学部「HIV 感染症と薬剤師の役割」講義：１回 ・兵庫医科大学薬学部「HIV 感染症と薬剤師の役割」講義：１回 ・近畿ブロックエイズ診療拠点病院ソーシャルワーク研修会：１回 ・近畿ブロックＨＩＶ医療に携わるカウンセラー連絡会議：１回 ・近畿ブロック都道府県・エイズ拠点病院等連絡会議：１回 ・令和４年度新採用職員及び転任職員研修：１回 ・奈良県立医科大学医学部公衆衛生学実習：１回 ・臨床心理学専攻大学院生実習：２回 ・臨床心理学専攻大学学部生見学実習：１回 ・関西ＨＩＶ臨床カンファレンス特別講演会：１回 ・関西ＨＩＶ臨床カンファレンスカウンセリング部会　オンラインセミナー：１回 ・関西ＨＩＶ臨床カンファレンス薬剤部会主催症例検討会：１回 ・関西ＨＩＶカンファレンスＨＩＶ／ＡＩＤＳ診療スキルアップセミナー：２回 ・関西ＨＩＶ臨床カンファレンス～ＮＧＯ・ＮＰＯ交流会：１回 ・関西ＨＩＶカンファレンス薬剤部会主催セミナー：２回		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・関西ＨＩＶ臨床カンファレンス看護部主催事例検討会：１回 ・関西ＨＩＶ臨床カンファレンス看護部主催事講演会：１回 ・他施設、病院、行政主催ＨＩＶ研修会講師：４９回 【九州医療センター】 ・福岡県拠点病院等連絡会議：１回 ・九州ブロックエイズ拠点病院研修会：１回 ・福岡ＨＩＶネットワーク　シンポジウム：１回 ・九州ブロックＨＩＶ看護・ソーシャルワーク研修会：１回 ・九州ブロックＨＩＶカウンセラー会議：１回 ・九州ブロックエイズ診療ネットワーク会議：１回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳ出前研修：１０回 ・薬害被害患者支援者会議：１回 ・福岡県ＨＩＶサポーター連携会議：１回 ・ＨＩＶ／ＡＩＤＳ基礎研修：２回 ・九州医療センター新規採用者合同オリエンテーション：１回 ・九州医療センター院内研修：１回 ・国際医療福祉大学認定看護師教育課程：１回 ・福岡県立大学講義：１回 ・長崎県医師会ＨＩＶ医療講演会：１回 ・福岡県性感染症（ＳＴＤ）研究会：１回 ・ＨＩＶ感染症薬剤師研修会・ＨＩＶ栄養 担当者研修会：１回 ・在宅サービス担当者会議：２回 ・九州山口薬害被害者医療福祉相談会：１回 ・中四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会：１回 ・ＨＩＶ講演会　～新しい時代の治療を考える～　：１回 ・薬学部実習　ＨＩＶ講義：３回 ・九州抗ＨＩＶ薬勉強会：２回 ３．国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センターとの連携 ＮＨＯの医療従事者（医師、看護師、薬剤師など）を対象に、最新の専門知識・治療技術を習得させ、ＮＨＯにおけるエイズ治療及びＨＩＶ感染対策の充実を図ることを目的とした、ＨＩＶ感染症研修を、令和４年度も引き続き国立国際医療研究センターと共同開催し、合計６８名が参加した。 ・開催場所 国立国際医療研究センター 大阪医療センター		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		④　重点課題に対応するモデル事業等の実施 国立病院機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針２０１７について」（平成２９年６月９日閣議決定）による政府目標等を踏まえ、さらに促進する。	**④　重点課題に対応するモデル事業等の実施** 国立病院機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針２０１９について」（令和元年６月２１日閣議決定）による政府目標等を踏まえ、さらに促進する。	＜評価の視点＞ ・　国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施しているか。 ＜評価の視点＞ ・　後発医薬品の使用促進について、さらに促進しているか。 ＜定量的指標＞ ・　後発医薬品の使用割合	**④　重点課題に対応するモデル事業等の実施** １．がん対策推進基本計画への対応（再掲） ＮＨＯにおいて、３病院が都道府県がん診療連携拠点病院、３０病院が地域がん診療連携拠点病院、２病院が地域がん診療拠点病院にそれぞれ指定されており、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。 ３病院（令和４年度末）が、がんゲノム医療拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム情報に基づく診療や臨床研究・治験の実施、新薬等の研究開発、がんゲノム関連の人材育成等について貢献している。 また、１２病院（令和４年度末）が、がんゲノム医療連携病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と連携して遺伝子パネル検査に関する診療機能体制の整備や遺伝子カウンセリングの実施、がんゲノム医療に関する人材育成などの役割を担っている。 ２．後発医薬品の利用促進 令和２年９月までに後発医薬品の使用割合を８０％とする政府目標に対し、ＮＨＯでは、引き続き後発医薬品使用促進対策を行った。平成２９年度は後発医薬品の採用率が８３．５％となり、政府目標と比較して３年早く達成し、令和３年度は後発医薬品の供給が滞る中、８９．３％と採用率を増加することができた。令和４年度も後発薬品の供給は改善していない中で、各施設の努力の結果、わずかであるが使用割合を増加することができ、令和４年度の後発医薬品の採用率は８９．６％であった。 【これまでの促進対策】 ・各病院における取組の共有 ・後発医薬品使用割合ランキング、薬効別納入価格表などの配布 ・共同入札の見直し 【後発医薬品採用率（新算定式）】 数量ベース　令和３年度　８９．３％　→　令和４年度　８９．６％ 採用率７０％以上の病院　令和３年度　１３７病院　→　令和４年度　１３５病院	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－２	臨床研究事業		
業務に関連する政策・施策	医療情報化の体制整備の普及を推進すること 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 　効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ＩＣＴを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。 　機構における英語論文掲載数については、これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より英語原著論文掲載数を増加させ、令和５年までに平成３０年の実績と比べ、５％以上増加させることは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	
英語論文掲載数（計画値）	最終年までに平成３０年の実績に比し５％以上増加		2,594 本	2,619 本	2,645 本	2,671 本	2,696 本	
英語論文掲載数（実績値）		2,568 本	2,747 本	2,759 本	2,765 本	2,738 本		
達成度			105.9%	105.3%	104.5%	102.5%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	13,209,895	11,889,242	10,912,441	10,647,143	
決算額（千円）	12,457,049	11,289,809	11,189,789	11,536,776	
経常費用（千円）	12,880,833	12,085,429	11,707,748	12,127,977	
経常利益（千円）	▲1,740,952	▲2,940,614	▲3,190,448	▲1,166,543	
行政コスト（千円）	12,884,936	12,085,548	11,713,852	12,131,022	
従事人員数（人）	62,226 （※注①）	62,581 （※注①）	62,946 （※注①）	62,555 （※注①）	

注）①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	２　臨床研究事業 機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やＥＢＭ推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者の育成及び認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献すること。 また、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標	**２　臨床研究事業** 臨床研究事業においては、質の高い標準的な医療の提供と我が国の医療政策の形成・評価に貢献するため、研究倫理を遵守しつつ、病院ネットワークを活用してＥＢＭ推進の基礎となる科学的根拠を築くデータを集積し、その情報を発信する。また、迅速で質の高い治験や臨床研究のためのＩＴ基盤を充実する。	**２　臨床研究事業**			＜評定と根拠＞ 評定：Ａ （自己評定Ａの理由） ・　定量的指標において、達成度が１００％以上であった。 ・　下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が１００％以上であり、その他の目標についても特に良好な結果を得た。 ○　定量的指標としている「英語論文掲載数」については、ＮＨＯ全体で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文の投稿や学会発表について、積極的に取り組んでいる。 これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年度より増加させ、令和５年度までに平成３０年度の実績と比べ、５％以上増加させることは難易度が高い。令和４年度は、目標値２，６７１本に対して、２，７３８本となり、達成度は１０２．５％となっている。 ○　「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成２７年６月３０日閣議決定）においてＮＨＯに対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、他の機関に先駆けて、電子カルテ情報を収集・集積するＩＴ基盤（国立病院機構診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ※））を平成２７年度に構築し、令和４年度は新たに６病院を加えた７６病院まで対象病院の拡大を図るとともに、当初には収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。さらに、今後標準規格となることが予定されているＨＬ７ＦＨＩＲ準拠規格について、データ収集が可能となるよう、検証するためのシステムの開発に着手した。 ○　ＮＣＤＡを活用して、週単位でデータ抽出を行い、ＣＯＶＩＤ－１９の新規入院患者数、在院患者数、在院日数、入院症例における死亡退院割合、それぞれの年齢群別分析、投薬内容、重症病床使用状況、外来に	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	準化データの収集・分析や規模の拡大に取り組み、臨床疫学研究の推進等を図ること。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献すること。 　さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。					おけるコロナ様・インフルエンザ様症候群例数（ＣＬＩ／ＩＬＩ）とＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２陽性率、インフルエンザ陽性率等などを解析し、流行状況、重症度、および医療負荷を評価した。また、厚生労働省に週単位でデータを定期的に提供しており、令和４年度においても、引き続きＮＣＤＡ参加６７病院の入院患者、外来患者の電子カルテデータ情報を週単位で厚生労働省に提供するとともに、ＮＣＤＡを用いた次世代感染症サーベイランス手法の確立を目指し、効率的な収集方法の検討を行った。また、令和５年度に向けて、ＰＭＤＡのＭＩＤ－ＮＥＴへデータ連携をする準備を進めた。 ※ＮＣＤＡ：厚生労働省が推奨するＳＳ－ＭＩＸ２規格を用いて、電子カルテベンダ毎に異なるデータを標準形式に変換して集積するＩＴ基盤。（NHO Clinical Data Archives） ○　次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力することとし、令和３年２月１９日付けで内閣府宛てにＮＣＤＡ参加６７病院のうち４８病院の届出を行い、令和３年４月からデータ提供を開始した。令和４年１０月には、新たに７病院を追加し、５５病院でデータ提供を行っている。 次世代医療基盤法に基づき提供された医療情報のデータの利活用は、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになること等が期待されている。しかしながら、令和４年度末時点において、本取組に参加する機関が全国で１１０機関と少ない中で、ＮＨＯが５０％を占めている。ＮＨＯとして、国が進める政策の実現に向けて、今後も取組を進めていくこととしている。 ○　令和４年度においても引き続き、令和３年度から実施している厚生労働科学研究（指定研究）「新型コロナワクチン追加接種並びに適応拡大にかかわる免疫持続性及び安全性調査（コホート調査）」の分担研究者として参加するとともに、新たに「新規新型コロナワクチンを含むコホート調査並びに副反応シグナル全国調査」の分担研究者としてワクチン接種を行った延べ６９病院、５，０８５人を対象にコホート調査を行った。また、健康日誌の記載及び副作用情報の報告などを行い、ワクチンの安全性や接種状況などの国民への情報発信に貢献した。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献すること。					○　大規模臨床研究や迅速で質の高い治験を実施するに当たり、ＮＨＯにおける急性期から慢性期まで全病院の幅広い病院ネットワークを活用し、地域の医療機関とも調整した上で、十分な症例を集積することや多くの難病疾患の患者から適正な同意を得る等のハイレベルなコーディネートを図っている。 ○　治験の実施については、民間企業から依頼された治験以外に、医師主導治験も独自に実施している。入院を伴う重症疾患、慢性疾患や厚生労働省の指定難病といった他の医療機関では実施することが困難な症例に対する治験を推進することで、我が国の医療水準の向上に寄与している。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、電子カルテデータ等の診療情報データの分析を更に充実する。これにより、引き続き臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を推進し、質の高い標準的な医療の提供に役立てるとともに、診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献する。 その際、電	**（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化** リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、ＤＰＣ調査データに加え、ＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いた診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）による電子カルテ情報の収集・分析を行い、臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を引き続き実施するとともに、今後標準規格となることが予定されているＨＬ７ＦＨＩＲ	＜評価の視点＞ ・　病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、ＤＰＣ調査データに加え、ＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いた診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）による電子カルテ情報の収集・分析を行っているか。	**（１）診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化** １．EBM 推進のための診療情報分析 ＮＨＯ本部ではＮＨＯ病院のＤＰＣ・レセプトデータを収集して診療情報データベースを構築している。診療情報分析部ではそのビッグデータを用いた臨床疫学研究の実施・支援及び「診療機能分析レポート」作成を行っている。 （１）診療情報データベースを利活用した臨床疫学研究 ＮＨＯ本部が各ＮＨＯ病院から収集している診療情報は、ＭＩＡ及びＮＣＤＡという診療情報データベースに集積されている。ＥＢＭ推進の観点から、ＮＨＯの診療情報データベースを利活用した査読付き英語原著論文の出版が近年活発になってきている。令和４年度はＮＨＯ所属の医師や研究員が第一筆頭著者や責任著者、最終著者として研究を主導して、診療情報データベースを利活用した査読付き英語原著論文は５本出版することができた。研究の形態としては本部研究員によるもの、ＮＨＯ病院所属の医師からの利活用申請、外部の大学や製薬企業からの利活用申請に応じた共同研究が含まれており、データ利活用の件数及び研究形態の多様性が年々拡大している。 （２）診療機能分析レポート 平成２３年度から診療情報データベースを活用して、全国のＮＨＯ病院の診療の現状を分析した「診療機能分析レポート」を作成して、ＮＨＯ病院の診療の質や経営改善に活用している。患者数や在院日数、疾患別患者シェア、ＳＷＯＴ分析、診療圏及び患者住所地の地図情報へのマッピングなど分析内容は多岐にわたり、令和４年度も引き続き診療機能分析レポートを作成した。診療機能分析レポートは令和３年度からは紙媒体からデータ分析ツールＴａｂｌｅａｕを利用したブラウザベースのオンライン版へ移行した。これまで紙媒体として提供してきた、全ＮＨＯ病院の分析を総括した「全病院編」、個別のＮＨＯ病院ごとに診療情報を詳細に分析した「個別病院編」、年度ごとに特色あるデータ分析を行った「特別編」の構成はオンライン版でも踏襲しつつ、内容の統合・改廃を行った上で、デジタル版診療機能分析レポートの提供を行ってきた。分析対象は全ＮＨＯ病院として、地域におけるＮＨＯ病院の医療提供状況の可視化、そこからＮＨＯ病院の役割と位置づけの把握に資することを目標として、下記内容を掲載した。 ＜ＮＨＯ病院の診療状況の可視化＞ 患者数や患者特性をはじめとした患者基本情報、診療行為、加算、薬剤処方、手術などの診療報酬請求情報をもとに、「診療内容や診療経過は他院と比べて違いがあるか」、「地域の連携体制はどの程度進んでいるか」、「どの分野の診療が多く行われているか」などの視点から分析を行った。対象は、全ＮＨＯ病院であり、ＮＨＯ内の同規模病院や自院の診療状況の比較も可能な分析を行った。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		子カルテデータをもとにした診療情報集積基盤(ＮＣＤＡ)や、レセプト・ＤＰＣデータをもとにした診療情報分析システム(ＭＩＡ)といった標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集や規模の拡大に取り組む。 また、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献する	準拠規格を用いたデータ収集が可能となるよう検討を進める。 また、国の医療情報政策に基づき、ＮＣＤＡと独立行政法人医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）が運営・管理するＭＩＤ－ＮＥＴのデータを連携し、統合解析するための環境の構築に取り組む。 引き続き、国が推進しているパーソナル・ヘルス・レコード（ＰＨＲ）の国立病院機構における活用法について検討を進める。		＜地域の病院との比較＞ 厚生労働省のＤＰＣ公表データを利用して、ＮＨＯ病院と近隣の他病院の診療状況を地図上にマッピングして、疾患シェアなどの比較を可能とした。各ＮＨＯ病院が立地している地域の医療において、各ＮＨＯ病院が果たしている役割や位置づけを可視化・分析した。「地域医療においてＮＨＯ病院の強みとなる診療分野は何か」、「これからどのような診療分野を強化する必要があるか」など、ＮＨＯ病院が今後の方向性を決定する助けとなる分析を行った。 令和４年度の診療機能分析レポートで行った分析内容の概要は下記のとおりである。 ○疾患別分析 厚生労働省の定めた５疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）を対象として、ＮＨＯ病院における患者数や診療状況を可視化・分析した。 ○地域分析 当分析レポートユーザーがＮＨＯ病院の周辺地域における患者シェアを地理情報とともに知ることができる地域分析を行った。マウス操作によりインタラクティブな操作が可能な地図を用いたことで、ＮＨＯ病院及び同じ二次医療圏の他病院を地図上にマッピングして、周辺地域における疾患の患者シェアの可視化を可能とした。 ○病床機能別分析 ＮＨＯ病院の重要な使命の一つに、患者に対して全国的にばらつきのない標準医療の持続的な提供が挙げられる。ＮＨＯ病院の標準医療の実現・維持のための方針策定の一助として、ＮＨＯ病院の病床機能分析を行い、結果を各ＮＨＯ病院に共有した。 これらの分析により、各ＮＨＯ病院が自院やＮＨＯ内の他院を含めた全体像の把握が可能となっている。 ○特別編『新型コロナウイルス感染症特集』 令和４年度の診療機能分析レポート特別編では、２０２０年から２０２２年にＮＨＯ病院に入院した新型コロナウイルス感染症患者の重症度や、病院への医療負荷の状況を時系列で可視化した経時的分析を行った。データとしてはＤＰＣに記録されている「重症度、医療・看護必要度」の点数を利用して、 ・医学管理や処置等の実施状況を評価する「Ａ項目：モニタリング及び処置等」、 ・患者の日常生活動作（ＡＤＬ）や意識レベルを評価する「Ｂ項目：患者の状況等」、 ・２万点以上の手術や検査の実施状況を評価する「Ｃ項目：手術等の医学的状況」 の時系列での変動を可視化した。これにより新型コロナウイルス感染症診療によって大きく変動した医療資源の負荷状況を、各ＮＨＯ病院が自ら把握して今後起こりうる感染症のパンデミックに活かせるデータ提供を目指した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を引き続き実施しているか。	**２．臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる医療の質の向上の推進（再掲）** ＮＨＯにおいて、各病院が自らの医療の質の実態を知り、問題解決を行い、医療の質の向上を図っていくためのツールとして活用されることを目的として「臨床評価指標」を開発している。 この臨床評価指標を効率的に医療の質向上に活用するため、第３期中期計画中に全ての病院に多職種によるチームからなる「医療の質向上委員会（クオリティマネジメント委員会）」を設置し、「臨床評価指標を用いたＰＤＣＡサイクルに基づく医療の質の改善事業」を推進してきた。 第４期中期計画では、この「医療の質の改善事業」を引き続き実施していくとともに、令和２年度においては、各病院が特に重点的に取り組むべき「重点指標」を選定して、臨床評価指標を用いたＰＤＣＡサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進している。令和４年度においては、クオリティマネジメントセミナーを開催し、改善事例や優れた取り組みを行った病院の事例を共有した。 【特に重点的に取り組むべき指標】 ・急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率 ・外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の実施率 ・市中肺炎（重症除く）患者に対する広域スペクトル抗菌薬の未処方率 ・重症心身障害児（者）に対するリハビリテーションの実施率 ・パーキンソン病患者に対するリハビリテーションの実施率 ・統合失調症患者に対する抗精神病薬の単剤治療の実施率 ・手術ありの患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率 ・広域スペクトル抗菌薬投与患者に対する細菌培養実施率 ・安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率 ・バンコマイシン投与患者の血中濃度測定率 ・がん患者の周術期医科歯科連携実施率 ・入院患者における総合満足度 ・外来患者における総合満足度 **３．「臨床評価指標」による計測の実施（再掲）** ＮＨＯが提供する医療の質を可視化し向上を図るため、平成１８年度より「臨床評価指標」を開発し計測を続けている。平成２８年度には電子カルテ情報のデータベース「国立病院機構診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）」を構築し、検査値、バイタルなどの情報が収集できるようになったことから、令和元年度に開発した「臨床評価指標Ｖｅｒ．４」ではＮＣＤＡデータを活用した指標が盛り込まれた。 令和３年度は、令和２年度診療報酬改定による変更を反映した「臨床評価指標Ｖｅｒ．４．１」による計測を行い、結果を機構内外へ公表した。令和４年度に「臨床評価指標Ｖｅｒ．５」を開発することを臨床評価指標評価委員会に諮り承認されたため、新規指標の開発	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　今後標準規格となることが予定されているＨＬ７ＦＨＩＲ準拠規格を用いたデータ収集が可能となるよう検討を進めているか。	を進めた。「臨床評価指標Ｖｅｒ．５」では、これまでの臨床評価指標の枠にとらわれない改定を目標として、国内外で使用される指標の調査など事前の情報収集を進めた。臨床評価指標Ｖｅｒ．５では多様化する病院機能を評価する指標、患者向けの指標など、新たな視点から既存指標の定義見直しと新規指標の作成を行った。新指標２９指標（血液培養実施時の２セット実施率、誤嚥性肺炎の３０日以内の予定外再入院、入院後せん妄ハイリスク患者への専門対策実施率など）を加え、合計１１０指標で計測を行う予定である。ＮＨＯ外部にはこの１１０指標をすべて公開し、そのうち１５指標については病院名付きで公表を行う予定である。 ＜ＮＣＤＡを活用した指標例＞ ・糖尿病患者におけるＨｂＡ１ｃ値コントロール率 ・中心静脈カテーテル留置後の感染症の発生率 ４．外部競争的資金をもとにした研究活動による医療政策や医療の質への貢献 文部科学省科学研究費補助金を申請することができる文部科学大臣の指定機関として、ＮＨＯでは計８９施設で科学研究費補助金の申請が可能となっている。 令和４年度においても厚生労働科学研究費、文部科学研究費、日本医療研究開発機構研究費、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構事業補助金等の競争的研究費の獲得に向け積極的な応募等に取り組み、ＮＨＯ全体で総額２４．３億円の外部競争的資金を獲得した。 【外部競争的資金の獲得状況】 令和３年度　１，４４３件　２３．５億円 → 令和４年度　１，３８８件　２４．３億円 ５．電子カルテ情報の収集・分析をするためのＩＴ基盤構築について （１）ＮＨＯ診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）の拡大 「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成２７年６月３０日閣議決定）においてＮＨＯに対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、国の補助金を得て平成２７年度に構築した厚生労働省が推奨しているＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いて電子カルテ情報を収集・集積するＩＴ基盤（国立病院機構診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ））を令和４年度も引き続き運用するとともに、この電子カルテデータ標準化のためのＩＴ基盤構築事業を発展・充実させるため、事業参加病院数を、令和４年度に６病院を追加し、７６病院となった。また対応ベンダ数も主要７社でＮＣＤＡとの接続試験を引き続き行うとともに、平成２９年度に当初は収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。さらに、今後標準規格となることが予定されているＨＬ７ＦＨＩＲ準拠規格について、データ収集が可能となるよう、検証するためのシステムの開発に着手した。 【ＮＣＤＡ保有患者データ数（実患者）】 令和３年度末　３００万人　→　令和４年度末　３６０万人 （うち新規６病院　１８万人） （２）ＮＣＤＡを活用した災害時診療情報の抽出等 ＮＣＤＡの標準化機能を活かして、様々なベンダの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。 ＮＣＤＡ参加病院（令和４年度末：７６病院）のうち、災害拠点病院を中心に７３病院（前年度比：＋６病院）で本モジュールを導入済みである。 本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズをＮＨＯ本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立てている。		評定
				＜評価の視点＞ ・　ＮＣＤＡと独立行政法人医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）が運営・管理するＭＩＤ－ＮＥＴのデータを連携し、統合解析するための環境の構築に取り組んでいるか。	（３）外部のデータベースとの連携 令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、ＭＩＤ－ＮＥＴ（※１）を活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）のＭＩＤ－ＮＥＴ側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※２）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。 ＮＣＤＡから抽出されるデータをＭＩＤ－ＮＥＴの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製し、令和２年度は、ＰＭＤＡのＭＩＤ－ＮＥＴ側で実施した利活用がＮＣＤＡ側にて同様の利活用結果が得られるか検証できるように調整を進め、令和３年度は、医薬品製造販売後調査、ＧＰＳＰ省令対応に対応すべく、ＰＭＤＡ、ＭＩＤ－ＮＥＴの体制を参考とし、整備すべき事項等を双方で協力して確認を行った。令和４年度は、令和５年度のレセプトとＤＰＣの連携データ提供の運用開始に向けて、調整、準備、ＧＰＳＰ省令（※３）対応のため各種規程・手順書の整備を進めた。 ＮＨＯの「ＮＣＤＡ」は、ＭＩＤ－ＮＥＴより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、ＮＣＤＡとＭＩＤ－ＮＥＴを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、その安全対策の影響評価、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※４）の実用化に向けて貢献できる。 ※１ＭＩＤ－ＮＥＴ：厚生労働省の事業で構築されたデータベースシステムで、国内の医療機関が保有する電子カルテやレセプト等の電子診療情報をデータベース化して、それらを解析するためのシステム。 ※２統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる。 ※３ＧＰＳＰ省令：医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令。 ※４リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報。 （４）診療情報データベースの利活用の推進 医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、ＮＨＯ診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成２８年度に定め、令和４年度も引き続き診療情報の利活用を推進している。 ※診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）及び診療情報分析システム（ＭＩＡ） 【利活用新規申請件数】 令和３年度　８件　→　令和４年度　１７件 （５）ＮＣＤＡを活用したＣＯＶＩＤ－１９自動サーベイランス体制の整備 厚生労働科学研究「新型インフルエンザ等の感染症発生時のリスクマネジメントに資する感染症のリスク評価及び公衆衛生的対策の強化のための研究」においてＮＣＤＡを活用して、週単位で、ＣＯＶＩＤ－１９の新規入院患者数、在院患者数、在院日数、入院症例における死亡退院割合、それぞれの年齢群別分析、投薬内容、重症病床使用状況、外来におけるコロナ様・インフルエンザ様症候群例数（ＣＬＩ／ＩＬＩ）とＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２陽性率等などを解析し、流行状況、重症度、及び医療負荷を迅速に評価した。 ＮＣＤＡは医療機関における診療活動のなかで入力される電子カルテデータを利用しているため、このサーベイランスには医療機関に対する業務上の負荷は無い。このような迅速にデータが得られ、かつ現場に負荷のかからない電子カルテデータを用いたサーベイランスは、特に迅速に評価を行う必要のあるパンデミックでは有用であり、令和４年度もＮＣＤＡを用いて次世代感染症サーベイランス手法の確立を目指し、効率的な収集方法等の検討を行った。今後も取組を進めていく。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（６）外部機関へのデータ提供 外部機関からのデータ提供依頼のニーズへ対応するため、令和元年度より新たに民間企業等のＮＨＯの職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。 令和４年度は、製薬企業等の民間企業２件を含む９件の外部からの利活用申請に対応した。 外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。 次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力することとし、令和３年２月１９日付けで内閣府宛てにＮＣＤＡ参加６７病院のうち４８病院の届出を行い、令和３年４月からデータ提供を開始した。令和４年１０月には、新たに７病院を追加し、５５病院でデータ提供を行っている。次世代医療基盤法に基づき提供された医療情報のデータの利活用は、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになること等が期待されている。しかしながら、令和４年度末時点において、本取組に参加する機関が全国で１１０機関と少ない中で、ＮＨＯが５０％を占めている。ＮＨＯとして、国が進める政策の実現に向けて、今後も取組を進めていくこととしている。		評定
				＜評価の視点＞ ・　国が推進しているパーソナル・ヘルス・レコード（ＰＨＲ）の国立病院機構における活用法について検討を進めているか。	６．パーソナル・ヘルス・レコード（ＰＨＲ）の活用法の検討 引き続き、国が推進しているパーソナル・ヘルス・レコード（ＰＨＲ）の根幹となるマイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入を進めてきたところ、令和４年度において、全病院（１４０病院）へのオンライン資格確認システムの導入を完了した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（２）大規模臨床研究の推進 病院ネットワークを活用したＥＢＭ推進のための大規模臨床研究を引き続き実施し、科学的根拠を確立するとともに、その研究成果を積極的に情報発信する。 第三期中期計画期間で構築した臨床研究支援体制を継続し、国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げ、研究成果の実用化・製品化という出口を見据えた医薬品・医療機器の開発に貢献する。	**（２）大規模臨床研究の推進** 病院ネットワークを活用したＥＢＭ推進のための大規模臨床研究については、採択した課題の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、国立病院機構のホームページで公開することで、広く情報発信し、臨床への還元を目指す。 平成２６年度以降に採択した課題の研究で継続しているものについては、本部が主導となり、着実に推進･運営する。 令和４年度においても介入研究を含め	＜評価の視点＞ ・　採択した課題の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、国立病院機構のホームページで公開し、広く情報発信し、臨床への還元を目指しているか。 ＜定量的指標＞ ・　英語論文掲載数	**（２）大規模臨床研究の推進** １．新型コロナワクチンの投与開始初期の重点的調査（コホート調査）等への対応 厚生労働科学研究「新型コロナワクチン追加接種並びに適応拡大にかかわる免疫持続性及び安全性調査（コホート調査）」、「新規新型コロナワクチンを含むコホート調査並びに副反応シグナル調査」に参加し、ワクチンを接種した者を対象として、全国の調査対象者数の７３％、うちオミクロン株対応ワクチンについては８２％に当たる、延べ６９病院５，０８５人についてコホート調査を行った。そして接種に伴う副作用の報告などを行い、ワクチンの安全性や接種状況などの政府から国民への情報発信に当たってその中核を担った。 ２．ＮＨＯで計画・実施された臨床研究から構築されたエビデンスの情報発信 （１）令和４年度に論文や学会でなされた主な発表 ＮＨＯネットワーク共同研究 ・ Classifications of moderate to severe asthma phenotypes in Japan and analysis of serum biomarkers: A Nationwide Cohort Study in Japan (NHOM Asthma Study) ・ Effects of high-absorption curcumin for the prevention of hypertensive heart disease: a double-blind, placebo-controlled, randomized clinical study （２）学会発表等による研究成果の情報発信 令和４年度においてもＮＨＯ全体で研究により得られた成果について、論文投稿や学会発表などにより以下のとおり情報発信を行った。 【情報発信件数】 令和３年度　　令和４年度 ・英文原著論文数：　延べ　２，７６５本　→　延べ　２，７３８本 ・和文原著論文数：　延べ　１，５５３本　→　延べ　１，５４５本 ・国際学会発表　：　延べ　７２１回　→　延べ　６０７回 ・国内学会発表　：　延べ　１１，２５７回　→　延べ　１２，００４回 令和４年度における英文原著論文のインパクトファクターの合計は１１，１１９点となり、１本当たりの平均は４．０６１点となった。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			課題を採択し、ＥＢＭ推進のための大規模臨床研究の質の向上を図る。 国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組む。 民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を進めていく。 研究成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文掲載数の増加を目指す。		（３）国立病院総合医学会の開催 ＮＨＯ主催の国立病院総合医学会を、熊本医療センターを学会長施設、熊本再春医療センターと九州医療センターを副学会長施設として、「Ｂｒａｎｄｉｎｇ，Ｐｒｅｓｅｎｃｅ，Ｍａｒｋｅｔｉｎｇ ～選ばれるためには～」をテーマに掲げ、令和４年１０月７日から８日にかけて熊本市において開催した。国立病院総合医学会を通じて、研究成果を公表するとともに、ＮＨＯの職員等に対し、学術研究の成果を発表する機会を与え、職員の自発的な研究の取組を奨励し、職員が行う研究レベルの向上を図り、また、研究者のみならず参加するＮＨＯ職員の活性化を目指した。 令和４年度においては、参加者数４，５０１名の盛大な学会となった。 ○シンポジウム、口演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０２題 ○ポスターセッション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１，３４８題 ○特別講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２講演 『選ばれるために　―企業活動からの提言―』 ・田中　達也（富士通 Japan 株式会社シニアアドバイザー） 『ライブ＆トークショー　～選ばれるためには～』 ・武田　真治（俳優・サックスプレイヤー） （４）電子ジャーナルの配信 最新の医学知見をもとに、根拠に基づいた医療サービスを患者に提供することを目的として、ＮＨＯの全ての病院で職員がインターネット経由で配信される医学文献を閲覧、全文ダウンロードすることができるように、本部において電子ジャーナル配信サービスの一括契約を行い、定期的に更新している。 毎月電子メールにより職員への周知を行った結果、ダウンロードされた医学文献数は令和４年度で１５，５１６件となった。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　平成２６年度以降に採択した課題の研究で継続しているものは、本部が主導となり、着実に推進・運営しているか。 ・　令和４年度においても介入研究を含め課題を採択し、ＥＢＭ推進のための大規模臨床研究の質の向上を図っているか。 ・　国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組んでいるか。	３．ＥＢＭ推進のための大規模臨床研究の実施 一般医療を多く担っている日本最大の病院グループであるＮＨＯにおいて、豊富な症例と一定の質を確保することが可能という特徴を活かして、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立するため、平成１６年度から「ＥＢＭ推進のための大規模臨床研究」を開始している。 令和４年度においては、４課題について症例登録を進め、２課題について経過観察を行った。 これらの研究を実施することを通じて、各病院の診療の質の標準化を図るとともに、関係学会等で成果を公表した。 ４．ＮＨＯの臨床研究体制 （１）臨床研究体制 令和４年度も、国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に引き続き取り組んだ。 また、名古屋医療センターでは、自施設の臨床研究だけでなく、他施設をサポートするアカデミック臨床研究機関（ＡＲＯ）の機能を有している。 （２）ＮＨＯにおける臨床研究組織 ＮＨＯでは、実施症例数や、競争的外部資金の獲得額、論文発表数などの評価項目からなる臨床研究組織の活動評価に基づき、各施設の臨床研究組織の活動実績を点数化し、活動の実績に応じた研究費の配分や臨床研究組織の再構築、研究ネットワークグループ構築の指標として活用してきた。 また、時代の変革に合わせた新しい研究グループを構築するため、臨床研究組織の活動性が高い領域を中心に再編・統合することで、ネットワークグループを再構築した。 ○臨床研究組織の数　令和４年４月　令和５年４月 ・臨床研究センター　１０病院　１０病院 ・臨床研究部　７５病院　７５病院 ・臨床研究部（院内標榜）　４５病院　４５病院 （３）ＮＨＯネットワークの活動性の向上 各研究分野において最も活動実績の高い病院をグループリーダーとした１９分野の研究ネットワークグループを構築することにより、グループリーダー主導による質の高い臨床研究を実施している。 ＮＨＯネットワーク共同研究課題は臨床研究推進委員会（外部委員７名で構成されている共同研究課題の審査機関）の審査を経て採択され、研究を実施した。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【ＮＨＯネットワーク共同研究課題採択数と申請数】 令和３年度　４６／　８９課題（新規　１０／４５課題、継続　３６／４４課題） 令和４年度　３５／　６７課題（新規　９／３１課題、継続　２６／３６課題） （４）データセンターの活動 ＥＢＭ推進研究等の多施設共同研究事業等を支援・推進するため、本部内に設置した「データセンター」において、２名のデータマネージャーにより、令和４年度も引き続き臨床研究の支援を行った。 （５）臨床研究に精通した人材の育成 一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育ｅラーニングプログラムであるＡＰＲＩＮ　ｅラーニングプログラム（ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラム）を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、ＣＲＣ、事務局員等を対象として、ｅラーニングによる研究倫理等の教育を令和４年度も引き続き実施した。 平成３０年度からは、研究者を含め、ＣＲＣ、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。 【ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラム修了者数】 ２３，２２１名（うち研究者コース５，２０５名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース２，８１７名、ＣＲＣコース２，４４１名、事務局員・事務職員コース２，６７４名、ＧＣＰ／治験コース５，２２６名、継続コース１８，４３３名） ※各コースの重複受講あり。		評定
				＜評価の視点＞ ・　民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を進めているか。	５．外部機関との連携 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）の「疾患特異的ｉＰＳ細胞の利活用促進・難病研究加速プログラム」において採択された京都大学の「指定難病を中心とした希少疾患ｉＰＳ細胞バンクの拡充に関する研究」に参画し、ドナーリクルート体制の整備を行った。 ６．臨床研究・治験に係る倫理の遵守 （臨床研究） 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」等のガイドラインを踏まえ、令和４年度も引き続き臨床研究等の推進を図った。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					①倫理審査委員会 　倫理的配慮の趣旨に沿って臨床研究等の推進を果たせるよう、全ての病院に倫理審査委員会を設置して、その審議内容等については、ガイドラインに沿って、病院のホームページ上に掲示するなど外部に公開している。 【倫理審査件数】 　令和３年度　７，４７６件　→　令和４年度　６，５７５件 ②臨床研究中央倫理審査委員会 　ＮＨＯが主導して行う臨床研究等の研究課題を中心に、臨床研究中央倫理審査委員会において審議を行い、ＮＨＯネットワーク共同研究の新規９課題をはじめ、延べ１４２件の課題について審査を令和４年度に実施した。 ③認定臨床研究審査委員会 　平成３０年４月施行の臨床研究法に基づき、特定臨床研究を実施する者は、実施計画による特定臨床研究の実施の適否等について、厚生労働省が認定する臨床研究審査委員会（以下、認定臨床研究審査委員会）の審査を受けることが必要となった。 　認定臨床研究審査委員会は主に大学病院等で認定を受けており、ＮＨＯにおいては、令和５年３月３１日時点では、名古屋医療センターが認定臨床研究審査委員会の認定を受けており、令和４年度中に特定臨床研究等に係る新規課題２課題を含む延べ２４９件の審査を行った。 （治験） ①治験審査委員会 　質の高い治験を推進するため、治験を実施している全ての病院で治験審査委員会を設置し、その審議内容等については、法令に沿って、病院のホームページに掲示するなど、外部に公開している。 【治験等審査件数】 　令和３年度　１８，８８６件　→　令和４年度　２４，２８６件 ②中央治験審査委員会 　治験審査の効率化、迅速化を図るために本部に設置している中央治験審査委員会を毎月１回定期的に開催しており、令和４年度には、新規課題２９課題、安全性審査などを含む継続審査延べ７０５件について審議を実施した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（その他） ①研究利益相反（研究利益相反審査委員会）（ＣＯＩ審査委員会） 　臨床研究その他の研究を行う研究者、関係者、被験者及びＮＨＯ等を取り巻く利益相反の存在を明らかにすることによって、被験者の保護を最優先としつつ、ＮＨＯ及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、ＮＨＯの社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の適正な推進を図ることを目的として、令和４年度も引き続き、研究利益相反審査委員会を開催した。 【ＣＯＩ審査件数】 　令和３年度３，２１７件　→　令和４年度　４，１６７件 ②動物実験委員会 　動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験等が実施されるよう、動物実験を実施した７病院全てにおいて、動物実験委員会を設置し適切に運営している。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（３）迅速で質の高い治験の推進 病院ネットワークを活用した共同治験や国際共同治験・医師主導治験を積極的に推進するとともに、症例集積性の向上やコスト適正化に取り組み、迅速で質の高い治験を実施する。	**（３）迅速で質の高い治験の推進** 迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進する。 ＮＨＯＣＲＢ（中央治験審査委員会）における審査を円滑に実施し、ＮＨＯＣＲＢに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化する。 治験実施計画に応じた治験経費の最適化に向けて、関係団体と協議を続ける。	＜評価の視点＞ ・　迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進しているか。 ・　ＮＨＯＣＲＢに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化しているか。	**（３）迅速で質の高い治験の推進** １．ＮＨＯにおける治験実施体制の確立 ＮＣＤＡ等の診療情報データベースを参加意向調査などに活用するとともに、本部で治験の実施状況を継続的にモニタリングし、施設に対して進捗に関する指導や助言を行った結果、新規課題数は２０７課題となった。また、令和４年度の企業から依頼された治験実施症例数は３，９８２例となり、令和３年度の実績を超える成果を収めた。 （１）本部 治験審査の効率化、迅速化を図ることを目的として平成２０年度より中央治験審査委員会（ＮＨＯＣＲＢ）を本部に設置しており、毎月１回定期的に開催した。令和４年度には、新規課題２９課題、安全性審査などを含む継続審査延べ７０５件についての審議を実施した。 ＮＨＯＣＲＢの設置により、多施設共同治験を実施するに当たっての一括審査が可能になり、同一治験の、倫理審査、費用、契約等の病院間のバラつきが排除され、参加病院全体で迅速かつ効率的な治験を実施することが可能となった。また、各病院と治験依頼者の事務手続きの負担軽減や、治験期間の短縮が可能な体制を整えた。 （２）病院 各病院の企業への請求費用の実績に応じて、常勤の治験・臨床研究コーディネーター（ＣＲＣ）の定員化・再配置を行い、組織的な治験受入体制を整備している。 ・常勤ＣＲＣ配置病院数 令和３年度　７０病院　→　令和４年度　７０病院 ・常勤ＣＲＣ数 令和３年度　２３８名　→　令和４年度　２４０名 （３）病院に対する本部の実施支援 治験等受託研究の進捗状況の確認、請求管理等の機能を有する「治験管理システム」を全病院に導入している。本部では、病院の治験進捗状況を把握し、情報を集約することが可能となり、進捗が進んでいない治験課題について、病院に対して指導・支援を行っている。また、病院では、治験管理システムに症例毎の進捗を入力することで、請求処理が可能となり、治験会計の効率化を図っている。 （４）ワンストップサービス ＮＨＯの治験実施体制整備の一環として、中央治験審査委員会で審議される治験に関して、「ワンストップサービス（本部が各病院と治験依頼者との契約を一括で取りまとめるサービス）」により、治験依頼者との窓口を本部に一本化している。契約書や同意	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定 （	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			治験の進捗状況を随時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図る。	＜評価の視点＞ ・　治験実施計画に応じた治験経費の最適化に向けて、関係団体と協議を続けているか。 ・　治験の進捗状況を随時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図っているか。	説明文書等が課題ごとに統一化されることで、治験依頼者並びに病院の業務の効率化等が図られており、令和４年度は、本部で新規課題２９課題、延べ１１５病院の契約を締結した。 **２．治験費用の最適化** ＮＨＯにおいては、平成２４年度より「Ｐｅｒｆｏｒｍａｎｃｅ Ｂａｓｅｄ Ｐａｙｍｅｎｔ（治験の進捗状況に応じた実績払い）」を導入し、平成２９年度には、治験経費の算定方法を改定した。令和４年度においても当該算定方法に基づき、治験ごとに治験依頼者と協議、合意の上、費用を算定している。 **３．治験実績** （１）治験実施症例数及び治験等受託研究に係る請求金額 〇治験取組状況 ・新規治験 令和３年度　２３２課題　→　令和４年度　２０７課題 ・企業から依頼された治験 令和３年度　３，６１１例　→　令和４年度　３，９８２例 （１，２２４課題）　（１，３４７課題） （うち国際共同治験） 令和３年度　２，０７６例　→　令和４年度　２，２０３例 （うち国内治験） 令和３年度　１，５３５例　→　令和４年度　１，７７９例 ・医師主導治験 令和３年度　２２９例　→　令和４年度　１８４例 （７２課題）　（６４課題） ・製造販売後臨床試験 令和３年度　２５４例　→　令和４年度　２２８例 〇治験等受託研究に係る請求金額 令和３年度　４５．８億円　→　令和４年度　４８．０億円	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（２）本部が紹介、契約を行う治験 ＮＣＤＡ等の診療情報データベースを参加意向調査などに活用している。 治験に関する連絡・調整を行う治験ネットワークを利用し、本部より各医療機関に対して治験概要を配信し、病院の情報及び参加意向を取りまとめて、治験依頼者に情報提供している。 ・治験依頼者より本部に依頼があり、実施可能な病院を紹介した治験 令和３年度　９７課題　→　令和４年度　７８課題 （３）ＮＨＯ職員が主任研究者の主な医師主導治験 ○「切除不能進行・再発小腸癌患者に対するベバシズマブ併用ＦＯＬＦＯＸ療法の第Ⅱ相多施設共同二重盲検ランダム化比較試験」（岡山医療センター） （４）企業に対するＰＲ等 本部のホームページの内容を更新し、令和４年度も引き続き各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。令和元年度より、治験依頼者向けに「ＮＨＯＣＲＢ手続きの手引き」を作成し、ＮＨＯＣＲＢ利用促進に向けた情報提供も行っている。 令和４年度版治験推進室パンフレット（ＮＨＯにおけるネットワークを活用した治験の取組）等を日本製薬工業協会等へ配布するなどして、引き続きＮＨＯの取組について理解を求めた。 製薬会社６社とパートナーシップ契約を締結しており、令和４年度も定期的にミーティングを開催し、治験促進に向けた意見交換を行った。 令和４年度の依頼者面談数は６４件であった。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（４）先進医療技術の臨床導入の推進 先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を推進するとともに、その結果を公表する。 また、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させる。 加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のＩＴ化への対応に向けて積極的に貢献する。	**（４）先進医療技術の臨床導入の推進** 先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を進めるための検討に取り組む。 加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のＩＴ化への対応に向けて積極的に貢献する。	＜評価の視点＞ ・　先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を進めるための検討に取り組んでいるか。	**（４）先進医療技術の臨床導入の推進** １．高度先端医療技術の臨床導入等 高度先端医療技術の開発及び臨床導入について、令和４年度は以下のとおり先進医療を実施している。これらについては、ホームページ等で公表している。 ○先進医療Ａ：　３技術、延べ　３病院 ○先進医療Ｂ：　１６技術、延べ　３４病院 平成２９年１１月には「筋ジストロフィー心筋障害に対するＴＲＰＶ２阻害薬内服療法」が先進医療Ｂに承認された。 ・ＴＲＰＶ２阻害薬経口投与療法　心不全（十三歳以上の患者に係るものであって筋ジストロフィーによるものに限る。）（大阪刀根山医療センター） 厚生労働省に先進医療の届出を行い、先進医療技術審査部会において有効性安全性が審議された結果、平成２９年１１月に先進医療Ｂに「適」とされ、令和２年度には、国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターも含めた１５病院が実施医療機関として登録された。 すでに症例登録は終了しているが、令和４年度においても引き続き、データの解析を行うとともに、結果解析を進めている。 ２．職務発明の権利化の推進 高度先端医療技術の開発等を推進するために、ＮＨＯで実施された職務発明について権利化を進めており、令和４年度においては、１１件の発明が届けられ、５件の特許出願、２件の実用新案登録を行った（企業等との共同出願も含む）。 また、ＮＨＯと企業等とで共同で特許出願を行っていた案件のうち、令和４年度に５件の特許権設定登録、１件の実用新案登録を受けた。 ※特許出願を行った発明 ○嚥下障害者様用トロミ剤シェイカーカップ（大阪医療センター） ○めまい鑑別における視覚刺激負荷重心動揺検査（東京医療センター） ○タキシフォリンを含有するＣＤ３６阻害剤（京都医療センター） ○肝硬変非侵襲性マーカー（長崎医療センター） ○エンドセリン受容体拮抗薬の間接疾患の治療への応用（相模原病院） ○エアフィルタ（仙台医療センター・実用新案） ○直腸切離補助器具（南和歌山医療センター・実用新案） ○オートクレーブ（高圧蒸気滅菌器）を用いたナノファイバーマスク・フィルター製造方式（仙台医療センター）	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					※特許権設定登録を受けた発明（※外国出願等により複数国設定登録されたものを含む） ○バイポーラ鋏型ナイフ（呉医療センター）【日本】 ○超音波解析装置、超音波解析方法および超音波解析プログラム（京都医療センター）【日本】 ○嚥下障害者様用トロミ剤シェイカーカップ（大阪医療センター）【日本】 ○２－［５－（イミダゾール－１－イルメチン）ピリジン－３－イル］ベンズイミダゾール誘導体化合物、及び、これを含む医薬（京都医療センター）【日本・欧州】 ○エアフィルタ（仙台医療センター）【日本・実用新案】		評定
				＜評価の視点＞ ・　国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のＩＴ化への対応に向けて積極的に貢献しているか。	３．医療のＩＴ化への対応 マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入に向けて、厚生労働省が主催する説明会への参加、社会保険診療報酬支払基金等の関係機関及びシステムベンダとのヒアリングを実施し、ＮＨＯとしての課題や論点を整理のうえ、オンライン資格確認における病院と支払基金等間とのネットワーク環境について、回線の集約化の整備を実施する等、導入に向けて取り組んできた。 令和４年度においては、全病院（１４０病院）へのオンライン資格確認システムの導入を完了した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（５）臨床研究や治験に従事する人材の育成 国際水準の臨床研究や迅速で質の高い治験を推進するため、ＣＲＣ、臨床研究を実施する医師等を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者を育成する。 職員が筆頭著者の英語原著論文を対象に表彰制度を創設し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える。	**（５）臨床研究や治験に従事する人材の育成** ＣＲＣ養成研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究デザインや生物統計に関する研修及びＩＲＢ等委員を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成する。 国立病院機構優秀論文表彰を通じて職員の筆頭著者の英語原著論文への取組を奨励し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える	＜評価の視点＞ ・　ＣＲＣ養成研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究デザインや生物統計に関する研修及びＩＲＢ等委員を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成しているか。 ・　国立病院機構優秀論文表彰を通じて、職員の筆頭著者の英語原著論文への取組を奨励し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整えているか。	**（５）臨床研究や治験に従事する人材の育成** １．質の高い治験・臨床研究を推進するための研修会等の実施 （１）質の高い治験・臨床研究をするための研修会等 令和４年度は、初級者ＣＲＣ及びＣＲＣ実務者研修、治験事務担当、臨床研究を実施する医師、治験審査委員・臨床研究倫理審査委員等を対象とした中核となる人材の養成のための研修を、５回、７日間の日程で開催された。特に初級者ＣＲＣ研修については、日本臨床薬理学会認定ＣＲＣの認定要件であるＣＲＣ養成研修会の指定を満たす形で、３日間の日程でＷｅｂ形式にて開催し、計６２名が参加し、そのうち４名はＮＨＯ以外からも受け入れた。 （２）倫理審査委員会の委員を対象とした研修（再掲） 一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育ｅラーニングプログラムであるＡＰＲＩＮ　ｅラーニングプログラム（ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラム）を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、ＣＲＣ、事務局員等を対象として、ｅラーニングによる研究倫理等の教育を令和４年度も引き続き実施した。 平成３０年度からは、研究者を含め、ＣＲＣ、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。 【ｅＡＰＲＩＮ教育研修プログラム修了者数】 ２３，２２１名（うち研究者コース５，２０５名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース２，８１７名、ＣＲＣコース２，４４１名、事務局員・事務職員コース２，６７４名、ＧＣＰ／治験コース５，２２６名、継続コース１８，４３３名） ※各コースの重複受講あり。 （３）ＮＨＯ優秀論文の表彰 令和４年度においては新型コロナウイルス感染症の影響などから表彰は行わなかったものの、優秀論文については、例年と同じく各病院の臨床研究活動実績評価において高い評価を与えている。特にＮＨＯの職員が筆頭著者となる英語原著論文は、他の論文に比べ高い点数配分とすることにより、各研究者のモチベーションの向上を図っている。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－３	教育研修事業		
業務に関連する政策・施策	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 医療従事者の資質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第３条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
職種毎の実習生の延べ受入日数（計画値）	前年度より増加		医師・歯科医師 22,417 人日 看護師 434,000 人日 その他職種 96,011 人日	医師・歯科医師 20,233 人日 看護師 430,159 人日 その他職種 88,713 人日	医師・歯科医師 10,625 人日 看護師 243,903 人日 その他職種 66,188 人日	医師・歯科医師 16,477 人日 看護師 284,114 人日 その他職種 80,216 人日	
職種毎の実習生の延べ受入日数（実績値）		医師・歯科医師 22,417 人日 看護師 434,000 人日 その他職種 96,011 人日	医師・歯科医師 20,233 人日 看護師 430,159 人日 その他職種 88,713 人日	医師・歯科医師 10,625 人日 看護師 243,903 人日 その他職種 66,188 人日	医師・歯科医師 16,477 人日 看護師 284,114 人日 その他職種 80,216 人日	医師・歯科医師 23,448 人日 看護師 309,672 人日 その他職種 91,540 人日	
達成度			医師・歯科医師 90.3% 看護師	医師・歯科医師 52.5% 看護師	医師・歯科医師 155.1% 看護師	医師・歯科医師 142.3% 看護師	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

指標	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	8,248,936	5,960,528	6,784,270	5,991,950	
決算額（千円）	7,697,971	5,872,902	6,001,433	6,372,447	
経常費用（千円）	7,739,448	7,044,723	7,354,100	7,209,114	

			99.1% その他職種 92.4%	56.7% その他職種 74.6%	116.5% その他職種 121.2%	109.0% その他職種 114.1%									
	地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 （計画値）	前年度より増加		3,795 件	3,180 件	631 件	1,057 件			経常利益 （千円）	▲2,501,751	▲1,823,542	▲2,371,412	▲2,086,839	
	地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 （実績値）		3,795 件	3,180 件	631 件	1,057 件	1,049 件			行政コスト （千円）	7,811,454	7,132,517	7,358,247	7,241,073	
	達成度			83.8%	19.8%	167.5%	99.2%			従事人員数 （人）	62,226 （※注①）	62,581 （※注①）	62,946 （※注①）	62,555 （※注①）	
	地域住民を対象とした研修会の開催件数 （計画値）	前年度より増加		1,402 件	1.401 件	287 件	309 件								
	地域住民を対象とした研修会の開催件数 （実績値）		1,402 件	1.401 件	287 件	309 件	451 件								
	達成度			99.9%	20.5%	107.7%	146.0%								
	特定行為研修修了者数 （計画値）	前年度より増加		16 人	31 人	59 人	90 人								
	特定行為研修修了者数 （実績値）		16 人	31 人	59 人	90 人	135 人								
	達成度			193.8%	190.3%	152.5%	150.0%								

注）①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
３　教育研修事業 　様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献すること。 　また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上	**３　教育研修事業** 　様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用し、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）に貢献しつつ、卒後においても国立病院機構の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパス制度により、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施する。	**３　教育研修事業**			＜評定と根拠＞ 　評定：Ａ （自己評定Ａの理由） ・　下記理由により、定量的指標について、達成度が１００％以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。 ○　ＮＨＯの病床数の全国に占める割合については、令和５年４月１日時点で、重症心身障害３６．９％、筋ジストロフィー９３．７％、結核３１．１％、医療観察法４８．８％と高い割合となっていることから、各々、全国トップの症例数を集積することができる。これらを活用することにより、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行っている。令和４年度の職種毎の実習生の延べ受入日数は医師・歯科医師２３，４４８人日、看護師３０９，６７２人日、その他職種９１，５４０人日となり、達成度はそれぞれ１４２．３％、１０９．０％、１１４．１％となった。 ○　各病院において、地域の医療従事者等の研修ニーズの把握やアンケート調査による研修内容の評価・検証等により内容の充実に努めている。令和元年度まではホームページやパンフレット配布等で参加を呼びかけたほか、地域の医療関係機関等とも連携して開催するなど行っていた。令和４年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の開催が困難となったことや、各病院において発熱外来等を設置するために研修会場の確保が困難となったこと等により、開催できない研修会が多くあったが、Ｗｅｂ開催を実施する等の新たな取組も行ったほか、Ｗｅｂの活用を進めつつ新型コロナウイルス感染症に関する研修会の実施に取り組む等、地域医療従事者等へ向けた医療情報発信や地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。この結果、地域住民を対象とした研修会を４５１件開催し、達成度は１４６．０％となった。令和４年度は引き続きＷｅｂの活用を進めつつ、現地とのハイブリッドで受講者のニーズに合わせた研修会の実施に取り組んだ。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	で、必要に応じて見直しを行うこと。 　さらに、今後の医療の高度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、当該政策の推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・シェアリングによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成を引き続き推進すること。					○　高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の育成は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資するため、医療の質の向上につながる。令和４年度においては、これまで特定行為研修制度における指定研修機関を設置することができていなかった宮崎県からの強い要請に応え、宮崎東病院において地域のニーズに応じた呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連の指定研修機関となるなど、機構全体で３５病院（令和３年度２８病院）が指定研修機関となった。また、指定研修機関との連携により自施設での実地研修が可能となる協力施設の拡大に取り組む等、法人としてより積極的かつ主体的に特定行為を実施できる看護師育成のための体制を整備したことにより、令和４年度特定行為研修修了者は目標を４５名回る１３５名（達成度：１５０．０％）となった。 　また令和２年７月に厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に指定されており、令和４年度は指導者講習会を５回実施した。応募倍率は１．８倍であり、研修受講生は合計２０３名（内訳：ＮＨＯ内１５６名、ＮＨＯ外４７名）であり、指導者育成に貢献した。 ○　看護職員能力開発プログラム（ＡＣＴｙ）に基づき獲得した能力を土台として、看護管理者に求められる能力と目標及び学習実践内容を示した看護管理者能力開発プログラム（ＣＲＥＡＴＥ）を整備し、学習資源として活用できる研修の体系化にも取組、看護職員一人ひとりが自己のキャリアデザインに基づきキャリアを発展させることを支援する体制を整えた。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（１）質の高い医療従事者の育成・確保 **①　質の高い医師の育成・キャリア形成支援** 様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。臨床研修終了後の医師が各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度及び平成３０年４月から開始された新たな後期臨床研修医制度である新専門医制度における研修コースや研修プログラムの更なる充実を図り、良質な医師を育成する。	**（１）質の高い医療従事者の育成・確保** **①　質の高い医師の育成・キャリア形成支援** 国立病院機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施する。 臨床研修終了後の医師を対象とした新たな専門医制度の専門研修プログラムへの取組を、大学病院や地域の協力病院等との連携により進めるとともに、各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関しては、新たな専門医制度の状況を注視しつつ継続する。 また、機構病院の若手医	＜評価の視点＞ ・　国立病院機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施しているか。	**（１）質の高い医療従事者の育成・確保** **①　質の高い医師の育成・キャリア形成支援** １．病院ネットワークを活用した質の高い医師の育成 国に指定された基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院において、初期研修医の育成を行っており、多くの臨床研修医の育成を引き続き行った。 また、初期臨床研修修了後の専門領域の研修システム（いわゆる後期臨床研修）の構築に我が国でいち早く着手し、平成１８年度からＮＨＯ独自の取組として「ＮＨＯ専修医制度」の運用を行っており、専修医等の育成を行った。 （１）良質な医師を育てる研修について 初期研修医・専攻医、専修医など知識や診療経験の少ない医師や専門医を目指す医師を対象として、ＮＨＯのネットワークを活用し、各領域の専門性に秀でた指導医が講師を務め、講義と技術習得を組み合わせたセミナー形式の実地研修である「良質な医師を育てる研修」を例年、開催しているところである。令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見極め、オンライン形式を含め以下６件の研修を実施した。 ・「神経・筋（神経難病）診療中級研修」 ・「センスとスキルを身につけろ！未来を拓く消化器内科セミナー」 ・「ＮＨＯ-ＪＭＥＣＣ指導者講習会」 ・「呼吸器に関する研修」 ・「循環器に関する研修」 ・「小児疾患に関する研修」 また、セーフティネット分野での医師の確保が厳しいため、当該分野に従事する医師に研修を行っている。例えば、「重症心身障害児（者）に関する研修」においては、実習研修も組み込み、参加者のスキルアップを図ることも目指し、臨床上課題となる合併症、特に栄養の病態、感染症対策やハンズオンセミナーなどを実施するなど、重症心身障害医療に携わる医師の育成に努めている。 （２）重症心身障害児（者）医療に関する研修の実施 いずれの専門診療科に関わらず、重度の重複障害を持った患者の診断・治療に関わる可能性があるため、これから専門医療分野を目指す研修医等に重症心身障害医療の概要を知る機会を与えている。 座学だけでなく実習研修も組み込み、参加者のスキルアップを図ることも目指し、研修テーマとして、重症心身障害医療の概要・基礎並びに臨床上課題となる合併症、特に栄養の病態、感染症対策やハンズオンセミナー（口腔ケアと気管支内視鏡、人工呼吸器の使い方）、各施設の病棟見学などを実施し、重症心身障害医療に携わる医師の育成に努めてい	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		国立病院機構の病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の国立病院機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（ＮＨＯフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。	師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援する。 機構病院の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の機構病院でより専門的な分野について修練できる制度（ＮＨＯ フェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。		る。令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送り、来年度開催に向けた検討を行った。 （３）病院運営におけるリーダー育成研修の実施 卒後１５年以上の医師は、診療の中核を担うとともに、チーム医療、医療安全、地域医療連携など病院運営に積極的に関わることが求められ、多職種との連携が重要となる。看護職等の医療職、事務職も同様であり、これらが職種を越えてリーダーシップを発揮し、協働することが医療の向上には重要であることから、平成２３年度より病院におけるリーダー育成を目的とした研修を実施している。 令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、開催を見送り、来年度開催に向けた検討を行った。 （４）若手医師を対象とした研究発表をサポートする「若手医師フォーラム」の開催 ＮＨＯの若手医師の臨床研究及び研究発表を推進する目的で、国立病院総合医学会において若手医師の研究発表の場である「若手医師フォーラム」を引き続き開催している。 令和４年度は全国より１１演題が集まり、その中から審査にて優秀と評価された６演題は、特別セッションで英語による口演発表を行い、最優秀演題２題が選ばれた。 （５）精神科若手医師を対象とした「精神科レジデントフォーラム」の開催 ＮＨＯの若手精神科医師の研修成果を発表する場、機構外病院に所属する若手精神科医師や精神科を志す医学生が交流する場を設けることを目的とし、精神科レジデントフォーラムを開催している。令和４年度においては、榊原病院が主催となり開催された。 （６）最新の海外医療情報を得る機会の提供 専修医制度の一環として、海外の医療現場（アメリカ退役軍人病院）へ派遣する専修医留学制度を設けている。これまで８９名の医師を派遣し、医療安全や医療マネジメントといった手法を学ぶコースに参加し研修を行い、米国のＥＢＭに基づく診断法、治療決定のプロセスなどを習得している。令和４年度においては、アメリカ及び日本の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、実施を見送った。 （７）「医師育成・教育委員会」の開催 平成２２年９月に医師の知識・技術の向上とキャリア形成の支援を目的として設置された「医師キャリア支援検討委員会」の下に「医師育成・教育委員会」を設け、令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、オンラインにて計２回開催し、研修医、専攻医及び専修医の研修内容の充実、新専門医制度への対応を図った。また、専修医修了者として４名を新たに認定した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【主な検討内容】 ・新専門医制度への対応、各病院の専攻医の登録状況の共有 ・国立病院総合医学会「若手医師フォーラム」の開催 ・今後の専修医制度のあり方について （８）臨床研修指導医養成研修会の開催 厚生労働省の「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に基づき、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有する臨床研修指導医を養成するため、「臨床研修指導医養成研修会」を開催している。令和４年度には計４回開催、６８名が参加した。		評定
				＜評価の視点＞ ・　臨床研修終了後の医師を対象とした新たな専門医制度の専門研修プログラムへの取組を、大学病院や地域の協力病院等との連携により進めるとともに、各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関しては、新たな専門医制度の状況を注視しつつ継続しているか。	２．ＮＨＯの病院を中心とする独自の臨床研修及びレジデントの育成 （１）初期臨床研修及び後期臨床研修の実施 臨床研修については、基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院として指定を受けている。 また、令和５年度に研修を開始する初期研修医の臨床研修マッチング結果は、全国の臨床研修病院がマッチ数８，９９５名、マッチ率９０．６％であるのに対し、ＮＨＯの病院では、マッチ数は４３３名、マッチ率９１．２％となった。 【臨床研修病院の指定状況】 ・基幹型臨床研修病院　　令和３年度　　５４病院　→　令和４年度　　５４病院 ・基幹型及び協力型臨床研修病院　令和３年度　１２４病院 →　令和４年度　１２５病院 （うち協力型のみの場合、７１病院） 【初期研修医の受入数】 ・基幹型　　令和３年度　　８２８名　→　令和４年度　　８１３名 ・協力型　　令和３年度　　１３６名　→　令和４年度　　１３３名 ＮＨＯは、臨床研修修了後の専門領域の研修システム（いわゆる後期臨床研修）構築に我が国でいち早く着手し、一定水準の臨床能力を持ち患者の目線に立った安全で良質な医療を提供できる専門医を育成するため、平成１８年度よりＮＨＯ独自の取組として「国立病院機構専修医制度」の運用を行っており、引き続き専修医等の育成を行っている。（３年コース、４年コース、５年コースの３コース）	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【後期研修医（レジデント）の受入数】 ・令和３年度　１，２１３名（専攻医８６７名、専修医４０名、レジデント３０６名） ・令和４年度　１，１３６名（専攻医８４８名、専修医３１名、レジデント２５７名） 【専修医の修了認定者数】 ・令和３年度　　１４名（３年コース　６名、４年コース１名、５年コース　７名） ・令和４年度　　４名（３年コース　１名、５年コース３名） （２）新専門医制度への対応 セーフティネット分野を含めた将来の各専門領域の医師を引き続き育成する必要があるため、新専門医制度について医師育成・教育委員会で検討を行い、情報収集、情報発信に努めた。 ＮＨＯでは、令和４年度の基幹専門研修プログラムとして、１７領域の基幹施設として１１８プログラムの認定を受けた。また、令和４年度に専攻医の募集を行い、ＮＨＯ病院の多くのプログラムが評価され、１４６名の登録が確定した。 また、新専門医制度では、新・内科専門医取得の必須条件として、ＪＭＥＣＣ（Ｊａｐａｎｅｓｅ　Ｍｅｄｉｃａｌ　Ｅｍｅｒｇｅｎｃｙ　Ｃａｒｅ　Ｃｏｕｒｓｅ、日本内科学会認定内科救急・救急救命処置（ＩＣＬＳ）講習会）を受講することとされている。専門医の内科専門研修プログラムの基幹施設となるには、原則、ＪＭＥＣＣを開催できる体制を整えておく必要があり、それには多くのＪＭＥＣＣの指導者が必要となる。 ＮＨＯでは、ＪＭＥＣＣの指導者の養成を進めるため、平成２６年度からＮＨＯ－ＪＭＥＣＣ研修を実施しており、令和４年度においても２１病院で２８回のＪＭＥＣＣ研修を実施した。 なお、他の設置主体の医療機関からの要請に応じて、ＮＨＯ所属のＪＭＥＣＣ指導者を派遣し、当該医療機関がＪＭＥＣＣ研修を開催できるよう支援を行っている。 令和４年度については、コロナ禍以後２年ぶりに開催し、全国のＮＨＯ病院より１８名が受講した。		評定
				＜評価の視点＞ ・　機構病院の若手医師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援しているか。	（３）初期研修医・専攻医向け情報誌「ＮＨＯ　ＮＥＷ　ＷＡＶＥ」の発刊 平成２２年３月より、ＮＨＯにおける臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている初期研修医や専攻医の声や指導医の声も交えながら紹介する初期研修医・専攻医向け情報誌「ＮＨＯ ＮＥＷ ＷＡＶＥ」を令和４年度も引き続き発行している。 この情報誌により、初期研修医や専攻医が研修先病院を選ぶ際の参考にするとともに、既にＮＨＯで研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					若手医師の意見を反映したＮＨＯフェローシップ、若手医師フォーラムなどを紹介しており、令和４年度においては、２年ぶりに開催された集合研修での良質な医師を育てる研修に関する特集を掲載し、初期研修医・専攻医にとって有用な情報の提供に努めた。 【ＮＨＯ　ＮＥＷ　ＷＡＶＥ　特集記事】 ・Ｖｏｌ．４８　良質な医師を育てる研修 また、初期研修医・専攻医向け情報誌などはＮＨＯのホームページに掲載し、研修開催やＮＨＯの病院の詳細情報などを発信しており、若手医師が有用な情報を得られるよう、令和４年度も引き続き環境の整備を行った。 ３．ＮＨＯフェローシップの推進 医師のための臨床研修プログラムにおいて、ＮＨＯのネットワークを活用し、連携プログラムを運用することにより全人的な医師育成を行っている。特に、初期臨床研修中及び修了後の専門領域の研修システム構築については、ＮＨＯが我が国でいち早く着手し、良質な臨床医を育成するためのシステム作りを行った。 平成２５年度からＮＨＯフェローシップ制度を構築し、ＮＨＯの病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医取得を目的として、他のＮＨＯの病院で一定期間修練する制度として、累計で２２名がこの制度を利用した。しかし令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、制度利用はなかった。 ４．大学病院等との連携による質の高い専門医の育成 （１）連携大学院等を通じたキャリア形成支援 医師のキャリア形成の上で、臨床研究活動は重要な要素であることから、大学との連携によりＮＨＯの病院内に連携大学院を設置し、所属医師が診療しながら研究キャリアを積めるよう指導を行っている。 連携大学院は、令和４年度には、全国１９病院が１５大学との連携により２６講座を設置している。	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・　機構病院の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の国立病院機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（ＮＨＯフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援しているか。			

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（２）地域医療再生計画等に基づいた地域との連携による人材育成 　ＮＨＯにおいては、各自治体及び大学との連携により、地域で必要とされる人材の教育・育成を推進している。その一環として、大学の講座から医師派遣の受入れや、共同でのセミナーの開催を行っており、令和４年度においては、８病院が９大学と連携を実施している。 ・敦賀医療センター・・・福井大学の寄付講座から１名（膠原病内科）の医師派遣を実施。 ・熊本再春医療センター・・・熊本大学の寄付講座から２名（循環器内科、呼吸器内科）の医師派遣を実施。 ・指宿医療センター・・・鹿児島大学の寄附講座から２名（産婦人科）の医師派遣を実施。 ・霞ヶ浦医療センター・・・筑波大学の寄附講座から５名（消化器内科、呼吸器科、麻酔科、整形外科、循環器内科）の医師派遣を実施。 ・東近江総合医療センター・・・滋賀医科大学の寄附講座から１１名（総合内科７名、総合外科４名）の医師派遣を実施。 ・埼玉病院・・・慶應義塾大学の寄附講座から６名（小児科３名、産婦人科３名）、日本大学の寄附講座から２名（救急科）の医師派遣を実施。 ・福島病院・・・福島県立医科大学の寄附講座から３名（小児科）の医師派遣を実施。 ・東広島医療センター・・・広島大学の寄付講座から５名（麻酔科２名、小児科２名、産婦人科１名）の医師派遣を実施。 ５．医師確保対策としての各種制度の実施 （１）医師確保対策としての各種制度の運用 　定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること及び短時間であれば勤務が可能な医師を確保するため、シニアフロンティア制度、期間職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。 　また、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化するための仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し医師の確保を図った。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					①シニアフロンティア制度 平成１８年度に、医師確保が困難なＮＨＯの病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成２９年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和４年度においては、定年退職医師３名及び既に本制度を活用している医師２４名の計２７名の医師が、本制度を活用した。 ②期間職員制度 平成２７年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、ＮＨＯの病院での診療に当たることを希望した６５歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和４年度においては、７５名が制度を利用した。 ③短時間正職員制度 平成２７年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和４年度においては、２１名が制度を利用した。 ④医師派遣助成制度 特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化する仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し、医師の確保を図った。これにより、令和４年度は特に医師確保が困難となっていた２病院に対して、７病院（延べ３９７人日（※））が医師派遣を行った。 ※医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。 （２）大学等関係機関への働きかけ 特に医師確保に問題のある病院については、ＮＨＯ本部の職員が、大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和４年度も引き続き、ＮＨＯ全体の医師確保対策の取組を行った。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		②　質の高い看護師等の育成・キャリア支援 看護師等養成所について、国立病院機構が担う医療への使命感を持った質の高い看護師を育成するため、外部有識者を含む第三者によるカリキュラムの評価を実施する等、引き続き教育の質の向上を図るとともに、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。 地域医療への貢献のため、全ての養成所において地域に開かれた公開講座を実施する。国	**②　質の高い看護師等の育成・キャリア支援** 各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図る。国家試験で全国平均を超える合格率を目指す。全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施する。養成所教員のマネジメント能力向上を目的に臨床での実務研修を推進する。 また、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。 講師派遣や実習環境の提	＜評価の視点＞ ・　各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図っているか。	**②　質の高い看護師等の育成・キャリア支援** １．今後の看護師養成のあり方 看護師養成を取り巻く社会情勢の変化や、看護師等養成所に対する運営費交付金の廃止といった様々な状況変化を踏まえ、機構における看護師の安定供給と質の高い看護師の養成・育成について検討するため、平成２７年度に「今後の看護師養成・育成のあり方に関する検討会」を設置し、４回にわたり議論を行い、報告書を取りまとめた。 報告書の内容を受けて、看護師等養成所においては、教育の質の向上を図りつつ、地域における看護師養成の状況の変化を踏まえ、個別の養成所のあり方を検討し、令和元年度においては附属養成所の今後の方向性を検討するための指標と基準及び運営に関する協議手順を作成、各養成所に周知し、毎年度評価を実施。令和４年度には、３校の閉校と２校の定数減を決定した。 ２．第三者によるカリキュラム評価等の実施 看護師等養成所への教育の質の維持・向上と適切な運営に向け、令和元年度からカリキュラム評価等を行い、教育理念、教育目標とカリキュラムの整合性、科目の進度と教育内容、授業展開の工夫、学生への学習支援体制等の改善に取り組んでいる。高等教育修学支援新制度において、附属養成所３４校は一定要件を満たす対象機関となっており、令和４年度は３４校が第三者評価を受け、その結果を各校のホームページにて公表し、教育の質の向上と適正な運営に努めた。 ３．看護師等養成所の適正な運営 ＮＨＯでは、教育水準の維持・向上を目的とした「養成所評価指標」を使用し、各養成所において、養成所評価指標の８指標（１．教育・研究への取組状況、２．カリキュラム評価の実施状況、３．教育支援の実施状況、４．国家試験合格率の状況、５．保健・医療・福祉分野への供給状況、６．公開講座の実施状況、７．地域への講師等としての参加状況、８.教員のキャリア形成支援）に基づき、令和４年度も引き続き自己点検・自己評価を実施し、次年度以降の運営改善の参考としている。 ４．看護師等養成所の入学者充足率 少子化に伴う１８歳人口の減少や大学志向が強まる中、入学者充足率は看護師等養成所全体及び個別の養成所においても高い水準を維持した。 令和４年度においても、各養成所では、学校見学会での模擬授業や看護体験の実施や、新型コロナウイルス感染症の感染状況に対応しＷｅｂを用いた学校紹介（パンフレット作製・動画作成）、またホームページのリニューアルを行う等、受験希望者や保護者、高等学校教諭、及び地域住民に対して学校のアピールを行い、入学者確保に繋げた。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		立病院機構が組織として学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院と連携し、国立病院機構の理念に即した看護を行う良質な看護師の確保に努める。 高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる診療看護師を育成するため、看護大学院と連携し医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行うとともに、その活動状況について把握し、卒後教育プログラムの充実を図る。あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含	供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進める。 診療看護師（ＪＮＰ）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として講師派遣など積極的な協力を行う。あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含めて適切に実施する。 基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、改訂した看護職員能力開発プログラム（ＡＣＴｙナースＶｅｒ.２）を運用し、良質な看護師の育成	＜評価の視点＞ ・　看護師等養成所について、全国平均を超える国家試験の合格率を達成しているか。	【入学者充足率】 令和３年度　令和４年度 ・看護学科　９８．０％　→　９７．３％ ・助産学科　９３．２％　→　９８．３％ ・理学療法学科　１００．０％　→　１００．０％ ・作業療法学科　７０．０％　→　８５．０％ ５．看護師等養成所の高い看護師国家試験合格率 令和４年度の看護師等養成所全体の国家試験合格率は９８．１％となり、全国平均合格率（９５．５％）を上回るだけでなく、大学（９７．１％）、短期大学（９２．６％）及びその他の３年課程の養成所（９５．７％）の結果と比較しても上回っており、引き続き全国トップクラスの合格率を維持した。 【看護師国家試験合格率】 令和４年３月発表　令和５年３月発表 ・ＮＨＯ看護師等養成所　９８．９％　→　９８．１％ ・全国平均　９６．５％　→　９５．５％ （大学・３年課程の養成所の合格率） ・大学　９８．２％　→　９７．１％ ・短期大学　９５．８％　→　９２．６％ ・養成所　９７．０％　→　９５．７％ 【助産師国家試験合格率】 令和４年３月発表　令和５年３月発表 ・ＮＨＯ看護師等養成所　１００．０％　→　１００．０％ ・全国平均　９９．７％　→　９５．９％ 出典：第１０６回助産師国家試験および第１１２回看護師国家試験の学校別合格者状況について（厚生労働省プレスリリース） ６．看護師等養成所の就職率 看護師等養成所では、ＮＨＯ及び社会に貢献し得る有能な人材を育成し、卒業生のＮＨＯの病院及び地域の医療機関等への就職につなげるため、学生の段階から専門職業人としての自覚を持てるような教育を行っている。 また、カリキュラムの中にセーフティネット分野の医療とその看護に関する教育内容を盛り込み、ＮＨＯのネットワークを活用して実習を行う等、ＮＨＯが担う医療についての理解を深められるように取り組んでいる。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		めて適切に実施する。 看護師のキャリアパス制度について、看護職員能力開発プログラム（ＡＣＴｙナース）の運用等に係る評価を実施するとともに、基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるようプログラムを充実させ、良質な看護師の育成に努める。 今後の医療の高度化・複雑化に対応し、地域の医療動向や医療政策等を踏まえて病院経営に参画できる看護管理者の育成を推進していく。	に努める。 看護管理者の一層の質向上を図るため、認定看護管理者教育課程研修を実施する。	＜評価の視点＞ ・　全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施しているか。 ＜評価の視点＞ ・　養成所教員のマネジメント能力向上を目的に臨床での実務研修を推進しているか。	【卒業生就職・進学状況】 令和４年３月卒業　令和５年３月卒業 就職率　９２．０％　→　９３．８％ （うちＮＨＯ病院への就職率）　７１．３％　→　７２．２％ （ＮＨＯ病院以外への就職率）　２０．７％　→　１９．７％ 進学率（大学編入、助産学校等）　６．０％　→　５．７％ 就職・進学率　合計　９８．０％　→　９９．５％ ７．公開講座の実施 地域社会への貢献、並びに看護学生への教育、将来の看護学生の確保を目的として、地域の住民、特に高校生を対象とした公開講座を、引き続き全ての看護師等養成所で実施しており、令和４年度においては、１８１回（参加者数４，２５１人）開催し、前年度と同様に看護師を目指す高校生、実習施設の入院患者や職員、地域の住民などの参加があった。 また、看護師等養成所と病院が連携して学生を指導できることを目的にＮＨＯに関わらず他施設の看護師等を対象に、教員の研究授業の公開や実習指導者研修会を実施している。令和４年度においては、研究授業は２７３回、実習指導者研修は２３回、２６５人が参加した。 ８．教員の確保及び質の向上 質の高い看護師等を養成するには、教員の確保及び質の向上、並びに教育活動が行いやすい環境を整えることが必要である。令和４年度においては、以下のような取組を行った。 （１）看護教員を目指す看護師を対象としたインターンシップの実施 将来的な看護教員の質と数の確保、臨床と教育現場の人事交流の促進につなげる取組として、看護師経験５年目以上かつ看護教育に関心のある看護師又は看護教員を目指す看護師を対象に看護教員インターンシップを実施しており、令和４年度は、１８校が研修を受け入れ、４５名の受講者があった。 （２）教員が臨床において看護管理に係る実務研修を受講する取組 養成所を設置する３３病院のうち２２病院にて取組を実施し、７６名の教員が実務研修を行った。臨床の現状と看護管理の実際、看護の質の維持・向上のための管理的視点を理解し、実習環境の調整や講義に活かすことで、学生に対する教育の質の向上に役立てた。研修では、看護管理の実際、組織経営や経営の視点、多職種との連携等について学び、研修後に学校運営に積極的に参画できるよう取り組んでいる。 ・教員養成講習（都道府県主催研修）　看護教員養成コース　８ヶ月～１年間 令和３年度　１８名　→　令和４年度　１８名 ・教務主任講習（東京慈恵会主催研修）教務主任養成講習会　２年間	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　地域における医療人材やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行っているか。 ・　講師派遣や実習環境の提供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進めているか。 ・　診療看護師（ＪＮＰ）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として講師派	令和３年度　　３名　→　令和４年度　　１名 （３）実習指導教員の配置 臨地実習における学生への教育の質向上および将来の教員確保に向け、実習指導教員の配置を行っている。 令和３年度　７校１１名　→　令和４年度　７校　８名 ９．附属養成所の今後の運営方針に関する協議 令和元年度より附属養成所の今後の方向性を検討するため、附属養成所運営の今後の方向性の検討、附属養成所運営の効率性・生産性の確保、母体病院の経営確保の３つの指標及び基準を作成した。附属養成所においては、毎年度評価を行った上で運営方針を決定し、養成所の運営状況、地域の医療計画、及び看護職員需給状況を踏まえ協議を行った。その結果、令和４年度においては舞鶴医療センター附属看護学校、米子医療センター附属看護学校、東名古屋病院リハビリテーション学院の閉校、三重中央医療センター附属三重中央看護学校、静岡医療センター附属静岡看護学校の定数減の方針を決定した。 １０．東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科との連携 高度な看護実践能力を有し、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師を育成することを目的とする東京医療保健大学東が丘看護学部と同大学院看護学研究科に対し、令和４年度も引き続き、ＮＨＯの病院での実習の場としての提供や、東京医療センター及び災害医療センターの医師が臨床教授として指導に当たるなど積極的な協力を行った。 また、令和４年度は、ＮＨＯの看護師１２名がスキルアップを図るため、研究休職制度を利用し、同大学院看護学研究科へ進学した。 なお、同大学院看護学研究科の課程を修了し各病院に復職・就職した診療看護師（ＪＮＰ）は「国立病院機構診療看護師研修病院指定要項」に則り、教育指導体制等が整備された「診療看護師研修病院」に配置することとしており、令和４年度は、診療看護師（ＪＮＰ）の配置数が前年度より４名増加した。診療看護師（ＪＮＰ）は、チーム医療の提供だけでなく、医師のタスク・シフティングにも貢献している。 【東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科の臨地実習への協力状況】 （１）東京医療保健大学看護学部 東京医療センター　　５３７名 災害医療センター　　３６０名 村山医療センター　　２７８名 東京病院　　１０３名 下総精神医療センター　　３６名 千葉東病院　　１６名 神奈川病院　　１６名 西埼玉中央病院　　１３名	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				遣など積極的な協力を行っているか。 あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含めて適切に実施しているか。	東埼玉病院　　１１名 （２）大学院看護学研究科（高度実践看護コース） 医療における「看護」の役割をしっかり理解した上で、救急医療を含むクリティカル領域で医師等と連携・協働して、自律的に医療を提供できる能力育成のためのカリキュラム構成となっており、具体的には、「人体構造機能論」「臨床薬理学特論」等で医学的な基礎知識を再確認した上で、「診察・診断学特論」「臨床推論」等で診断から患者の状況を理解し、的確に診断できる技術を習得する。また、「治療のためのＮＰ実践演習」「統合演習」等でクリティカル領域での治療法を実践的にシミュレーションし、最終的には「統合実習」の１７週の実習を通して、高度実践看護師として状況に応じた診療を実践できる力を身につけられるよう構築されている。 東京医療センター（大学院生２１名） 災害医療センター（大学院生１０名） 東京病院　　（大学院生６名） （３）大学院看護学研究科（高度実践助産コース） 病院内外の助産システムに対応できる実践力を養うため、助産診断技術や助産管理能力を強化し、エビデンスに基づく助産実践を展開できる力を育成する。助産診断技術を強化するため、「助産臨床推論」や「妊娠期診断・技術学Ⅱ」等の科目において知識・技術を修得し、助産管理能力を強化するため、「地域助産活動論」、「地域助産学実習」において地域における助産院が医療システムの中で果たす役割を学び、また、エビデンスに基づく助産実践を展開できる力を育成するため、「ＥＢＰＭ探究論」においてエビデンスの必要性、エビデンスを探す力、作る力、使う力を修得する。 東京医療センター　　７名 埼玉病院　　４名 相模原病院　　２名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、改訂した看護職員能力開発プログラム（ＡＣＴｙナースＶｅｒ．２）を運用し、良質な看護師の育成に努めているか。	１１．看護師のキャリアパス制度の充実 　看護職員の能力の開発として、各グループが個々に実施していた３つの研修「医療安全対策研修Ｉ」「入退院支援に関する実践力向上研修」「認知症ケア研修」を集約、カリキュラムを共通化し、研修の質向上・均質化、グループ職員の負担軽減及び経費削減を行った。特に医療安全対策研修Ｉについてはｅラーニングの活用により多職種が参加できる体制を構築、受講者や受講機会を拡大したことにより、令和３年度の２３５人から令和４年度は３５２人（＋１４９％）と受講者を増加させた。また、看護職員能力開発プログラム（ＡＣＴｙ）に基づき獲得した能力を土台として、看護管理者に求められる能力と目標及び学習実践内容を示した看護管理者能力開発プログラム（ＣＲＥＡＴＥ）を整備し、学習資源として活用できる研修の体系化に取り組み、看護職員一人ひとりが自己のキャリアデザインに基づいたキャリアを発展させるための支援体制を構築した。 　さらに、看護学生の実習受入れに当たり、より質の高い教育や学生を尊重した指導が行える者の養成を目的として開催している実習指導者講習会についても、カリキュラムの共通化及びｅラーニングの活用により、より多くの者が受講できる環境を整える準備を進めた。 （１）専任教育担当師長の配置 　院内の教育研修に係る企画や、看護師教育担当者からの教育指導方法の相談等にきめ細かく対応できるようにするため、各病院の状況に応じて専任教育担当師長を配置している。令和元年度は、更なる教育の質向上と復職等の支援を行うため、これまで教育担当看護師長を配置していない施設においても配置を可能とし、令和４年度についても、引き続き配置の増加に取り組んだ。 　【専任教育担当師長の配置病院】 　　令和３年度　１２６病院　→　令和４年度　１２７病院 　【専任教育担当副師長の配置病院】 　　令和３年度　　１７病院　→　令和４年度　　１７病院 （２）研究休職制度 　高度専門的な医療の提供ができる人材を確保するため、意欲のある職員が、退職することなく国立看護大学校研究課程又は看護系の研究科を置く大学院等に進学できるよう、研究休職制度を設けている。 　令和４年度には、新たに１２名が休職し、東京医療保健大学大学院等に進学しており、復職後はＮＨＯの医療現場において活躍する予定である。 　【看護職員研究休職者数】 　　令和３年度　　５名　→　令和４年度　１２名	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　看護管理者の一層の質向上を図るため、認定看護管理者教育課程研修を実施しているか。	１２．看護師のキャリアパスに基づく研修の実施・派遣 職責や専門性に応じた知識・技術の習得等を目的に、令和４年度も引き続き、各病院、グループ及び本部において、キャリアパスに基づく研修を実施した。 また、ＮＨＯのネットワークを活用し、各病院の医療分野の特性から自院では習得が困難な看護技術や知識を、他院での研修を通じて習得することで、看護職員の能力の向上につなげるために、病院間交流研修を令和４年度も引き続き実施した。 （１）本部・グループ・病院における研修の実施 ○管理・監督者研修 【本部主催】 ・看護部長等（新任）研修　２日間　４０名 ・認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）　１０５時間　１４８名 ・認定看護管理者教育課程セカンド（本部開催）　１８０時間　４９名 ・認定看護管理者教育課程セカンド（地域開催）　１８０時間　１８名 ・認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）　１８０時間　２９名 ・認定看護管理者教育課程サードレベル（地域開催）　１８０時間　９名 【各グループ主催】 ・副看護部長新任研修　１日～２日間　２８８名 ・看護師長新任研修　１日～２日間　１３１名 ・副看護師長新任研修　１日～２日間　２８８名 【各病院主催】 ・幹部看護師任用候補者選考前研修　４１６名 ○専門研修 【本部主催】 ・認知症ケア研修　２日間　６４５名 【各グループ主催】 ・医療安全対策研修会　１日～５日間　３３２名 ・教員インターンシップ研修　１日～４日間　３９名 ・退院調整看護師養成研修　１日間　１３名	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（２）国が進めている特定行為研修修了者の育成（一部再掲） ＮＨＯにおいては、質の高い医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスク・シェアリングを目的に、高度な判断力と実践能力を持つ特定行為を実施できる看護師の育成を進めている。 令和４年度は、これまで特定行為研修制度における指定研修機関を設置することができていなかった宮崎県からの強い要請に応え、宮崎東病院において地域のニーズに応じた呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連の指定研修機関となるなど、新たに７病院が指定研修機関となった。機構全体で３５病院（令和３年度２８病院）が指定研修機関となっており、令和４年度特定行為研修修了者数は目標を４５名上回る１３５名（達成度：１５０．０％）であった。 また、令和２年７月に厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に指定されており、令和４年度においても、新型コロナ禍の影響を受けず開催できるよう、ｅ－ラーニングによる事前学習とＷｅｂによる双方向性の講習会を５回開催した。研修修了者は２０３名であり、（応募倍率は１．８倍）安全に特定行為を実施するために必要な指導者育成に貢献した。 本研修は、令和４年度からはオンラインによる研修を実施し、ＮＨＯ以外の設置主体からの受講者増加につながった。またオンラインで研修を行うことにより医師の受講がしやすくなり、受講者の職種内訳は、看護師が約５７．１％、医師が約３７．４％を占めている。		評定
				＜定量的指標＞ ・　特定行為研修修了者数	（令和４年度新たに特定行為研修指定研修機関となった病院） 旭川医療センター、災害医療センター、長良医療センター、京都医療センター、 大阪医療センター、宮崎東病院、南九州病院 【特定行為研修受講修了者数】 令和３年度　９０名（専門看護師　０名　認定看護師　４４名　看護師　４６名） 令和４年度１３５名（専門看護師　０名　認定看護師　４９名　看護師　８６名） （３）「専門（認定）看護師」研修の受講状況 医療・看護の高度化、多様化に伴い、より専門的で水準の高い知識や技能を持った看護師のスペシャリストが必要とされており、各病院の特性に合わせた専門看護師及び認定看護師の取得を令和４年度も引き続き支援した。 なお、令和４年度末時点で、専門看護師を７７名、認定看護師を１，１４０名配置している。 ①「専門看護師」研修　３名 がん看護　１名　精神看護　１名　老人看護　１名 ②「認定看護師」研修　７６名 がん放射線療法　１名　緩和ケア　７名　感染管理　２７名	年度計画の目標を上回る実績をあげた。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					救急看護　１名　手術看護　１名　認知症看護　９名 摂食・嚥下障害看護　６名　慢性心不全看護　３名　皮膚・排泄ケア　５名 精神科　３名　クリティカルケア　５名　がん薬物　６名 脳卒中看護　１名　糖尿病看護　１名 （４）教員養成講習等の受講状況（一部再掲） 看護師等養成所の教員確保を安定的に行っていくため、都道府県主催の各看護教員養成課程等の受講支援を引き続き実施している。 ・教員養成講習（都道府県主催研修）　看護教員養成コース　８ヶ月～１年間 令和３年度　１８名　→　令和４年度　１８名 ・教務主任講習（東京慈恵会主催研修等）教務主任養成講習会　２年間 令和３年度　３名　→　令和４年度　１名 （５）実習指導者の養成 ＮＨＯでは、全グループが実習指導者講習会を実施し、厚生労働省から示されている保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱の講習科目に加え、ＮＨＯが提供する医療の特徴である重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー児（者）、災害医療等についての理解を促す指導が行えるよう、教育内容に盛り込み運用している。令和４年度も引き続き、実習指導者の養成を行い、看護学生の実習指導体制、新人看護師教育担当者への相談やアドバイス等の支援体制の充実を図った。また、カリキュラムの共通化及びｅ－ラーニングの活用により多くの物が受講できる環境整備のための準備を進めた。 【ＮＨＯが実施する実習指導者講習会の受講者数】 ・令和３年度　６カ所　２１２名　→　令和４年度　６カ所　２１３名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		③　質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援 チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。	**③　質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援** チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。	＜評価の視点＞ ・　チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組んでいるか。	**③　質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援** １．診療情報の質の向上と標準化を図る研修の実施 診療情報を扱っている職員の能力の向上、知識の標準化を目指した「診療情報管理に関する研修」を、令和４年度も引き続きテレビ会議システムを活用しオンラインにて開催した。 ２．チーム医療推進のための研修等の実施（再掲） 医療の質向上を目指し、メディカルスタッフ職員の専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を例年実施しているところだが、令和４年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、テレビ会議システムを活用して実施するなど、開催の可否を慎重に判断し、開催可能なものに関して必要な範囲において実施した。 【強度行動障害医療研修】（本部主催） 強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の２４時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和４年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し５４病院から８３名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、ＮＨＯ内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師２名、理学療法士・作業療法士６名、心理療法士２名、看護師４５名、児童指導員１５名、保育士９名、療養介助員等３名、言語聴覚士１名 【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和４年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、６９病院から７１名が参加した。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					参加職種：看護師４３名、児童指導員１２名、保育士９名、療養介助員等３名、医療社会事業専門員４名 【在宅医療推進セミナー】（本部主催） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を、令和４年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、２４病院から４１名が参加した。 【医療観察法ＭＤＴ研修】（本部主催） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和４年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、３３病院から１４６名が参加した。 【チームで行う小児救急・成育研修】（本部主催） 小児救急医療に対する医療的重要性及び社会的要望の増大に伴い、小児救急・成育に関する知識、技能、対応の向上を図ることを目的とした研修を、例年実施しているところだが、令和４年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。 【ＮＳＴ（栄養サポートチーム）研修】（グループ主催） 臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して年４回実施し、７５名が参加した。 ※本研修において、ＮＳＴ教育認定施設での４０時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム」の施設基準を取得できることとなった。 参加職種：看護師２５名、薬剤師３２名、管理栄養士１８名 【がん化学療法研修】（グループ主催） がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を、令和４年度については、テレビ会議システムを活用して年３回実施し、６１名が参加した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【輸血研修】（グループ主催） 輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の意識を向上させることで、輸血医療安全管理体制の充実を図ることを目的とした研修を、令和４年度については、テレビ会議システムを活用して年３回実施し、７３名が参加した。 ３．技術研修実施体制の整備 医療用シミュレーターを用いた疑似臨床実習を行う施設であるメディカル・スキル・アップ・ラボラトリーは、臨床におけるシミュレーション教育での重要性が周知されている。令和４年度には、９５病院でこの施設を有しており、基本手技（静脈内採血・注射、導尿、縫合等）や救急蘇生用のシミュレーター等の機器を活用した研修を実施している。 令和４年度においては、スキルアップを図っている。 ４．メディカルスタッフのキャリア支援 医療の高度化・多様化に伴いメディカルスタッフにも高度な専門性が求められている。放射線治療専門放射線技師、認定輸血検査技師については、専門資格取得のための環境を整えることでキャリアを支援する取組を平成２７年度以降実施しており、令和２年度は中止、延期となっていたが、令和４年度については資格取得に係る支援を実施した。 【各専門資格の認定者数】 令和３年度　　令和４年度 放射線治療専門放射線技師　１６０名　→　１７５名 認定輸血検査技師　５２名　→　４９名 ５．薬剤師能力開発プログラムに基づく薬剤師育成体制支援 平成２８年度にＮＨＯの薬剤師として、キャリア形成の過程に必要な到達目標を示し、自己評価及び指導者の評価を可能としたチェックシート形式の能力開発プログラムを作成した。 令和４年度においても研修にて呼びかけを行うなど同プログラムの更なる利用促進に努めた。 ６．実習技能研修の実施 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学・作業療法士等、児童指導員、保育士に対して、最新・高度の知識・技術等を習得させ、患者サービスの質とサービス提供体制の向上を図ることを目的とした研修を、令和４年度については、以下の通り実施した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・薬剤師実習技能研修　８４名 ・診療放射線技師実習技能研修　１３８名 ・臨床検査技師実習技能研修　１８９名 ・栄養管理実習技能研修　４４名 ・理学・作業療法士等実習技能研修　２８５名 ・児童指導員・保育士実習技能研修　９４名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（２）地域医療に貢献する研修事業の実施 地域の医療従事者や患者･家族､地域住民を対象とした研究会・公開講座等を幅広いテーマで積極的に開催する。	**（２）地域医療に貢献する研修事業の実施** 地域の医療従事者や患者･家族､地域住民を対象とした研究会・公開講座等を積極的に開催し、開催件数について増加を目指す。	＜評価の視点＞ ・　地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研修会等を積極的に開催し、開催件数を増加させているか。 ＜定量的指標＞ ・　地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 ・　地域住民を対象とした研修会の開催件数	**（２）地域医療に貢献する研修事業の実施** １．地域の医療従事者や患者や地域住民を対象とした研修会等の開催（再掲） 各病院において、地域の医療従事者等の研修ニーズの把握やアンケート調査による研修内容の評価・検証等により内容の充実に努めている。令和元年度まではホームページやパンフレット配布等で参加を呼びかけたほか、地域の医療関係機関等とも連携して開催するなど行っていた。令和４年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の開催が困難となったことや、各病院において発熱外来等を設置するために研修会場の確保が困難となったこと等により、開催できない研修会が多くあったが、Ｗｅｂ開催を実施する等の新たな取組も行ったほか、Ｗｅｂの活用を進めつつ新型コロナウイルス感染症に関する研修会の実施に取り組む等、地域医療従事者等へ向けた医療情報発信や地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 この結果、１，５００件（主に医療従事者対象１，０４９件、主に地域住民対象４５１件）の地域の医療従事者等を対象とした研修会等を開催し、延べ６．７万人の方に地域医療従事者等へ向けた医療情報発信に貢献した。また、在宅医療に関わるものとして、２５３件実施し、地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。 【開催件数】 令和３年度　１，３６６件　→　令和４年度　１，５００件 （地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数） 令和３年度　１，０５７件　→　令和４年度　１，０４９件 （地域住民を対象とした研修会の開催件数） 令和３年度　３０９件　→　令和４年度　４５１件 ２．感染症対応にかかる研修のＮＨＯの枠を越えた実施（再掲） 新型コロナウイルス感染症対応を行っているＮＨＯ病院での経験を踏まえ、令和３年２月に中期目標が改定され、新たにコロナにかかるＮＨＯの枠を越えた研修の実施等が定められたことを受けて、中期計画を改定し、ＮＨＯ職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野の関係者に対して、感染症対応にかかる研修を実施することとした。 【地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修】 令和４年度：４９６件（外部受講者１０，８７９人）	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（１）機構内における新型コロナウイルス感染症等にかかる研修 ＣＯＶＩＤ－１９研修事業の遂行にあたっては、当該事業が国の危機管理の一環として位置づけられ、事業実施により感染拡大防止対策の強化に貢献すること、その重要な役割をＮＨＯに求められており、中期目標にも追記されたことから、しっかりと役割を果たしていくべきことを各病院向けに説明し各病院に地域に向けた積極的な研修の実施を求めた。 【本部主導の研修】 本部では、数多くの病院がコロナ対応を行っているというＮＨＯの特性を生かし、臨床検査、放射線、栄養、臨床工学技士などの職種ごとに、その蓄積された知見を活用した研修を開催し、地域の医療機関における対応能力向上に努めた。 （外部受講者数） 臨床検査：３３０名、放射線：１８８名、栄養：５９６名、臨床工学技士：３名 【グループ・病院主導】 グループでは、各病院の対応事例や最新の知見等を共有する研修を実施するなど、グループ内病院全体の対応能力向上に努めた。 病院では、各病院の得られた経験等を、可能な限り外部へ情報発信するため、地域の医療従事者向けの研修会や近隣の障害者施設や高齢者施設への出張講座を開催するなど、令和４年度においても引き続きコロナ禍にあったが地域との関わりを維持し、地域全体での感染拡大防止に貢献する取り組みを実施した。 （２）外部との連携による新型コロナウイルス感染症対応研修の実施 幅広い対象に向けた新型コロナウイルス感染症対応の研修を実施するために、各関係機関と連携し、研修を実施した。 【日本集中治療医学会、日本環境感染学会】 ＷＨＯでは手指衛生について、教育研修から院内の環境整備など多角的な「パッケージ」として実施することを推奨しており、その戦略に基づき、手指衛生を指導できる人材の育成を目的とする「ＷＨＯ手指衛生多角的戦略に基づく手指衛生指導者育成セミナー」を日本集中治療医学会および日本環境感染学会において、これまで実施してきた。 令和４年度においては、手指衛生は感染症対応に重要な観点であるため、昨年度に引き続きＮＨＯも両学会と連携し、運営に携わった。受講者は国内各地の医療機関より５０名が受講した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【医療・介護施設の将来計画に関与する職員等向け】 　医療・介護施設の将来計画に関与する職員及びパンデミック・災害に関与する行政担当者を対象として、福岡市等の協力を得て、感染症対応の総括及び次のパンデミックへの備え等を目的とした研修を実施し、４９９名が受講した。 【臨床検査に関与する職員向け】 　医療機関において臨床検査に携わる職員を対象として、臨床検査受託会社の協力を得て、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２核酸増幅検査および生理機能検査感染対策等を目的とした研修を実施し、４３１名が受講した。 （３）ＣＯＶＩＤ－１９研修特設ウェブサイトの開設 　ＮＨＯの各病院の研修の取組等について、外部への積極的な情報提供や研修動画の公開を行うために、外部ポータルサイトを立ち上げた。またＮＨＯ内部でのみ閲覧可能な内部向けのサイトも併せて構築し、各病院の取組等を広報・共有し、研修事業の見える化を図り、今後もその内容の充実に取り組んでいる。 【外部ポータルサイト】 　ＮＨＯ外部向けに行う研修の予告、ダイジェスト、動画コンテンツ等を格納し、感染症対応全般に関する情報発信を行うことを目的とする。 【内部ポータルサイト】 　ＮＨＯ内部向けの職員応援メッセージ、本部が実施した研修の資料、動画をはじめ、本部広報誌・病院広報誌等の研修関係記事等の抜粋を整理して内部向けに共有し、職員のモチベーションアップにつなげることを目的としている。（掲載件数：８５件） （４）ｅラーニングシステムの積極的な活用 　新型コロナ禍においても職員の研修機会の確保や様々な感染対策に係る研修や講座等を聴講可能とするため、令和３年度末にｅラーニングシステムを導入した。令和４年度以降、ＮＨＯにおける新たな研修形態の１つとして、ｅラーニングシステムを積極的に活用し、研修の効率化を図るとともに、より多くの方に向けた研修等を開催しており、２６件の研修を行った。 （５）チーム医療研修「強度行動障害医療研修」の実施（再掲） 　強度行動障害医療に対し、多職種チーム医療を更に推進していくため、先駆的な医療の導入や療育、医療安全、制度上の課題に対して解決策を検討し、多職種専門医療としての底上げを目的とした研修を実施し８３名が受講し、強度行動障害医療の専門性をさらに高め、ＮＨＯ内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化、専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					３．テレビ会議システムを活用したオンライン形式での研修 令和４年度は、令和２年度からの新型コロナウイルス感染症の流行により、従来の集合研修を実施することが困難であったが、そのような中においてもテレビ会議システムを活用したオンライン研修を実施し、コロナ流行前に近い水準の研修を実施することができた。 （研修実施件数） コース数　受講者数　うちオンライン受講者 令和元年度：３５７コース　１３，０４７名　－ 令和２年度：５９コース　２，７１８名　２，５６４名 令和３年度：２２３コース　１２，２１２名　１２，１３５名 令和４年度：３３３コース　１２，９０１名　１０，６７３名		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（３）卒前教育の実施 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献する。	**（３）卒前教育の実施** 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献する。	＜評価の視点＞ ・　医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献しているか。 ＜定量的指標＞ ・　職種毎の実習生の延べ受入日数	**（３）卒前教育の実施** １．医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育 令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れが困難であったために大幅に減少したが、令和３年度に引き続き令和４年度においても、他の受入先では引き続き受入を制限する中、コロナへの対応による経験、様々な診療機能を持つＮＨＯの病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対して急性期やセーフティネット分野の診療機能の臨床実習を経験させ、また、医師、看護師だけでなく幅広い職種の学生を受け入れるなど、引き続き質の高い医療従事者育成に貢献した。 【職種毎の実習生の延べ受入日数】 令和３年度　　令和４年度 医師・歯科医師　１６，４７７人日　→　２３，４４８人日 看護師　２８４，１１４人日　→　３０９，６７２人日 薬剤師　２６，６８０人日　→　２６，８３６人日 診療放射線技師　６，７４６人日　→　９，６１１人日 臨床検査技師　１１，６６６人日　→　１０，８５７人日 管理栄養士　１１，４０８人日　→　１２，４８８人日 理学療法士　８，４８５人日　→　９，７３２人日 作業療法士　４，２３９人日　→　５，４５３人日 言語聴覚士　９２３人日　→　１，０９８人日 臨床工学技士　１，３７６人日　→　１，５４９人日 精神保健福祉士　２４２人日　→　２５６人日 社会福祉士　６０１人日　→　５２６人日 介護福祉士　０人日　→　５２人日 保育士　５３８人日　→　９７２人日 視能訓練士　５３２人日　→　７２２人日 歯科衛生士　７６１人日　→　１，４６３人日 救急救命士　４，２９０人日　→　６，４８５人日 公認心理師　６７５人日　→　７８６人日	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２－１	業務運営等の効率化		
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 　病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況にある中で、結核等の不採算医療の提供や働き方改革に対応しながら、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率 100%以上を達成することは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
機構全体としての経常収支率（計画値）	経常収支率 100%以上		100%	100%	100%	100%		
機構全体としての経常収支率（実績値）		100.8%	100.2%	105.7%	108.6%	105.4%		
達成度			100.2%	105.7%	108.6%	105.4%		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第４　業務運営の効率化に関する事項 通則法第２９条第２項第３号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 **１　効率的な業務運営体制** 法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること。 また、法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。 さらに、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、医師の勤務負担の軽減や労働時	**第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置** **１　効率的な業務運営体制** 業務の質を確保しつつ、効率的な業務運営体制となるよう、理事長のリーダーシップが一層組織運営に反映されるための統制環境の充実・強化や、働き方改革への適切な対応などに取り組む。	**第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置** **１　効率的な業務運営体制**			＜評定と根拠＞ 評定：Ａ （自己評定Ａの理由） ・　定量的指標において、達成度が１００％以上であった。 ・　下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が１００％以上であり、その他の目標についても良好な結果を得た。 ○　令和４年度は、国内で過去最大の感染の波が２度にわたり訪れる中、国や自治体からの要請に応え、積極的に新型コロナ患者の受入れ等に取り組んだ。また、感染防止対策を徹底し、セーフティネット分野の医療や行政から特に継続を求められる救命救急センターや周産期医療などの医療機能をできる限り維持したことで、令和４年度の救急車受入数は２１７，７１２件、手術件数は２０２，８８０件となり、令和元年度並みもしくはそれ以上まで増加したが、法人全体の患者数は大幅に減少（新型コロナ前の対令和元年度比で入院患者は▲８．４％、外来患者は▲７．５％）した状態が続いている。新型コロナ患者の受入れやさらなる費用削減を含めた様々な取組み等により、経常収支は５８７億円の黒字、経常収支率は１０５．４％となったものの、病院経営の主軸である医業収支は、４３２億円の赤字となっている。 定量的指標である「経常収支率」は、経常収支率１００％以上という目標に対し、１０５．４％、達成度は１０５．４％となり、目標を上回った。 ○　コロナ禍においても、効率的な人員配置の実現や費用の削減等について各病院に繰り返し周知を行うとともに、特に資金余力がない病院等に対して本部・グループによる支援を行うなど、様々な工夫による経費節減等の取組を進めた。また、地域から求められる診療機能を維持しつつ、多くのコロナ患者を受け入れた。 ○　働き方改革の一環として、客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理方法を実施するため、勤務時間システムの導入を行った。また、ＮＨＯの役割を将来に渡って継続的に維持した上で医療の質の向上・効率化を図るために建物整備やＩＣＴ基盤整備を進めるべく、基盤強化推進基金の創設を決定した。一般管理費については、平成３０年度と比較して１７．５％節減した。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	間の短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。					○　将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、２０４０年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その中で、病床機能の見直しや効率的な病棟運営の実現に随時取り組んだ。 　また、地域の医療需要や法人及び各病院の経営状況を踏まえ、厳しい投資判断を行いながらも、医療機能を維持するための投資を着実に行う厳しい措置だけでなく、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化 国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保つとともに、適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。	**（１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化** ２０４０年を見据え、国立病院機構が引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、理事長のもとに定めた今後の国立病院機構におけるあらゆる取組を貫く理念（①「現在及び将来の患者、地域住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するＮＨＯ」、②「全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるＮＨＯ」、③「災害時等の危機管理に強いＮＨＯ」）を全ての職員と共有し、国立病院機構全体と	＜評価の視点＞ ・　２０４０年を見据え、国立病院機構が引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、理事長のもとに定めた今後の国立病院機構におけるあらゆる取組を貫く理念を全ての職員と共有し、国立病院機構全体として一体的な組織運営を進めているか。 ・　適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築しているか。	**１　効率的な業務運営体制** **（１）理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化** １．理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制の構築 （１）国立病院機構全体を通暁する骨格の再構築 今後のＮＨＯの進むべき方向性について議論を進めるために、理事長のもとに発足した「ＳＵＲＥプロジェクト」において令和元年１０月に取りまとめた報告書では、２０４０年を見据え、ＮＨＯが引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、今後のＮＨＯにおけるあらゆる取組を貫く次の理念 ①地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するＮＨＯ（地域包括ケアシステムを構築するため、関係機関と連携し、地域で必要とされる医療を提供していくこと） ②全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるＮＨＯ（患者等に寄り添い、良い医療を提供するためにも、職員にとって問題意識を共有でき、また、働きがいのある職場であること） ③災害時等の危機管理に強いＮＨＯ（災害発生時や不祥事の際などの危機管理対応が求められる状況にあっても、迅速、確実に対応できる組織であること） を定め、引き続き病院長会議等を通じて全職員とこの理念を共有し、ＮＨＯ全体として一体的な組織運営を進めた。 （２）テレビ会議の導入等による本部・グループ・病院間のコミュニケーションの深化 令和４年度においても、引き続き病院長会議（病院運営の要となる事務部長及び看護部長も同席）を開催し、理事長自ら各病院長等に対して法人の重要な運営方針等を直接伝達し、法人全体としての意識統一を図った。 この他、全職員あてに年度当初に法人の運営方針等の理事長メッセージを発信し、病院、グループと一体となった運営の取組を行った。 さらに、令和２年度に前倒しで導入したテレビ会議システムにより、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となったほか、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況共有と意思決定を行い、適切な法人運営が可能となるマネジメント体制を構築することができた。 一方で、テレビ会議等の利用増を受けた情報系ＨＯＳＰｎｅｔの通信量の増大により回線が逼迫し、その解消のため、業務時間内に行う必要のないソフトウェアのアップデート等の通信を業務時間外に実施する等の取組を進めることにより、複数のテレビ会議をストレスなく同時に利用できる環境を構築することで、効率的な体制や会議運営に繋がった。 上記取組により、コロナにより会議自体が中止されたことも含め、当該システムを活用することで出張旅費等はコロナ前の対令和元年度比１１．８億円の減となった。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			して一体的な組織運営を進める。 その中で、国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保つとともに、適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。 また、上記の３つの理念に沿って、１．医療の質の向上、２．業務の効率化・生産性の向上、３．危機管理機能の向上をより具体化し、同時に働き方改革を実現する多様な用途への活用・拡張可能なコミュニケーション		（３）新型コロナウイルス感染症対応に係る医療従事者の派遣等に対する特別助成等 国立病院機構法第２１条第１項に基づく医業従事者の派遣要求を含め、国から医療従事者の派遣を求められることが増加したため、当機構における医療従事者の派遣を円滑に進める観点から、令和元年度以降に本部に寄附された寄附金（総額：１０．４億円）を活用し、派遣元病院に対する特別助成を創設した(助成期間：令和４年１月１日～当分の間)。 令和４年度においては、２．４億円（累計３．３億円）、延べ１１，１４３人日（累計１５，８１５人日）を各病院へ支給した。 また、令和２年度に新設された「独立行政法人ＮＨＯ新型コロナウイルス感染症に感染した職員に対する見舞金の支給に関する規程」に基づき、令和４年度においては、職員に対して１億円（累計１．２億円）の見舞金を支給した。 （参考） 令和２年度にも、当該寄附金を活用し、コロナ禍における各病院の職場環境の改善や職員のモチベーション向上に寄与することを目的とした特別助成（助成額：４．９億円）を実施した。 ２．本部組織の体制（一部再掲） 新型コロナウイルス感染症の流行初期から、厚生労働省参与としてのＤＭＡＴ事務局職員によるコロナ対応（クラスターが発生した施設での対応や都道府県庁の支援)、ＤＭＡＴ隊員養成研修等の研修方法（ｅラーニングやｗｅｂの導入）やカリキュラム（感染症対策の導入）の見直しを行うなど感染症対策に大きく貢献し、こうした取組が厚生労働省に評価された。 ＮＨＯにおいては、新興感染症に対応するため、令和４年７月に本部ＤＭＡＴ事務局に新興感染症対策課を設置した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			インフラを整備し、ＩＣＴソリューションの積極的な活用による効率的な業務運営体制を構築する。 加えて、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、新型コロナウイルス感染症流行下にあっても、各病院が地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくことのできる環境の整備に向けて、診療機能の確保や職員のモチベーションの維持向上を図るための取組を進める。	＜評価の視点＞ ・　国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保っているか。	３．本部の経営分析部門と病院の事務部門との連携強化 （１）経営分析手法の共有の推進 ＮＨＯにおいては、各病院それぞれが、２０４０年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取り組みをサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成１８年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等について、本部において作成・更新をし、各病院に対し、随時共有を図っている。 本部では、経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、内部環境分析に活用するための各種経営指標（１月１００床当たり医療収益など約５０項目）のグループ病院（診療機能・規模が類似する病院）平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを更新し、各病院に対し、共有している。 また、当該ツールについては、適宜追加及び見直しを実施しており、令和４年度は新たに、各病院の診療科別の平均在院日数や入院・外来収益等の経営指標を比較できる一覧を作成し、さらに、当該指標のグラフを作成するためのツールの作成を行うなど、経営改善に係るツールの充実を図り、各病院で当該ツールを活用できるよう共有した。 （２）病院経営研修の実施 毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、事務部門に加え、看護職員やコメディカル職員を対象とした病院経営研修を実施している。 令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しつつ、より多くの職員が研修に参加できるよう、新たに導入したｅラーニングシステムを活用して研修を実施した。（受講者数：２７４名） また、受講者に理解を深めてもらうための練習問題をｅラーニングシステム上で作成し、研修内容の充実を図った。 ４．資金回送の効率化や経営状況の適切な把握 病院における業務キャッシュフローと財務キャッシュフローを分別管理するために、キャッシュマネジメントシステム（ＣＭＳ）を導入するとともに、病院・本部間の短期・長期貸付金制度を見直して、病院の資金状況を見える化し、令和４年度も引き続き運用している。 また、法人全体の資金の有効活用を目的として、本部病院間での迅速な資金移動を可能とする資金管理システムを導入し、資金移動ができる体制を整備し、令和４年度も引き続き運用している。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　１．医療の質の向上、２．業務の効率化・生産性の向上、３．危機管理機能の向上をより具体化し、働き方改革を実現する多様な用途への活用・拡張可能なコミュニケーションインフラを整備し、ＩＣＴソリューションの積極的な活用による効率的な業務運営体制を構築しているか。 ・　新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、新型コロナウイルス感染症流行下にあっても、各病院が地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくことのできる	５．効率的な業務運営体制の構築 　ＳＵＲＥプロジェクト３つの理念に沿って、１．医療の質の向上、２．業務の効率化・生産性の向上、３．危機管理機能の向上をより具体化するため、テレビ会議システムを導入し、令和３年度からＮＨＯ総合情報ネットワークシステム（第４期ＨＯＳＰｎｅｔ）の抜本的な更改に向けた取り組みを開始するなど、ＩＣＴソリューションの積極的な活用による働き方改革の実現に引き続き取り組んでいる。 　また、全病院にテレビ会議システムを導入したことにより、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となったほか、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況把握と意思決定を行えるようになっており、特にＮＨＯ内における会議、研修等で積極的に利用することにより効率的な業務運営体制の構築に向けた取組みを推進していく。 ６．職員のモチベーションの維持向上を図るための取組 （１）新型コロナウイルス感染症への対応に従事した職員に対する給与等の特別措置 　新型コロナウイルス感染症への対応は、危険性・困難性等が伴う勤務であることを踏まえ、全国に先駆けて、感染症患者等の診療等に従事した職員に対する給与等の特別措置として、新型コロナウイルス感染症対策従事手当等を創設し、引き続き特別措置を講じている。（令和２年６月２３日施行、同年１月２７日に遡及して適用） 　さらに、感染症患者等の診療等に従事する職員の処遇改善を図るため、国が創設した感染症患者に対応する医療従事者の処遇改善を目的とする緊急支援事業補助金を活用した臨時措置として、新型コロナウイルス感染症対策従事手当等の引上げを行った。（手当の引上げは令和３年１月から同年３月末まで実施） 　加えて、オミクロン株の拡大による受入病床の逼迫や国立病院機構法第２１条第１項に基づく臨時の医療施設等への派遣要請を受けたことに鑑み、使命感を持って派遣先に赴き業務にあたる職員の尽力に報いるとともに、士気の維持・向上に資するため、特例措置として、国等の要請に基づく臨時医療施設等への派遣に係る派遣手当の引上げを行った。 （手当の引上げは令和４年１月１日以降の派遣から実施） 【令和４年度の新型コロナウイルス感染症対策従事手当等の支給実績】 支給対象人日：１，５３９，２１８人日　支給総額：５９．４億円 （２）新型コロナウイルス感染症が流行する厳しい環境下において病院運営に尽力する全ての職員に対する特例措置 　新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する厳しい環境下において、患者の生命、健康を守るために使命感を持って職務にあたっている職員のこれまでの尽力に報いるとともに、原油価格の上昇や円安等による物価高騰等の影響を総合的に考慮し、職員の士気の維持・向上を図ることができるよう、全ての職員を対象とする特例措置を実施した（令和４年６月期の賞与に臨時特別一時金（支給総額：１０．８億円）を加えて支給）。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				環境の整備に向けて、診療機能の確保や職員のモチベーションの維持向上を図るための取組を進めているか。	さらに、年度末においては全ての職員のこれまでの尽力に報い、士気の維持・向上に資するための更なる措置が必要であること、エネルギー価格を中心とした物価の高騰や急激な円安による輸入品目の高騰が激しい状況を踏まえ、全職員が安心して働くことができる環境の整備も重要であることなどを総合的に考慮して、全ての職員を対象とする特例措置を実施した（令和５年３月３１日に臨時特別一時金（支給総額：１０６．４億円）を支給）。 （３）看護職員の処遇改善を図るための特例措置 国は、閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の収入の引上げを行うための措置を実施することから、国が実施する措置の趣旨・目的等を踏まえ、当該措置の対象となる病院に勤務する看護職員の処遇改善を図るための特例措置を講じ手当を新設した。（令和４年２月１日から適用） さらに、診療報酬において看護職員処遇改善評価料が新設されたことから、その趣旨・目的等を踏まえ、当該措置の対象となる病院に勤務する看護職員の処遇改善を図るための特例措置を講じ、手当額を引上げた。（令和４年１０月１日から適用） 【令和４年度の処遇改善特別手当の支給実績】 支給総額：２５．６億円 （４）ＮＨＯの将来を担う優秀な人材確保のための基本給の引上げ 法人としての競争力を確保するための新たな優秀な人材の確保と、今後の将来を担う若手職員が安心して働くことができる環境を整備することから、若年層を中心とした職員に対して基本給の引上げを実施することを決定した。（令和５年４月１日から適用予定）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（２）職員の業績評価等の適切な実施 職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、意欲の向上を図る業績評価制度について、適切な運用を継続する。また、法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組む。	**（２）職員の業績評価等の適切な実施** 職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、意欲の向上を図る業績評価制度について、適切な運用を継続する。また、法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組む。	＜評価の視点＞ ・　職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、業績評価制度について、適切な運用を継続して実施しているか。	**（２）職員の業績評価等の適切な実施** １．業績評価制度の円滑な運用 （１）業績評価の実施 ①年俸制職員 年俸制職員のうち、経営に深く参画すべき病院幹部職員（院長、副院長、事務部長、看護部長等）の年俸は、毎年度実施している各病院の医療面・経営面の評価結果を加味し、令和４年度の年俸に反映させた。 また、令和４年度の昇任等の人事についても、年俸制職員の業績評価結果を踏まえた上で実施した。 ②役職職員及び一般職員 役職職員及び一般職員に実施している個人の業績評価について、令和４年度も引き続き、賞与及び昇給に反映させた。 また、昇任等の人事についても、業績評価結果を踏まえた上で実施した。 （２）業績評価制度の理解促進 毎年度実施している評価者及び職員（被評価者）研修において、受講者の意見を踏まえた上で制度内容をより理解しやすいものとなるようにテキストや演習問題の表記内容を見直すなど、研修内容の充実に努め、令和４年度も引き続き制度を適切に理解できるような取組を実施した。 （３）評価者としての資質向上のための取組 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から集合形態の研修は実施しなかったものの、評価の質を向上させるため、令和４年度は研修の受講対象者４１１人に対しｅラーニングによる研修を実施するなど、より一層、評価者としての資質向上を図った。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組んでいるか。	**２．法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に向けた取組** （１）ＮＨＯの将来を担う優秀な人材確保のための基本給の引上げ（再掲） 法人としての競争力を確保するための新たな優秀な人材の確保と、今後の将来を担う若手職員が安心して働くことができる環境を整備することから、若年層を中心とした職員に対して基本給の引上げを実施することを決定した。（令和５年４月１日から適用予定） （２）新型コロナウイルス感染症への対応に従事した職員に対する給与等の特別措置（再掲） 新型コロナウイルス感染症への対応は、危険性・困難性等が伴う勤務であることを踏まえ、全国に先駆けて、感染症患者等の診療等に従事した職員に対する給与等の特別措置として、新型コロナウイルス感染症対策従事手当等を創設し、引き続き特別措置を講じている。（令和２年６月２３日施行、同年１月２７日に遡及して適用） さらに、感染症患者等の診療等に従事する職員の処遇改善を図るため、国が創設した感染症患者に対応する医療従事者の処遇改善を目的とする緊急支援事業補助金を活用した臨時措置として、新型コロナウイルス感染症対策従事手当等の引上げを行った。（手当の引上げは令和３年１月から同年３月末まで実施） 加えて、オミクロン株の拡大による受入病床の逼迫や国立病院機構法第２１条第１項に基づく臨時の医療施設等への派遣要請を受けたことに鑑み、使命感を持って派遣先に赴き業務にあたる職員の尽力に報いるとともに、士気の維持・向上に資するため、特例措置として、国等の要請に基づく臨時医療施設等への派遣に係る派遣手当の引上げを行った。（手当の引上げは令和４年１月１日以降の派遣から実施） 【令和４年度の新型コロナウイルス感染症対策従事手当等の支給実績】 支給対象人日：１，５３９，２１８人日　支給総額：５９．４億円 （３）新型コロナウイルス感染症が流行する厳しい環境下において病院運営に尽力する全ての職員に対する特例措置（再掲） 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する厳しい環境下において、患者の生命、健康を守るために使命感を持って職務にあたっている職員のこれまでの尽力に報いるとともに、原油価格の上昇や円安等による物価高騰等の影響を総合的に考慮し、職員の士気の維持・向上を図ることができるよう、全ての職員を対象とする特例措置を実施した（令和４年６月期の賞与に臨時特別一時金（支給総額：１０．８億円）を加えて支給）。 さらに、年度末においては全ての職員のこれまでの尽力に報い、士気の維持・向上に資するための更なる措置が必要であること、エネルギー価格を中心とした物価の高騰や急激な円安による輸入品目の高騰が激しい状況を踏まえ、全職員が安心して働くことができる環境の整備も重要であることなどを総合的に考慮して、全ての職員を対象とする特例措置を実施した（令和５年３月３１日に臨時特別一時金（支給総額：１０６．４億円）を支給）。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（４）看護職員の処遇改善を図るための特例措置（再掲） 国は、閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の収入の引上げを行うための措置を実施することから、国が実施する措置の趣旨・目的等を踏まえ、当該措置の対象となる病院に勤務する看護職員の処遇改善を図るための特例措置を講じ手当を新設した。（令和４年２月１日から適用） さらに、診療報酬において看護職員処遇改善評価料が新設されたことから、その趣旨・目的等を踏まえ、当該措置の対象となる病院に勤務する看護職員の処遇改善を図るための特例措置を講じ、手当額を引上げた。（令和４年１０月１日から適用） 【令和４年度の処遇改善特別手当の支給実績】 支給総額：２５．６億円 （５）特定の専門分野に精通した医療人材の確保 がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、これらの医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和２年度に施行し、令和４年度も引き続き運用している。 （６）医師確保困難病院における医師手当の特例 医師確保が困難な病院において、新規に常勤医師を採用する際に当該医師の医師手当を増額できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和２年度に施行し、令和４年度も引き続き運用している。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（３）働き方改革への適切な対応 タスク・シフティングの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するための取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図る。	**（３）働き方改革への適切な対応** タスク・シフティングの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するため、病院が出退勤時刻の記録ツール（ＩＣカード、スマートフォン等）や勤務時間を管理するためのシステムを導入し、適切に運用を開始できるよう支援する等の取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図る。	＜評価の視点＞ ・　病院が出退勤時刻の記録ツール（ＩＣカード、スマートフォン等）や勤務時間を管理するためのシステムを導入し、適切に運用を開始できるよう支援する等の取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図っているか。	**（３）働き方改革への適切な対応** １．働き方改革への取組 （１）長時間労働の削減に向けた取組 最優先課題である「長時間労働の削減」の取組を推し進めるため、平成２９年度にＮＨＯに「労働環境改善対策本部」を設置しており、令和元年度に取りまとめた「国立病院機構における労働環境改善の取組みについて（第二次中間報告）」を踏まえ、令和４年度においては以下の取組を実施した。 □長時間労働の要因把握と改善 医師にかかる時間外労働時間の上限規制は、令和６年４月より適用することとされているが、ＮＨＯでは、原則として、令和５年度までに全ての医師の時間外・休日労働時間数が年間９６０時間以内とすること等を目指して取組を進めており、医師の働き方改革を一層推進していくため、長時間労働（年間の時間外・休日労働が９６０時間超）となっている医師が在籍する病院の幹部職員を対象に、医師の長時間労働の要因を把握し、診療科内での体制の見直しを行う等の対応を行うことにより、改善を図った。 その結果、令和３年度の長時間労働職員の令和４年度の平均時間外労働時間については、令和３年度と比べ大きく減少（一人当たり▲１８１時間）し、長時間労働の削減となった。 【令和４年度のヒアリング対象者（令和３年度の勤務実績による）】 ・令和３年度の時間外・休日勤務が年間９６０時間超である医師 ３７人（１４病院） 【時間外・休日労働時間数（年間（令和４年度－令和３年度））の増減】 ○　長時間労働の医師（令和４年度に退職等した者を除く）１９人の平均 （※）１９人のうち時間外・休日労働時間数（年間）が減少した者……１７人	年度計画の目標を達成した。	評定 （※）１９人のうち時間外・休日労働時間数（年間）が減少した者……１７人

	令和３年度（A）	令和４年度（B）	Ｂ－Ａ
平　均	１，０２８時間	８４７時間	▲１８１時間

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					②ＩＣＴソリューションの積極的な活用による働き方改革（再掲） 　ＳＵＲＥプロジェクト３つの理念に沿って、１．医療の質の向上、２．業務の効率化・生産性の向上、３．危機管理機能の向上をより具体化するため、テレビ会議システムを導入し、令和３年度からＮＨＯ総合情報ネットワークシステム（第４期ＨＯＳＰｎｅｔ）の抜本的な更改に向けた取り組みを開始するなど、ＩＣＴソリューションの積極的な活用による働き方改革の実現に引き続き取り組んでいる。 　また、全病院にテレビ会議システムを導入したことにより、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となったほか、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況把握と意思決定を行えるようになっており、特にＮＨＯ内における会議、研修等で積極的に利用することにより効率的な業務運営体制の構築に向けた取組みを推進していく。 ③職員配置の見直しによる人員体制の拡充 　令和５年度の職員配置の計画に当たっては、働き方改革を踏まえ既存業務の見直しを行ってもなお長時間労働が解消できない場合、職員配置を見直すとともに必要な定数増を行った。 （２）新たな勤務時間管理方法の導入・運用の開始 　客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理方法を実施するため、モデル病院における検証及び課題等を踏まえ、全病院（電子カルテ更新病院を除く）でＩＣカード・ＩＣカードリーダーを利用した勤務時間システムを導入した。各病院の勤務時間システムを次期ＨＯＳＰｎｅｔ・人事給与システムへ自動連携させることにより、本部において各病院の勤務時間関連データが集積可能となり、病院への個別調査を削減させるなど業務の効率化を図る。 （取組内容） 　モデル病院（７病院）での試行を踏まえ、客観的に在院中の労働時間等が把握できる勤務時間管理ルールを導入することとし、 　厚生労働省発出の通知等を踏まえ、ＮＨＯの基本的なルールとして、 　ア　職員が出退勤時刻を記録すること 　イ　職員が時間外勤務及び休日勤務の内容・時間を申告すること 　ウ　職員が出退勤時間と勤務時間との間に生じた乖離の理由を申告すること 　エ　所属長がア～ウの内容その他の職員の勤務時間に関する情報を確認し、職員の勤務時間を適正に管理すること 　等を就業規則に明記したところである。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					【モデル病院（７病院）】 宮城病院、横浜医療センター、静岡てんかん・神経医療センター、 呉医療センター、広島西医療センター、賀茂精神医療センター、都城医療センター 令和４年度においては、客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理方法を実施するため、モデル病院における検証及び課題等を踏まえ、全病院（電子カルテ更新病院を除く）で ＩＣカード・ＩＣカードリーダーを利用した勤務時間システムを導入した。 なお、勤務時間システムの導入については、以下の２段階で導入を進めている。 第１段階：①ＩＣカード・ＩＣカードリーダーの設置 ②既存の勤務表作成システムの拡張 ③システム化に伴う職員研修用マニュアルの作成 第２段階：④ＨＯＳＰｎｅｔの次期更新（令和７年度）を念頭に、人事給与システムとの円滑な連携を実現し、接続するデバイスの多様化を検討 ① ＩＣカード・ＩＣカードリーダーの設置 各病院において、機器の設置場所（病院玄関、職員出入口等）及び必要台数を決定するとともに、令和４年９月に本部共同購入を実施。 ＩＣカード（７１，９２０枚） ＩＣカードリーダー（１，３３６台） ② 既存の勤務表作成システムの拡張 ＩＣカードリーダーの設置に併せて、看護部で使用されている勤務表作成システムを全職種対応に拡張し、ＩＣカードリーダーからの客観的な出退勤時の打刻データが自動で取り込まれ、職員毎の勤務表を元に、超過勤務や乖離理由の入力及び確認が可能になるよう勤務時間システム化した。 ③ システム化に伴う職員研修用マニュアルの作成 システム導入に合わせ、勤務時間に関するルールの再徹底及び管理者及び職員の意識改革を行うべく、令和４年１１月に「新たな勤務時間管理方法について（院内説明用）VER1.0」を本部で作成、周知しており、今後、更なる研修素材の充実に努めていく。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					④ 次期ＨＯＳＰｎｅｔへの対応 ・令和４年度に導入を進めた各病院の勤務時間システムの拡張は、客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理方法を実施するだけでなく、システムベンダ毎に標準仕様とすることで、次期ＨＯＳＰｎｅｔ・人事給与システムへの連携を円滑に行うことを可能とするとともに、本部側に各病院の勤務時間関連データを集積可能とする。 ・また、システムベンダ毎に標準化されることにより、病院群としての要望を集められることから、今後、追加の休暇申請機能やデバイスの多様化に向けた調整を一病院単位で実施する必要はなく、本部が主導となりシステムベンダ毎全体で対応することができる。 ・これにより、勤務時間に関して、本部への集積機能が実現できれば、病院への個別調査を削減させることはもちろん、個別病院だけでなく、機構全体としての勤務時間に係るデータ（病院別超過勤務状況、出退勤時刻と勤務時間の乖離状況等）を取得することができる。 ２．働きやすい環境づくりの取組 ＮＨＯでは、働き方改革の取組を推し進めており、長時間労働の削減等に向けた取組を行っている。さらに、以下の育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等について取組を行い、職員全員の勤務環境の改善にも努めた。 （１）育児・介護のための両立支援 令和４年度において、育児休業・介護休業法改正等に伴い、以下のとおり、就業規則改正を実施した。 ・非常勤職員及び期間職員に係る育児休業の取得要件の緩和 ・非常勤職員及び期間職員に係る不妊治療に係る通院等を行う場合の休暇制度の新設 ・非常勤職員に係る育児参加休暇及び配偶者出産休暇の有給化 ・出生時育児休業の新設 ・育児休業の分割取得 ・育児参加休暇の対象期間の拡大 ○ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック 第四期一般事業主行動計画「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」の取組の一環として、母性保護、育児休業、介護休業、休暇、時間外勤務の制限などのワーク・ライフ・バランスに関する各種制度について「ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック」を用いて職員に周知している。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
							評定

（２）ハラスメント防止対策

○メンタルヘルス・ハラスメント研修（オンライン研修）の実施

ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和４年１１月～１２月に実施した。

＜グループ別参加者数＞

グループ	参加者数
北海道東北グループ	４７名
関東信越グループ	１０４名
東海北陸グループ	４３名
近 畿 グ ル ー プ	５８名
中国四国グループ	７１名
九 州 グ ル ー プ	９１名
合計	４１４名

○ハラスメント調査審議体制の見直し

ハラスメントの該当性を判断する上では、公平性・客観性に加え、相談者等の納得感を高められるような調査審議を行うことが極めて重要であるため、病院の事案においてハラスメント調査委員会による審議が必要と判断された場合、病院にハラスメント調査委員会を設置して審議することを基本としつつ、事案の性質によってグループ担当理事部門に設置したハラスメント調査委員会で審議するよう規程改正を実施した。（令和５年４月１日施行）

○カスタマー・ハラスメントに対応するためのハラスメント相談体制の明確化

職員がカスタマー・ハラスメントに関する相談及び苦情の申出がしやすくなるよう、規程改正により、カスタマー・ハラスメントに係る相談体制を明確にし、組織として受け付け、組織として対応することを明確に位置付けた。（令和５年４月１日施行）。

（３）メンタルヘルス対策

○メンタルヘルス（セルフケア）研修（eラーニング又は集合研修）の実施

職場における自分自身のストレスの要因やストレス反応に早期に気づき、自らメンタル不調に至らないように予防・対処できるようになるための研修を全病院において、令和４年１１月～令和５年３月に実施した。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（４）職員の改善意欲向上に資する取組 サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	**（４）職員の改善意欲向上に資する取組** サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰（新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、表彰に代わる評価も含む）などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	＜評価の視点＞ ・　サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するＱＣ活動奨励表彰（新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、表彰に代わる評価も含む）などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図っているか。	**（４）職員の改善意欲向上に資する取組** 「できることから始めよう！」をスローガンに職員の自発的な取組を奨励、評価し、表彰するＱＣ活動奨励表彰制度については、コロナ禍における職員の負担増や医療従事者の感染リスク等を考慮し、令和２年度は見合わせたが、令和３年度及び令和４年度においては、ＱＣ活動の発表及び審査についてＷＥＢを活用して実施した（応募数：５４施設　１３６件） また、好取組を業務の参考として日常的に活用されることを目的に、多くの職員が過去のＱＣ活動を容易に閲覧・検索できるよう、引き続き職員用の掲示板で公開を行っている。 ※ＱＣ活動：病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動。 ※平成１８年度～令和４年度までの応募総数（３，０８８件）	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（５）情報システムの適切な整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯ（ポートフォリオマネジメントオフィス）の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	**（５）情報システムの適切な整備及び管理** 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯ（ポートフォリオマネジメントオフィス）の設置等の体制整備並びに情報システムの適切な整備及び管理に向けた検討を行う。	＜評価の視点＞ ・　情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯ（ポートフォリオマネジメントオフィス）の設置等の体制整備並びに情報システムの適切な整備及び管理に向けた検討を行っているか。	**（５）情報システムの適切な整備及び管理** デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）を踏まえ、全ての独立行政法人が現中期計画期間中のＰＭＯ（※）の設置を求められており、ＮＨＯにおいても令和５年度中に情報システム統括部内に設置する前提で、対象となる情報システムの棚卸し等の検討を開始した。 （※）ＰＭＯ（ポートフォリオマネジメントオフィス）とは「情報システムに係るプロジェクトの企画、予算要求、調達、開発、運用等の各フェーズにおいて、プロジェクト担当者が実際に有している課題やニーズを把握し、類似事例やノウハウの共有、専門人材によるサポート等、実務的な支援を提供する」等の業務を行う管理組織のこと。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
２　経費の節減及び資源の有効活用 人員の配置については、医療の高度化や各種施策を踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、適正な配置に努めること。 調達については、機構が策定する「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。 医薬品や医療機器等の共同調達については、これまでも国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成２０年法律第９３	**２　効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築** 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善に取り組むことにより、収支改善による経営基盤の安定化を図る。 経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の各年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率１００％以上とすることを目指す。	**２　効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築** 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、新型コロナウイルス感染症の対応が続く中にあっても先を見据え、新型コロナウイルス感染症への対応と地域から求められる医療の着実な実施との両立を図りながら、引き続き経営改善への取組を進め、収支改善による経営基盤の安定化を図る。 経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこ	＜評価の視点＞ ・　病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、新型コロナウイルス感染症の対応が続く中にあっても先を見据え、新型コロナウイルス感染症への対応と地域から求められる医療の着実な実施との両立を図りながら、引き続き経営改善に取組を進め、収支改善による経営基盤の安定化を図っているか。 ＜定量的指標＞ ・　経常収支率	**２　効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築** １．経常収支及び総収支について （１）経常収支 令和４年度は、国内で過去最大の感染の波が２度にわたり訪れる中、国や自治体からの要請に応え、新型コロナ患者を受入れた。また、感染防止対策を徹底し、セーフティネット分野の医療や行政から特に継続を求められる救命救急センターや周産期医療などの不採算の医療を含む地域医療をできる限り維持したことで、令和４年度の救急車受入数は２１７，７１２件、手術件数は２０２，８８０件となり、令和元年度並みもしくはそれ以上まで増加したが、法人全体の患者数は大幅に減少（新型コロナ前の対令和元年度比で入院患者は▲８．４％程度、外来患者は▲７．５％程度）した状態が続いている。新型コロナ患者の受入れやさらなる費用削減を含めた様々な取組み等により、経常収支は５８７億円の黒字、経常収支率は１０５．４％となったものの、病院経営の主軸である医業収支は、４３２億円の赤字となっている。 なお、一定の前提を置いて新型コロナに係る収益・費用を除いた収支を推計すると、経常収支は３０３億円の赤字、医業収支は４２３億円の赤字となり、厳しい状況となっている。 こうした状況下でも、今後も当機構の役割を果たしていく上で、従来の機能を維持するための投資に加えて、新たに医療機能の強靭化（感染症対策対応、災害対策対応、医療ＤＸ対応等）に取り組む必要があるが、省令で定められた償還期間の範囲内での借り換えしか認められていないといった資金調達に関する法的制約があること、また、現下の厳しい医業収支の状況などを踏まえると、当機構に求められる役割を果たし続けるために必要となる医療機能の強靭化を含めた投資を行うための資金余力が十分にあるとは言えない状況である。 （２）総収支 令和４年度は、総収支５４３億円の黒字となった。 経常収支　総収支額 令和３年度　９０８億円　８５９億円 令和４年度　５８７億円　５４３億円	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	号）第３条の２に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。）、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。 後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図ること。 投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動		ととし、中期計画期間の令和４年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率１００％以上とすることを目指す。	＜評価の視点＞ ・　経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の令和４年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率１００％以上となっているか。	**２．経常収支率１００％以上を目指した収支改善の推進** ＮＨＯでは、「地域から求められる医療を２０４０年に向けた厳しい先行きの中でも安定的に提供する体制を確保できる」ことについて、地域関係者や患者から評価されるよう、ＳＵＲＥプロジェクトの理念に基づき、新型コロナウイルス感染症収束後も見据え次の取組などを行った。 ○　ＮＨＯでは、新型コロナウイルス感染症対応について、令和４年度においては、国立病院機構法第２１条第１項に基づく病床確保要請や都道府県からの要請に応え、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行うとともに、地域から求められている救急医療、産科・小児科・精神科等の診療機能を維持し、これらの入院患者への受入れにも積極的に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例の取扱いについて、積極的に算定等できるよう、注意事項等を補足して情報提供を行い、本部より各病院へ周知を図った。 ○　また、令和４年度も引き続き、に資金余力のない病院であって、電子カルテ更新等の診療報酬による償還が困難な投資を行う際に、過去投資分を含む病院経営全般に係る償還計画の策定が必要な病院等を改善推進病院として指定（４６病院）し、本部及びグループの協力体制の下に経営改善の支援を行った。なお、令和４年度に指定を行った病院のうち、医業収支等の改善が見られた病院は１１病院あった。 ○　こうした取組に加え、コロナ収束後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、病院経営の在り方について、本部から各病院に対し、検討を依頼するとともに、各病院の検討を支援するため必要なデータを提供した。また、各病院においてはこうした検討を踏まえ開業医訪問や患者の受入れ体制の構築等に取り組み、患者数の確保の取組を実施した。 ○　さらに、従来から提供している経営分析ツールについて、更新を行い、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との指標推移を過去６年間にわたり比較するためのツール、前年比較が可能な近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、診療報酬上の一部の加算（救急の患者に対して算定可能な加算等）について算定漏れや他院との比較を実施するための算定率の一覧、グループ病院平均との比較可能な各種経営指標の一覧などの作成を行い、ツールの更なる充実や経営改善の取組事例のマニュアル等を提供するなど、各病院で自院の状況の把握、分析やそれらを踏まえた患者確保、診療単価増等の取組の検討に活用できるよう本部から各病院に対し、情報提供を行った。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	的に行うこと。 　保有資産の有効活用にも取り組むこと。 　一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成３０年度と比べ、５％以上節減を図ること。 　上記１及び２の取組により、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を１００％以上とすること。				上記のとおり、患者確保、費用削減などの取組を行ってきたものの、経営の主軸となる医業収支は▲４３２億円と、極めて深刻な状況となったが、新型コロナウイルス感染症関係の補助金の獲得により、一時的な結果として、経常収支５８７億円、経常収支率１０５．４％と目標を達成した。（対前年度▲３２１億円） 　しかし、他疾患病床を転用してでも同感染症患者の積極的な受入を行ったことの影響により、コロナ収束後であっても患者数が回復する見込みが立たず、医業収支をコロナ前の水準まで回復させることは容易ではなく、今後、資金残高の大幅な減少を余儀なくされるおそれが高いため、引き続き、ＮＨＯの理念に基づく取組を進めていくこととしている。 【経常（医業）収益】　【経常収支】　【経常収支率】 ・令和３年度　１１，４８６　（９，８９６）億円　９０８億円　１０８．６％ ・令和４年度　１１，４３６（１０，１０８）億円　５８７億円　１０５．４％ 【費用のうち運営費交付金の割合】　【経常費用】　【運営費交付金額】 ・令和３年度　０．１％　１０，５７８億円　７億円 ・令和４年度　０．３％　１０，８４９億円　３１億円 ３．病床機能の見直し・効率的な病棟運営 　ＮＨＯでは、ＳＵＲＥプロジェクトの理念に基づく病院経営方針を踏まえ、各病院それぞれが収支均衡に取り組むこととしている中で、患者の受療行動が新型コロナウイルス感染症流行前の水準まで戻ることが見込めないといった厳しい環境が続く可能性を見据え効率的な人員配置や収益に見合った費用の実現のため、本部から各病院に対し、結核病棟のユニット化等による病棟集約、患者数・患者の重症度に応じ急性期一般入院料１の７：１看護配置から急性期一般入院料２の１０：１看護配置への移行等を検討するよう周知を行った。 ４．投資の促進と効率化 　ＮＨＯの投資は、厳しい経営状況等に鑑み、当分の間、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえ設定した投資枠に基づく投資を行った。 　令和４年度は、４９７億円の投資枠の中で、共同入札や使用状況を勘案した数量見直し等の取組により、４８８億円を投資決定した。 　また、医療機能を維持するための投資を着実に行う厳しい措置だけでなく、地域医療構想等への対応に必要な整備や短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った（投資回収性が高い投資案件への投資決定額：９．２億円）。 　加えて、医療機能の向上を念頭に各病院の自主性・裁量性に配慮し新たにチャレンジできる枠組みや医療安全対策等に資する機器等の新規導入を促進する枠組みなどを新たに設けた。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					さらに、今後の大型整備（感染症対策、災害医療対策及び老朽化対策）について、持続可能な地域医療提供体制の確保の観点から、将来における人口構造や社会保障を取り巻く環境の変化や、地域医療構想を踏まえた機能や規模とするため、厳しい経営状況等を鑑み、改修整備を基本とする方針を決定した。 【地域医療構想等を踏まえた整備事例】 ・脳神経外科関連機器整備（弘前総合医療センター） 当該病院は、平成２８年３月に策定された青森県地域医療構想に基づき、ＮＨＯ弘前病院と弘前市立病院を再編し、津軽地域保健医療圏の新中核病院として令和４年４月に運営を開始した。 脳神経外科については、ＮＨＯ、弘前市、青森県及び弘前大学の４者間で締結した基本協定書に基づき、弘前大学医学部附属病院との機能分担を図り、脳神経外科関連機器の整備を投資決定した。 【令和４年度の投資決定】 令和４年度では、引き続き法人の資金状況を踏まえながら、真に必要な整備内容か精査の上、医療機能を維持するための投資を着実に行う一方、地域医療構想等への対応に必要な整備や短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。 ５．本部出資金の運用 投資は医療機能の維持等を基本としている一方、コロナ後を見据えると、地域医療を引き続き安定的かつ継続的に維持するとともに、ＷＩＴＨコロナを踏まえた上で、感染防止対策の強化や地域医療構想への対応など先を見据えた取組が必要である。 外来棟については約半数が耐用年数を過ぎ雨漏り等の老朽化が顕著となっており、特にセーフティネット系病院等を中心として、自力での償還が困難となっているところもある。 このような状況にあっても、医療機能の向上を図り、安定的・継続的な地域医療の提供を実現するため、セーフティネット系病院等を中心として積極的に外来棟等の感染防止対策や老朽化対策のための改修整備を進める方針とした。そのため、本部・病院間の資金のやりとりの工夫で一部の病院から拠出を受けることにより、国等からの補助金に頼らない「本部出資金」を令和３年度に創設し、感染防止対策整備や老朽化対策整備について、１０７病院に６３．２億円の投資を決定した。 令和４年度おいては、引き続き整備を進め、累計で３２．２億円の整備が完了した。 ６．法人全体の資金の有効活用による強靭化に向けた取組（基盤強化推進基金の創設） 医療を取り巻く環境の激変を踏まえると、今後の病院経営はこれまで以上に厳しくなっていくが、今後、そうした厳しい環境に直面していく中にあっても、当機構は、地域から求められる医療、感染症や災害医療といった危機管理対応などを含め、国の医療政策を支える当		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					機構の役割・使命を、現在も将来も安定的かつ継続的に維持していく必要があり、また、医療の質の向上と効率的な医療の実現を目指して政府が推進する医療ＤＸにも率先して取り組む必要がある。 こうした当機構に求められる役割を適切かつ確実に果たすために必要となる、感染症対策・災害医療対策の建物整備やＩＣＴ基盤整備といった医療機能の強靭化に向けた取組を、法人全体の資金を有効活用して早急に進めるため、病院と本部の保有資金から拠出する資金を財源とする基金（約１，０００億円）の創設を決定した。当該基金を活用して医療機能の強靭化に向けた取組を進めることとしている。 ７．徳島病院のポストＮＩＣＵ病床の東徳島医療センターへの移転について（再掲） 東徳島医療センター（徳島県板野郡板野町）及び徳島病院（同吉野川市）がそれぞれ実施しているセーフティネット分野の専門医療等について、将来にわたって実施できる体制を確保するとともに、患者の療養環境を更に充実していくため、徳島病院の機能を東徳島医療センターの地に移転・統合し、徳島県地域医療構想を踏まえ、現在、両病院が有している医療機能の充実・強化等を図ることとした基本構想を平成３０年２月に公表した。 徳島県の小児医療については、その機能を支える医師を確保していくことが課題となっており、特に、ポストＮＩＣＵ病床の専門医療については、合併症や在宅移行支援などの患者ニーズにも対応していくことが求められていることから、基本構想に基づき、令和５年１０月目途に徳島病院のポストＮＩＣＵ病床８床について、関連する医療機能をより広く持つ東徳島医療センターへ移し、患者ニーズにより対応できるようにすること、併せて、両病院の医療資源を有効活用するため、組織の合理化を図ることを決定し、令和５年３月に公表した。 〇主な動き 平成２９年１２月　徳島県東部地域医療構想調整会議で機能再編案を説明 平成３０年　２月　基本構想の公表 令和　５年　３月　当面の対応（ポストＮＩＣＵ病床の移転）の公表		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（１）人件費と委託費の適正な水準の確保 各病院が提供する医療内容のほか、医療の高度化や各種施策への対応などを踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、業務の量と質に応じた病院運営に適正な人員配置に努める。 給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	**（１）人件費と委託費の適正な水準の確保** 各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努める。業務委託についても委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図る。 こうした取組により、人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。 給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法	＜評価の視点＞ ・　各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努めているか。 ＜評価の視点＞ ・　委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図っているか。	**（１）人件費と委託費の適正な水準の確保** １．業務量の変化に対応した柔軟な人員配置 固定費の中で大きな割合を占める人件費について、適切な定数管理等を通じた人件費の適正化に向けた取組を行った。 具体的には、各病院の人員配置計画にあたっては、長引くコロナ禍で通常医療の患者数がコロナ前の水準を下回る状態が継続・長期化していること等を踏まえ、各病院の医療機能や患者数・患者像（重症度等）に応じた効率的・効果的な人員配置による効率的な病棟運営を実現するための病棟集約などこれまで進めてきた費用構造改善の取組を継続する一方で、新型コロナウイルス感染症対応をはじめ地域で必要とされる安全・安心で質の高い医療を安定的・継続的に提供する体制の構築に向け、経営効率性等に留意しつつ医療機能の強化等を図るために必要な人員を配置するなど、メリハリを付けた人員配置に取組んだ。 【１月１日時点の現在員数（常勤）】 令和３年度（令和４年１月１日）　令和４年度（令和５年１月１日） 医師　６，２９４名　６，２６２名 看護師　４０，５４８名　４０，２９０名 コメディカル　９，１７９名　９，２３９名 その他　６，９２５名　６，７６４名 合計　６２，９４６名　６２，５５５名 この他、看護師の確保にあたっては、各病院において診療報酬の施設基準や夜勤体制を維持できるよう、例年年度途中で一定数が退職すること等を見越し、年度当初に配置計画数を超える余裕を持った数の採用を行う仕組みとしている。近年、当初見込んでいる退職者数や育児休業者数等と実績乖離している実態等を踏まえ、退職者数等は直近３か年平均値と前年度実績値の範囲内で算出する方法に見直し、採用予定者数の適正化に取り組んでいる。 ２．コスト低減化に向けた業務委託の有効活用 各病院における契約状況を作成し、自院と同規模・機能の病院の契約額等と比較検討が行えるように各病院へ情報提供を行った。 その他、ＳＵＲＥプロジェクトに基づく資金余力の改善に向けた取組の一つとして業務委託契約に関する現状、問題点、方向性等について議論を行い、令和４年度も引き続き、保守契約の見直しに取り組み、医療機器保守契約について、０．１億円（累計：２．０億円）を削減した。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画		主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	＜評価の視点＞ ・　人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となっているか。	**３．人件費率と委託費率を合計した率の抑制** 技能職の離職後不補充や非効率病棟の整理・集約等を図る一方で、医療法及び診療報酬並びに障害者総合支援法等の人員配置基準による国の制度に沿った体制を令和４年度も引き続き整備した。また、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。 人件費率と委託費率を合計した率について、医業収益が増加した一方で、長引くコロナ禍において職員のこれまでの尽力に報いるとともに、原油価格の上昇や円安等による物価高騰等の影響を総合的に勘案し、職員の士気の維持・向上を図ることができるよう、全ての職員を対象として臨時特別一時金を支給したこと等による人件費の増加等の要因により、令和３年度を上回ったが、引き続き、人件費の適正化や効率的な業務委託契約の見直しに向けた取り組みを行った。 【診療事業における人件費率（委託費を含む）】 ・令和３年度　５９．２％　→　令和４年度　５９．７％	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・　給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られる　よう必要な説明ができるものとする。	**４．職員の給与水準** 当法人の給与水準については、独立行政法人通則法に則って適切に対応しており、法人としての競争力を確保するための新たな優秀な人材の確保と、今後の将来を担う若手職員が安心して働くことができる環境を整備することから、若年層（新規採用職員及び役職に就く前の一般職員）を中心とした職員に対して基本給の引上げを実施することを決定した。（令和５年４月１日から適用予定）。 近年の法人全体の資金保有状況は厳しく、継続的・安定的な事業運営に必要となる医療機能の維持・向上を目的とした投資の実施等を踏まえた中長期的な資金保有見通しも同様の状況であることを踏まえ、国家公務員の賞与が変動する状況においても、賞与の改定は行わなかった。 医師の給与については、平成１７年度に年俸制を導入して勤務成績を反映させるなど、民間医療機関などの状況を踏まえながら改善を進めている。 看護師については、民間医療機関における給与水準を考慮して、独法移行時に中高年齢層の一般看護師の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。 また、事務・技術職員については、国の一般職給与法を参考にしているが、独法移行時に中高年齢層の一般職員の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。 令和４年度の対国家公務員指数（※）は、医師：１０５．７、看護師：９８．７、事務・技術職：１００．４となった。 ※対国家公務員指数は、独立行政法人と国家公務員の給与の比率を独立行政法人の年齢階層別人員構成又は年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出したものであり、国家公務員の給与水準を１００とした場合の独立行政法人の給与水準を表すもの。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（２）経費の節減 使用医薬品の標準化を推進し、他の独立行政法人との間で医薬品・医療機器等の共同購入を引き続き実施するとともに、これまでの効果を検証しつつ、より効果的な調達方法を検討する。 後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図る。 その他、共同入札等により経費の節減が可能となる契約案件について、その実現可否を検討し、更なる節減を目指す。	**（２）経費の節減** 医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、引き続き国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による医薬品の共同購入を実施する。また、後発医薬品の使用割合を、政府目標の水準を維持しつつ、数量ベースで８５％以上を目指すとともに、後発医薬品の使用を更に促進するために、使用状況等を把握し、情報共有を行う。 医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機	＜評価の視点＞ ・　使用医薬品の標準化に取り組んでいるか。 ＜評価の視点＞ ・　国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による医薬品の共同購入を実施しているか。	**（２）経費の節減** 令和４年度も引き続き、医薬品及び大型医療機器に関して、他法人とも連携の上で共同入札を実施し、業務の効率化を進めるとともに、規模の利益により費用低減を図った。また、大型医療機器以外の医療機器については、ＮＨＯ内の取組として共同入札を実施することで更なる経費の節減に努めた。 また、個人防護具等の医療材料の共同調達について、令和５年度中に開始ができるよう準備を進めている。 さらに、ベンチマークシステムを活用した医療材料費の適正化にも引き続き取り組み、本部の支援の下で各病院において事業者と価格交渉等を行って０．８億円の費用を削減し、令和５年度以降のさらなる取組につなげる形とした。 １．ＮＨＯ使用医薬品の標準化（再掲） 平成１７年度から医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、ＮＨＯ本部に標準的医薬品検討委員会を設置し、使用医薬品の標準化の取組を進めている。 令和４年度においては、令和３年度の購入実績（４，６８９医薬品）に基づき全面改訂を行い、医薬品検討委員会における７つの分野の小委員会で３，２６１医薬品について検討を行い、その結果に基づいて、２，５９９医薬品を標準的医薬品とした、 また、標準的医薬品リストに掲載された品目は原則共同購入で調達しており、医薬品費の低減に努めている。 ２．医薬品の共同購入について 令和４年度の医薬品の共同購入については、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構と連携の上、地域毎の市場価格をより反映させるため、入札エリアを１１として引き続き実施した。 入札品目のグルーピングの見直しや、入札とは別に市場価格の変動を踏まえた価格交渉を実施し、契約価格の変更を行うことにより、更なる医薬品費の低減に努めた。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

<table>
<tr><td colspan="8">３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">中期目標</td><td rowspan="2">中期計画</td><td rowspan="2">年度計画</td><td rowspan="2">主な評価指標</td><td colspan="2">法人の業務実績・自己評価</td><td rowspan="2">主務大臣による評価</td></tr>
<tr><td>業務実績</td><td>自己評価</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施する。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図る。
　医療材料については、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組む。
　その他、各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努める。</td><td>＜評価の視点＞
・　後発医薬品の使用割合を数量ベースで８５％以上を目指すとともに、更なる使用促進のため使用状況等を把握し、情報共有を行っているか。

＜評価の視点＞
・　価格情報の共有化による購入価格の標準化を図っているか。

・　医療機器について、引き続き労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施しているか。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組んでいるか。</td><td>３．後発医薬品の利用促進（再掲）
　令和２年９月までに後発医薬品の使用割合を８０％とする政府目標に対し、ＮＨＯでは、引き続き後発医薬品使用促進対策を行った。平成２９年度は後発医薬品の採用率が８３．５％となり、政府目標と比較して３年早く達成し、令和４年度は後発医薬品の供給が滞る中、８９．６％と増加することができた。

【これまでの促進対策】
・各病院における取組の共有
・後発医薬品使用割合ランキング、薬効別納入価格表などの配布
・共同入札の見直し
【後発医薬品採用率（新算定式）】
数量ベース　令和３年度　８９．３％　→　令和４年度　８９．６％
採用率７０％以上の病院　令和３年度　１３７病院　→　令和４年度　１３５病院
４．医療機器購入価格の標準化に向けた取組
　令和４年度も引き続き、各病院における医療機器の購入価格を平準化・低廉化するため、購入件数の多い医療機器について、本体価格（対象医療機器７９種類）の情報を本部で集計・分類し、毎月各病院に情報の提供を行い、購入価格の参考とした。

５．大型医療機器の共同入札実施
　令和４年度の大型医療機器の共同購入については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社と連携の上、引き続き実施した。
　対象品目は、大型医療機器の１０品目（ＣＴ、ＭＲＩ、血管連続撮影装置等）とし、入札を実施した。保守費用を含めた総コストで市場価格を下回る価格での購入を実現するとともに、本部での一括入札により、各病院の入札業務の軽減を図るなど、効率的な医療機器整備を行った。
【大型医療機器共同入札　参加病院数及び台数】
<table><tr><td></td><td>令和３年</td><td>令和４年</td></tr><tr><td>病院数</td><td>６８（３３）</td><td>９４（３９）</td></tr><tr><td>台数</td><td>１００（４４）</td><td>１４８（５６）</td></tr></table>※（　）はＮＨＯの参加病院数及び台数
６．大型医療機器以外の共同入札実施
　令和４年度も引き続き大型医療機器以外の医療機器について共同購入を実施することで更なる経費の節減に努めた。

【共同入札への参加病院数、対象機器等】
令和４年度　３８病院、１３品目（温冷配膳車、超音波診断装置、生化学分析装置等）</td><td>年度計画の目標を達成した。

年度計画の目標を達成した。

年度計画の目標を達成した。</td><td>評定</td></tr>
</table>

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組んでいるか。 ・　各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努めているか。	７．医療材料費適正化事業について 医療材料費の適正化について、平成２７年度から医療材料に係るベンチマークシステムの導入を推進し、同システムを活用した医療材料費の適正化に令和４年度も引き続き取り組んだ。 加えて、本部にて各病院への支援として、契約単価とベンチマークの乖離が大きい４病院に対して価格交渉等の支援を実施し、令和４年度においては０．８億円の費用を削減した。 ８．各種契約見直し等の取組について 令和４年度は、令和３年度に引き続き、医療機器保守契約に係る費用の削減について取り組んだ。 医療機器保守契約については、既存の保守契約の価格交渉及び医療機器の修理費用等を対象とする損害保険を導入することで、令和４年度においては０．１億円（累計額：２．０億円）の費用を削減した。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（３）調達の効率化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。	**（３）調達の効率化** 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。	＜評価の視点＞ ・　公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施しているか。	**（３）調達の効率化** １．「調達等合理化計画」に基づく取組について 競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約については、これまで「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成２１年１１月１７日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行（真にやむを得ないものを除く）、随意契約事由等の妥当性、及び真に競争性が確保されている一般競争入札等であるかの観点からの点検等を行ってきた。 また、「令和４年度独立行政法人ＮＨＯ調達等合理化計画」（令和４年６月２９日）において、一者応札・一者応募の適正化を重点的に取り組む分野とし、公告から開札までの入札公告期間や、契約締結から履行開始までの契約準備期間の十分な確保などについて、各病院等の契約審査委員会及び本部の契約監視委員会において点検等に取組んだ。 なお、令和４年度の競争契約に占める一者応札件数の割合は１３．５ ％であり、評価指標（競争契約に占める一者応札件数の割合を平成２８年度から令和元年度までの４ケ年平均と同程度又は低下させる）を達成することはできなかったが、これは半導体不足等により医療機器の納入が確約できない、人員の確保が困難、燃料費の高騰により新興の電力会社やガス会社が電気やガスを安定供給できないなどの理由により競争入札に参加する業者が減ったことなど、やむを得ない理由によるものである。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（４）収入の確保 地域から求められる医療を提供する上で、施設基準の維持又は上位基準の取得を図り、安定的な収入の確保を図る。 また、医業未収金の低減に引き続き努める。	**（４）収入の確保** 地域の医療機関の機能分化と連携を強化するため、近隣医療機関等への定期的な訪問や、入退院支援看護師の配置による入退院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。 また、施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図る。 さらに、医業未収金の低減に引き続き努める。	＜評価の視点＞ ・　近隣医療機関等への定期的な訪問や、入退院支援看護師の配置による入退院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図っているか。	**（４）収入の確保** １．紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組について（一部再掲） 各病院で新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず、新型コロナウイルスとの共存を図った上で全ての患者が引き続き安心して受療できる診療体制の構築に取り組んだ。また、コロナ禍にあって、地域の介護施設に出向いた感染対策の研修やＩＣＴを活用したオンラインによる開業医との連携や地域の医療機関や患者に対する研修会等も実施した。 また、病院長会議において、外来の機能分化に係る国の方針の紹介や入院患者の確保策や開業医、介護施設等との連携に係る取組の推進、患者確保及び地域における自院の立ち位置の分析のためのデータを提供するとともに、コロナ後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、収束後における病院経営の在り方の検討の実施を依頼し、各病院においては検討を踏まえた開業医訪問や受入れ体制の構築等の患者確保の取組を行うことにより、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて取り組んだ。 そして、各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和４年度においては、紹介率は７５．６％、逆紹介率は７０．３％となった。紹介率については、新型コロナウイルス感染症の影響により時間外患者の受入数が減少した一方で、紹介状を持っていない新型コロナウイルス感染症患者の受入数が増加したことにより、達成度は９８．８％となり１００％を下回ったが、前年度と比較すると１％向上した。逆紹介率の達成度については１０９．７％となり計画値を上回った。	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・　施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図っているか。	２．施設基準の取得状況について ＮＨＯでは、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが収益に見合った費用の実現のためのあらゆる経営改善に取り組むこととしており、施設基準の届出漏れや診療報酬の算定漏れは、スタッフの労働が適正に評価されていないことと捉えるよう周知するとともに、次の取組を行った。 ○　施設基準の取得について、各病院が他病院との届出状況の比較検証及び施設基準の取得可能性について、再点検の実施を行えるよう届出を行っている病院の具体的な取組・運用例をとりまとめた経営改善マニュアルを本部から各病院に対し、配布を行った。 ○　診療報酬等における過去の地方厚生（支）局の適時調査等における指摘事項について、本部で一覧化し、その注意点などを付記した上で各病院に対し、周知を行った。また、各病院においては自院において、指摘事項に該当しないかの点検を実施することにより返還等の事前防止に努めた。 ○　各病院が内部環境分析に活用するため、診療報酬上の加算（救急の患者に対して算定可能な一部の加算）の算定率の一覧を作成するなど、経営分析ツールの充実を図り、本部から各病院に対し周知を行った。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　医業未収金の低減に引き続き努めているか。	上記に加え、令和４年度においても、引き続き、本部から各病院に対して、全病院の施設基準の取得一覧、厚生労働省から発出されている平成１８年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース、同感染症に係る診療報酬上の措置のポイントなどについて随時提供するとともに、各病院においては、内部監査チェックシートを活用し、施設基準の新規取得、上位基準取得の可否の検討や、既取得施設基準の要件を満たしているかの確認などの取組状況について自己点検を実施し、適正な施設基準の取得に取り組んだ。 **３．医業未収金の低減に向けた取組について** 将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、各病院それぞれが、収支均衡に取り組む必要があるため、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、医業未収金の発生防止と早期督促の取組の徹底について周知を行うとともに、各病院において、内部監査チェックシートを活用し取組みの自己点検を実施するなど、医業未収金の低減に取り組んだ。 未収金対策は、回収に力を入れるよりも、発生を防止することが重要であるという考え方に基づき、患者の入院前から ・高額療養費制度等の紹介と活用の推奨 ・病院で利用できる支払い方法の案内 ・個人で加入している生命保険等の確認 を実施することで、支払い可能性が低い患者をスクリーニングし、未収金発生前から担当職員による相談及び支援等を行う取り組みを推進することの周知を行った。 また、督促回収・債権管理業務の効率化に向けた取り組みとしては、未収金発生から概ね３ヶ月を超える債権について、積極的に「弁護士法人へ債権回収委託」を行うことで、 ・発生直後３ヶ月までの未収金の督促に注力すること ・病院の債権管理量の減少を図ること により督促回収・債権管理業務の効率化を図ることとし、周知を行った。 さらに、これらの方策を加えた業務フローを策定した。 そして、医業未収金（患者自己負担分）について、医業収益に対する３ヶ月以上未収となっている医業未収金の割合については、前中期目標期間最終年度である平成３０年度と比較して減少した。 【３ヶ月以上未収となっている医業未収金残高】	年度計画の目標を達成した。	評定

	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
破産更生債権等（発生後１年以上）	１，５７７百万円	１，５７５百万円	１，５９７百万円	１，５８９百万円	１，４６３百万円
破産更生債権等以外（発生後３ヶ月以上１年未満）	８９４百万円	９５３百万円	８２０百万円	８０９百万円	９５０百万円
医業未収金残高合計	２，４７１百万円	２，５２８百万円	２，４１７百万円	２，３９８百万円	２，４１３百万円
医業収益に対する医業未収金の割合	０．１４１％	０．１４１％	０．１３７％	０．１２５％	０．１３２％

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（５）保有資産の有効活用の推進 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療･介護･福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。	**（５）保有資産の有効活用の推進** 保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療･介護･福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。	＜評価の視点＞ ・　保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努めているか。	**（５）保有資産の有効活用の推進** 保有資産については、医療・介護の連携の観点から訪問看護ステーション事業や特別養護老人ホーム運営事業等への貸付（１７件）、福祉との連携の観点から障害者就労支援事業や病後児保育事業等への貸付（３５件）、教育・地域との連携の観点から看護大学や看護師養成所運営事業、養護・支援学校等への貸付（２０件）を実施するなど、有効活用に努めた。 その他、全病院で「保有資産利用等検討委員会」を開催し、土地等の利用状況の確認や利用計画の検討を行うとともに、本部においても「保有資産利用計画等フォローアップチーム」により、各病院の保有資産の活用状況について確認を行ってきた。 令和４年度も、引き続き本部においてフォローアップを行い、有効利用計画の策定が必要となる資産を新たに保有することとなった９病院（うち新規は２病院）において利用計画が策定され（利用計画策定：９１病院）、１５病院で当該計画に基づく利活用が実施された（計画に基づく利活用実施：８４病院）。 利活用が実施されていない７病院については、引き続き本部においてフォローアップを行い、利用計画の見直しも含め、利活用の実施に向け取り組む。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（６）ＩＴ化の推進 診療事業や臨床研究事業などの進展を図るため医療分野のＩＴ化に向けた戦略的投資を進めるとともに、業務の質を維持しながら効率化を図るためのＩＴの活用を検討する。 また、今後、新たに電子カルテを導入する病院における仕様の標準化に向けて検討を行う。	**（６）ＩＴ化の推進** 電子カルテ情報を収集・分析する目的で構築したＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いた診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）への参加病院数を引き続き拡大させるとともに、外部データベースとの連携に向けて取り組む。 さらに、電子カルテ等の病院情報システムについて業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの実施に引き続き取り組む。また、オンライン資格確認等の厚生労働省が進める医療情報施策に対して法人が一体となり、実現に向けて確実に取り組む 。	＜評価の視点＞ ・　電子カルテ情報を収集・分析する目的で構築したＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いた診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）への参加病院数を引き続き拡大させるとともに、外部データベースとの連携に向けて取り組んでいるか。	**（６）ＩＴ化の推進** １．診療情報のデータベース化の最適な在り方 （１）ＮＨＯ診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）の拡大（再掲） 「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成２７年６月３０日閣議決定）においてＮＨＯに対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、国の補助金を得て平成２７年度に構築した厚生労働省が推奨しているＳＳ－ＭＩＸ２標準規格を用いて電子カルテ情報を収集・集積するＩＴ基盤（ＮＨＯ診療情報集積基盤ＮＣＤＡ）を令和４年度も引き続き運用するとともに、この電子カルテデータ標準化のためのＩＴ基盤構築事業を発展・充実させるため、事業参加病院数を、令和４年度に６病院を追加し、７６病院となった。また対応ベンダ数も主要７社でＮＣＤＡとの接続試験を引き続き行うとともに、平成２９年度に当初は収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。さらに、今後標準規格となることが予定されているＨＬ７ＦＨＩＲ準拠規格について、データ収集が可能となるよう、検証するためのシステムの開発に着手した。 【ＮＣＤＡ保有患者データ数（実患者）】 令和３年度末　３００万人　→　令和４年度末　３６０万人 （うち新規６病院　１８万人） （２）ＮＣＤＡを活用した災害時診療情報の抽出等（再掲） ＮＣＤＡの標準化機能を活かして、様々なベンダの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。 ＮＣＤＡ参加病院（令和４年度末：７６病院）のうち災害拠点病院を中心に７３病院（前年度比：＋６病院）で本モジュールを導入済みである。 本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズをＮＨＯ本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立てている。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（３）外部のデータベースとの連携（再掲） 令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、ＭＩＤ－ＮＥＴ（※１）を活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）のＭＩＤ－ＮＥＴ側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※２）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。 ＮＣＤＡから抽出されるデータをＭＩＤ－ＮＥＴの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製し、ＰＭＤＡのＭＩＤ－ＮＥＴ側で実施した利活用がＮＣＤＡ側にて同様の利活用結果が得られるか検証できるように調整を進め、令和３年度は、医薬品製造販売後調査、ＧＰＳＰ省令（※３）対応に対応すべく、ＰＭＤＡ、ＭＩＤ－ＮＥＴの体制を参考とし、整備すべき事項等を双方で協力して確認を行った。令和４年度は、令和５年度のレセプトとＤＰＣの連携データ提供の運用開始に向けて、調整、準備、ＧＰＳＰ省令対応のため各種規程・手順書の整備を進めた。 ＮＨＯの「ＮＣＤＡ」は、ＭＩＤ－ＮＥＴより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、ＮＣＤＡとＭＩＤ－ＮＥＴを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、その安全対策の影響評価、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※４）の実用化に向けて貢献できる。 ※１ＭＩＤ－ＮＥＴ：厚生労働省の事業で構築されたデータベースシステムで、国内の医療機関が保有する電子カルテやレセプト等の電子診療情報をデータベース化して、それらを解析するためのシステム。 ※２統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる ※３ＧＰＳＰ省令：医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令。 ※４リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報 （４）診療情報データベースの利活用の推進（再掲） 医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、ＮＨＯ診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成２８年度に定め、診療情報の利活用を推進している。 ※診療情報集積基盤（ＮＣＤＡ）及び診療情報分析システム（ＭＩＡ） 【利活用新規申請件数】（再掲） 令和３年度　８件　→　令和４年度　１７件		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（５）外部機関へのデータ提供（再掲） 外部機関からのデータ提供依頼のニーズへ対応するため、令和元年度より新たに民間企業等のＮＨＯの職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。 令和４年度は、製薬企業等の民間企業２件を含む９件の外部からの利活用申請に対応した。 外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。 次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力することとし、令和３年２月１９日付けで内閣府宛てにＮＣＤＡ参加６７病院のうち４８病院の届出を行い、令和３年４月からデータ提供を開始した。令和４年１０月には、新たに７病院を追加し、５５病院でデータ提供を行っている。 次世代医療基盤法に基づき提供された医療情報のデータの利活用は、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになること等が期待されている。しかしながら、令和４年度末時点において、本取組に参加する機関が全国で１１０機関と少ない中で、ＮＨＯが５０％を占めている。ＮＨＯとして、国が進める政策の実現に向けて、今後も取組を進めていくこととしている。		評定
				＜評価の視点＞ ・　電子カルテ等の病院情報システムについて業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの実施に引き続き取り組んでいるか。	２．適切なＩＴ投資 令和４年度も引き続き、各病院の投資の参考となるようＮＨＯ病院の電子カルテ等ＩＴ投資に係る価格情報等を収集するとともに、各病院の規模や診療機能を勘案したうえで適切なＩＴ投資となるよう、投資委員会において審議のうえ投資を決定した。 また、電子カルテ等の病院情報システムの調達方法について検討を進め、業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの取り組みを引き続き推進した。 【電子カルテ整備を投資決定した病院】 令和３年度　１８病院（うち２病院は新規） →　令和４年度　１５病院（うち３病院は新規） 【電子カルテ整備が完了した病院】 令和３年度　１３病院（新規病院なし） →　令和４年度　１５病院（うち１病院は新規） ３．コロナ禍を踏まえた在宅勤務促進のためのＩＴ活用に関する取り組み 各病院でのスマートデバイスの活用と並行して、ＮＨＯ本部においても災害時又はコロナ禍にあっても業務継続を可能とする在宅勤務の仕組みを導入した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　オンライン資格確認等の厚生労働省が進める医療情報施策に対して法人一体となり、実現に向けて取り組んでいるか。	**４．オンライン資格確認の導入（一部再掲）** 国が推進しているオンライン資格確認の導入について、病院と支払基金等間とのネットワーク環境の回線の集約化の整備を実施し、令和４年度末までに、すべての病院（１４０病院）においてオンライン資格確認システムを導入した。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（７）経営能力の向上への取組 職員の経営意識の改善や経営能力の向上に資する取組の実施により、職員の資質向上を図る。	**（７）経営能力の向上への取組** 財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進する。 経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上や、診療報酬制度の知識習得等を目的とした研修を実施する。	＜評価の視点＞ ・　財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進しているか。 ＜評価の視点＞ ・　経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上や、診療報酬制度の知識習得等を目的とした医事業務研修を実施しているか。	**（７）経営能力の向上への取組** １．経営分析手法の共有の推進（再掲） ＮＨＯにおいては、各病院それぞれが、２０４０年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取り組みをサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成１８年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等について、本部において作成・更新し、各病院に対し、随時共有を図っている。 本部では、経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、内部環境分析に活用するための各種経営指標（１月１００床当たり医療収益など約５０項目）のグループ病院（診療機能・規模が類似する病院）平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを更新し、各病院に対し、共有している。 また、当該ツールについては、適宜追加及び見直しを実施しており、令和４年度は新たに、各病院の診療科別の平均在院日数や入院・外来収益等の経営指標を比較できる一覧を作成し、さらに、当該指標のグラフを作成するためのツールの作成を行うなど、経営改善に係るツールの充実を図り、各病院で当該ツールを活用できるよう共有した。 ２．病院経営研修の実施（再掲） 毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、事務部門に加え、看護職員やコメディカル職員を対象とした病院経営研修を実施している。 令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しつつ、より多くの職員が研修に参加できるよう、新たに導入したｅラーニングシステムを活用して研修を実施した。（受講者数：２７４名） また、受講者に理解を深めてもらうための練習問題をｅラーニングシステム上で作成し、研修内容の充実を図った。 ３．医事業務研修 診療報酬請求事務における算定の知識に加え、今後の経営戦略に寄与できる（診療部門に対し経営的視点から積極的に提言等を行える）人材育成を中期的な目標に掲げ、医事業務研修を実施した。 令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず中止したが、令和３年度、令和４年度はオンライン形式で実施したことにより、多くの受講者が受講した。 令和元年度　８６名　→　令和２年度　実施せず　→　令和３年度　３７９名 →令和４年度　２１７名	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					４．適切な診療報酬請求事務処理体制の確立 令和４年度においては、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例の取扱いについて、本部から各病院に対し、適切に算定できるよう注意事項等により情報提供を行った。また、引き続き診療報酬等における過去の地方厚生（支）局の適時調査等における指摘事項について、本部で一覧化し、その注意点などを付記した上で各病院に対し、周知を行うとともに、各病院が自院において、指摘事項に該当しないかの点検を実施すること等により、適正な診療報酬請求ができるよう取り組んだ。 また、令和４年度診療報酬改定における経過措置、改定のポイント等の特に留意が必要な内容について、本部より情報共有を行うとともに、各病院が診療報酬改定に速やかに対応するよう依頼した。 さらに、本部より各病院に対し、ＮＨＯの各病院において実施した外部機関によるレセプトチェックで多数指摘されている算定漏れ等の具体例を示し周知するとともに、診療報酬の積極的算定について算定を行っている病院の具体的な取組・運用例を本部にてとりまとめ、各病院に対し、経営改善マニュアルの配布を行った。 なお、令和４年度においても、本部から各病院に対して、病院が実施した外部機関によるレセプト点検を踏まえた診療報酬の算定漏れ等の事例、厚生労働省から発出されている平成１８年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース、令和４年度診療報酬改定におけるポイント、などについて随時提供を行い、適正な診療報酬請求に取り組んだ。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（８）一般管理費の節減 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成３０年度と比べ、５％以上節減を図る。	**（８）一般管理費の節減** 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成３０年度と比べ５％以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下とする。	＜評価の視点＞ ・　一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成３０年度と比べ５％以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下に向け取組を進めているか。	**（８）一般管理費の節減** 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、調達価格の妥当性の精査などに取り組んだ結果、令和４年度は、２２１百万円となり、平成３０年度と比較し１７．５％節減することができた。 平成３０年度　２６８百万円　→　令和４年度　２２１百万円（▲１７．５％） ※令和３年度　２１３百万円	年度計画の目標を達成した。	評定

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３－１	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第５　財務内容の改善に関する事項 通則法第２９条第２項第４号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 「第４ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努めること。 また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。 なお、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	**第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**	**第３ 予算、収支計画及び資金計画**			＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ （自己評定Ｂの理由） 下記理由により、概ね計画どおりに実施し、良好な結果を得た。 ○　長期債務の償還については、約定どおり償還を行ったことにより、目標を達成し、長期借入金の残高は大きく減少した。 なお、令和４年度に新たに１１１億円の借入を行った。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大臣による評価
	１　予算、収支計画及び資金計画 「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、中期目標期間中に、繰越欠損金を解消するよう努める。なお、繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。 また、長期借入金の元利償還を確実に行う。 なお、令和２年度補正予算（第３号）により追加的に措置された運営費交付金については、新型コロナウイルス感染症	「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善に努める。 また、令和４年度の長期借入金の償還を約定どおり行う。	＜評価の視点＞ ・　財務内容の改善を図り、繰越欠損金の削減に努めているか。	**１　予算、収支計画及び資金計画** １.繰越欠損金の解消 第三期中期計画期間の最終年度である平成３０年度末時点での繰越欠損金９３．５億円を第四期中期計画期間中に解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成した。 国・都道府県の要請に応じ、積極的な新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行ったこと等により、経常収支率１００％以上を達成したため、繰越欠損金（累計）は、令和３年度末時点で解消した。 【繰越欠損金の推移】 （１）紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組（再掲） 各病院で新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず、新型コロナウイルスとの共存を図った上で全ての患者が引き続き安心して受療できる診療体制の構築に取り組んだ。また、コロナ禍にあって、地域の介護施設に出向いた感染対策の研修やＩＣＴを活用したオンラインによる開業医との連携や地域の医療機関や患者に対する研修会等も実施した。また、病院長会議において、外来の機能分化に係る国の方針の紹介や入院患者の確保策や開業医、介護施設等との連携に係る取組の推進、患者確保及び地域における自院の立ち位置の分析のためのデータを提供するとともに、コロナ後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、収束後における病院経営の在り方の検討の実施を依頼し、各病院においては検討を踏まえた開業医訪問や受入れ体制の構築等の患者確保の取組を行うことにより、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて取り組んだ。 そして、各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和４年度においては、紹介率は７５．６％、逆紹介率は７０．３％となった。紹介率については、新型コロナウイルス感染症の影響により時間外患者の受入数が減少した一方で、紹介状を持っていない新型コロナ患者の受入数が増加したことにより、達成度は９８．８％となり１００％を下回ったが、前年度と比較すると１％向上した。逆紹介率の達成度については１０９．７％となり計画値を上回った。	年度計画の目標を達成した。	評定 **[illegible]**

	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
累計額	９３．５億円	１３５．７億円	３９．７億円	０円
対前年度比	－	＋４２．２億円	▲９５．９億円	▲３９．７億円

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		の感染拡大防止を図るために措置されたことを認識し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象とした感染症対応にかかる研修に活用する。			（２）コスト低減化に向けた業務委託の有効活用（再掲） 　各病院における契約状況を作成し、各病院が自院と同規模・機能の病院の契約額等と比較検討が行えるように各病院へ情報提供を行った。 　また、事務部長会議において、特に、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、職員との役割分担等、費用対効果の十分な検証、委託業務範囲や業務に要する時間の再点検を行った上での委託契約（新規又は見直し）の実施、同規模・機能の病院と比較して委託費率が高い病院における価格交渉の実施などについて要請を行うなど、委託費の低減に取り組んだ。 　その他、ＳＵＲＥプロジェクトに基づく資金余力の改善に向けた取組の一つとして業務委託契約に関する現状、問題点、方向性等について議論を行い、令和４年度も引き続き、保守契約の見直しに取り組み、医療機器保守契約については、０．１億円（累計：２．０億円）を削減した。 （３）経費の節減（一部再掲） ①医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による共同購入を実施した。 ②医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施した。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図った。 【大型医療機器共同入札への参加病院数、入札台数】 　令和３年度　３３病院　４４台　→　令和４年度　３９病院　５６台 ③医療材料については、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組み、約８００施設の医療材料費の価格を比較できるシステムを活用した価格交渉を実施した。 【医療材料費の適正化による費用削減額】 　令和３年度　２．５億円　→　令和４年度　０．８億円 （４）投資水準の設定 　継続的・安定的な投資のため、中長期において法人資金を計画的にコントロールする手法として、毎年度投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うことで支出の平準化を図った。その中で、投資回収性が高い投資案件についても、積極的に投資を行うための枠を設定することで、更なる法人資金の獲得に努めた。 【投資回収性が高い投資案件への投資決定額】 　３１件　９．２億円（手術室増設整備（相模原病院、呉医療センター）等）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		（１）予算 別紙１ （２）収支計画 別紙２ （３）資金計画 別紙３	（１）予算 別紙１ （２）収支計画 別紙２ （３）資金計画 別紙３	＜評価の視点＞ ・　長期借入金の償還を約定どおり行っているか。	**２．長期債務の償還等** 長期借入金の償還を約定どおり行ったことにより、令和４年度末の長期借入金の残高は４，１６４億円と、大きく減少している。 【財政融資資金】 令和３年度　元　金　２，０７１億円　利　息　２７億円　合　計　２，０９８億円 令和４年度　元　金　４５４億円　利　息　１１億円　合　計　４６５億円 ※令和４年度末時点での長期債務残高は４，１６４億円となっている。このうち平成１６年度、国から承継した長期債務残高７，４７１億円については着実に返済しており、令和４年度末時点での残高は５９４億円となっている。 【長期債務残高】 令和３年度末　国から承継した分　７８５億円　独法以降後に借り入れた分　３，７２２億円　合　計　４，５０７億円 令和４年度末　国から承継した分　５９４億円　独法以降後に借り入れた分　３，５７０億円　合　計　４，１６４億円 令和５年６月２３日に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和５年法律第６９号）」が公布されたため、同法第４条により、当機構の積立金のうち４２２億円を令和６年３月３１日までに国庫に納付することとなった。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		２　短期借入金の限度額 （１）限度額 ６０，０００百万円 （２）想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 ② 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	**第４　短期借入金の限度額** １　限度額 ６０，０００百万円 ２ 想定される理由 ① 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ② 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	＜評価の視点＞ ・　短期借入金について、借入理由や借入額は適切なものと認められるか。	**２　短期借入金の限度額** 令和４年度における短期借入金はない。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		３　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	**第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画** なし		**３　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画** なし		評定
		４　３に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし	**第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画** なし		**４　３に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画** ・松江医療センター（令和３年６月職員宿舎廃止） 職員宿舎廃止のため、令和４年５月２６日に厚生労働大臣より職員宿舎土地処分に係る認可を受け、令和４年１０月２８日に一般事業者に売却した。		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	５　剰余金の使途 中期目標の期間中に各年度の決算で生じた剰余は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	**第７　剰余金の使途** 決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。	＜評価の視点＞ ・　決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てているか。	**５　剰余金の使途** 令和４年度の決算において５４３．０億円の剰余が生じた。今後の感染症対策・災害医療対策強化のための病院建物の整備・修繕や国の施策に沿った先進的なＩＴ整備及び借入金の償還に充てるための積立金とする予定である。 なお、令和５年６月２３日に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和５年法律第６９号）」が公布されたため、同法第４条により、当機構の積立金のうち４２２億円を令和６年３月３１日までに国庫に納付することとなった。 【目的積立金等の状況（参考情報）】 （単位：百万円、％）	年度計画の目標を達成した。	評定

	30年度末（参考）	元年度末（初年度）	２年度末	３年度末	４年度末	５年度末（最終年度）
前期中期目標期間繰越積立金	0	0	0	0	0	
目的積立金	0	0	0	0	0	
積立金	0	0	0	81,940	136,242	
うち経営努力認定額						
その他の積立金等	0	0	0	0	0	
運営費交付金債務	0	2,702	8,887	5,042	2,326	
当期の運営費交付金交付額（a）	14,828	15,528	15,936	0	0	
うち年度末残高（b）	0	2,702	8,887	0	0	
当期運営費交付金残存率（b÷a）	0.0	17.4	55.7	0	0	

※　令和４年度決算確定後の積立金は１３６２．４億円となる予定である。

４．その他参考情報

特になし

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４－１	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間最終年度値	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第６　その他業務運営に関する重要事項 通則法第２９条第２項第５号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	**第４　その他主務省令で定める業務運営に関する事項**	**第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項**			＜評定と根拠＞ 評定：Ａ （自己評定Ａの理由） 下記理由により、概ね計画どおりに実施し、また、良好な成果を収めたため。 ○　病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、必要な職員を配置した。 ○　令和４年３月公表の「取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等」について、同年５月、契約担当に限らず、全ての常勤事務職員及び契約担当の非常勤職員に対して全国調査を行い、対象職員全員から回答を得るとともに、取引業者との癒着を許さないというＮＨＯの明確な意思を職員に伝えた。 調査を行った外部調査委員会からは、１００％の回収率や調査結果を踏まえ、ＮＨＯ職員の倫理観とモラール（士気）の高さが評価された。 ○　政府統一基準群に基づき定めているＮＨＯの情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、機構全職員向けのｅ－ｌｅａｒｎｉｎｇコンテンツを作成した。また、研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」の普及に努めた（オンライン上で無償提供を続けている。）。 ○　ホームページを活用し、新型コロナウイルス感染症に関するＮＨＯの取り組みを掲載し、情報発信している。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評定	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
１　人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。 また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。 さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。	**１　人事に関する計画** 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も	**１　人事に関する計画** 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。 働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材の育成や能力の開発を行う	＜評価の視点＞ ・　良質な医療を効率的に提供するため、医師、看護師等の医療従事者について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応しているか。	**１　人事に関する計画** １．業務量の変化に対応した柔軟な人員配置（再掲） 固定費の中で大きな割合を占める人件費について、適切な定数管理等を通じた人件費の適正化に向けた取組を行った。 具体的には、各病院の人員配置計画にあたっては、長引くコロナ禍で通常医療の患者数がコロナ前の水準を下回る状態が継続・長期化していること等を踏まえ、各病院の医療機能や患者数・患者像（重症度等）に応じた効率的・効果的な人員配置による効率的な病棟運営を実現するための病棟集約などこれまで進めてきた費用構造改善の取組を継続する一方で、新型コロナウイルス感染症対応をはじめ地域で必要とされる安全・安心で質の高い医療を安定的・継続的に提供する体制の構築に向け、経営効率性等に留意しつつ医療機能の強化等を図るために必要な人員を配置するなど、メリハリを付けた人員配置に取組んだ。 【１月１日時点の現在員数】 令和３年度（令和４年１月１日）　令和４年度（令和５年１月１日） 医師　６，２９４名　６，２６２名 看護師　４０，５４８名　４０，２９０名 コメディカル　９，１７９名　９，２３９名 その他　６，９２５名　６，７６４名 合計　６２，９４６名　６２，５５５名 この他、看護師の確保にあたっては、各病院において診療報酬の施設基準や夜勤体制を維持できるよう、例年年度途中で一定数が退職すること等を見越し、年度当初に配置計画数を超える余裕を持った数の採用を行う仕組みとしている。近年、当初見込んでいる退職者数や育児休業者数等と実績が乖離している実態等を踏まえ、退職者数等は直近３か年平均値と前年度実績値の範囲内で算出する方法に見直し、採用予定者数の適正化に取り組んでいる。 ２．良質な人材の確保及び有効活用 院長については、適材適所の配置の考え方を徹底して選任に当たるとともに、看護師、事務職等の職員については、グループ単位での職員一括採用を行うほか、グループ内での人事交流を促進するよう人事調整会議を開催して人事異動等について意見交換を行い、良質な人材の確保及び有効活用を図った。 また、看護師及び事務職については、職員一括採用に当たり、従前から新卒者を対象としたグループ主催の就職説明会や民間企業主催の合同説明会等で説明会を行ってきたが、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響の中でも良質な人材を確保するため、オンラインによる非対面での説明会も実施している。	年度計画の目標を達成した。	評定 [redacted]

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		推進する。 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。	ための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も推進する。 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。	＜評価の視点＞ ・　医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進しているか。	事務職については、社会人経験者等を早期に、かつ短期間で採用できるよう、新卒者とは別の試験日程で採用試験を実施し、中途採用・経験者採用の促進に向けた取組みを実施している。 がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、今後、これら医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう給与規程に所要の規定を整備し、令和２年度に施行し、令和４年度も引き続き運用している。 ３．患者のＱＯＬの向上及び療養介護事業の実施 患者のＱＯＬの向上のため、看護師の指示の下、入浴、食事、排泄等のボディータッチを主として行うとともに夜勤にも対応できる職種として、「療養介助職」を設置している。 令和４年度は、１８歳以上の重症心身障害者に対する障害者総合支援法に基づく療養介護サービスの実施に必要な人員も含め、ＮＨＯ全体では７５病院で１，３１９名を定数配置している。 ４．医師確保対策としての各種制度の実施（再掲） （１）医師確保対策としての各種制度の運用 定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること及び短時間であれば勤務が可能な医師を確保するため、シニアフロンティア制度、期間職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。 また、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化する仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し医師の確保を図った。 ① シニアフロンティア制度 平成１８年度に、医師確保が困難なＮＨＯの病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成２９年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和４年度においては、定年退職医師３名及び既に本制度を活用している医師２４名の計２７名の医師が、本制度を活用した。 ②期間職員制度 平成２７年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、ＮＨＯの病院での診療に当たることを希望した６５歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和４年度においては、７５名が制度を利用した。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					③短時間正職員制度 平成２７年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和４年度においては、２１名が制度を利用した。 ④医師派遣助成制度 特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化する仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し、医師の確保を図った。これにより、令和４年度は特に医師確保が困難となっていた２病院に対して、７病院（延べ３９７人日（※））が医師派遣を行った。 ※医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。 （２）大学等関係機関への働きかけ 特に医師確保に問題のある病院については、ＮＨＯ本部の職員が大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和４年度も引き続きＮＨＯ全体の医師確保対策の取組を行った。 （３）医師募集パンフレット等の作成及び配布 医師募集パンフレット「けっこういいぞ！！ＮＨＯ　医師の処遇２０２２年度版」について、令和４年度も引き続き１，８６０部作成し、医師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。また、研修医・専攻医、専修医向けの「研修医・専攻医等募集ガイドブック」についても、令和４年度も引き続き作成し、各病院に配布し研修医・専攻医、専修医の募集活動に活用した。 ５．看護師確保対策の推進 （１）看護職員就職説明会の実施 各グループにおいて、看護職員就職説明会を複数回開催し、看護職員や事務職員などが病院の紹介、看護体制、卒後教育、処遇などを説明し、病院のインターンシップ参加やその後の採用試験受験へとつなげている。 （２）奨学金の貸与状況 ＮＨＯの各病院に就職を希望する看護学生を対象に、奨学金を貸与する制度を平成１８年度に創設し、多くの学生が制度の活用の下に卒業、機構病院に就職した。令和４年度においても看護師確保対策として６３９名に奨学金を貸与した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（３）看護師募集パンフレットの作成及び配布 看護師募集パンフレット「けっこういいぞ！ＮＨＯ　看護職版」について、令和４年度も引き続き作成を行い、看護師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。 【作成部数】 令和３年度　４５，７５５部　→　令和４年度　４６，６３０部		評定
				＜評価の視点＞ ・　離職防止や復職支援の対策を講じているか。	６．看護師の離職防止・復職支援策の実施 令和４年度も潜在看護師のキャリア形成支援などを通じて離職防止・復職支援に引き続き取り組み、近畿グループのホームページでは再就職支援として看護師や助産師の経験がある方を対象に近畿グループ内の採用選考に関する情報などを提供する情報サイトを運用している。なお、ＮＨＯで令和４年度に調査した看護職員の離職率は、全看護職員で９．７％、新卒者は１１．１％であった。 （参考） 日本看護協会による離職率調査（出典：２０２２年病院看護実態調査） 常勤看護職員　１１．６％　　新卒者　１０．３％ （１）潜在看護師の就職支援 潜在看護師に対する離職後のギャップを解消することを目的に、最近の看護の動向などをテーマとした公開講座や講習会を引き続き実施した。令和４年度には４病院において合計４回、８名の参加者があった。 （２）キャリア形成支援による離職防止 機構のネットワークを活用し、急性期医療を提供している病院と慢性期医療を提供している病院に勤務している看護師とが病院間相互交流を行い、セーフティネット分野の医療や看護等について理解を深め、病院間異動を推進し、職員のキャリア形成及び組織活性化のための素地を創るための取組を、令和４年度も引き続き行った。	年度計画の目標を達成した。	
				＜評価の視点＞ ・　働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等	７．働きやすい環境づくりの取組（再掲） ＮＨＯでは、働き方改革の取組を推し進めており、長時間労働の削減等に向けた取組を行っている。さらに、以下の育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等について取組を行い、職員全員の勤務環境の改善にも努めた。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				の各種施策について適切に取り組んでいるか。	（１）育児・介護のための両立支援 令和４年度において、育児休業・介護休業法改正等に伴い、以下のとおり、就業規則改正を実施した。 ・非常勤職員及び期間職員に係る育児休業の取得要件の緩和 ・非常勤職員及び期間職員に係る不妊治療に係る通院等を行う場合の休暇制度の新設 ・非常勤職員に係る育児参加休暇及び配偶者出産休暇の有給化 ・出生時育児休業の新設 ・育児休業の分割取得 ・育児参加休暇の対象期間の拡大 ○ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック 第四期一般事業主行動計画「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」の取組の一環として、母性保護、育児休業、介護休業、休暇、時間外勤務の制限などのワーク・ライフ・バランスに関する各種制度について「ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック」を用いて職員に周知している。 （２）ハラスメント防止対策 ○メンタルヘルス・ハラスメント研修（オンライン研修）の実施 ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和４年１１月～１２月に実施した。 ＜グループ別参加者数＞ グループ／参加者数 北海道東北グループ／４７名 関東信越グループ／１０４名 東海北陸グループ／４３名 近畿グループ／５８名 中国四国グループ／７１名 九州グループ／９１名 合計／４１４名 ○ハラスメント調査審議体制の見直し ハラスメントの該当性を判断する上では、公平性・客観性に加え、相談者等の納得感を高められるような調査審議を行うことが極めて重要であるため、病院の事案においてハラスメント調査委員会による審議が必要と判断された場合、病院にハラスメント調査委員会を設置して審議することを基本としつつ、事案の性質によってグループ担当理事部門に設置したハラスメント調査委員会で審議するよう規程改正を実施した。（令和５年４月１日施行）		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					○カスタマー・ハラスメントに対応するためのハラスメント相談体制の明確化 職員がカスタマー・ハラスメントに関する相談及び苦情の申出がしやすくなるよう、規程改正により、カスタマー・ハラスメントに係る相談体制を明確にし、組織として受け付け、組織として対応することを明確に位置付けた。（令和５年４月１日施行） （３）メンタルヘルス対策 ○メンタルヘルス（セルフケア）研修（eラーニング又は集合研修）の実施 職場における自分自身のストレスの要因やストレス反応に早期に気づき、自らメンタル不調に至らないように予防・対処できるようになるための研修を全病院において、令和４年１１月～令和５年３月に実施した。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施しているか。	８．研修の実施 有為な人材育成や能力の開発を行うため、研修計画（令和４年度）を策定し、研修の適正化を図った。令和４年度は、令和２年度、令和３年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行により、従来の集合研修を実施することが困難であったが、そのような中においてもテレビ会議システムを活用したオンライン研修を実施し、コロナ流行前に近い水準の研修を実施することができた。 オンライン研修は、移動に係る負担など、まとまった時間の確保が困難であるため参加したくても参加できなかった職員も参加できるようになり、また、グループワーク機能の拡張により様々な研修での利用が可能となったことから、機構の新たな研修形態のひとつとして本格的に運用し、研修対象者数の確保及び研修の質の維持・向上が図られている。 コロナ禍において職員の研修機会の確保や多様な聴講方法を可能とするため、感染対策に係る研修や講座等を聴講可能とするため、令和３年度末にｅラーニングシステムを導入した。令和４年度以降、ＮＨＯにおける新たな研修形態の１つとして、ｅラーニングシステムを積極的に活用し、研修の効率化を図るとともに、より多くの方に向けた研修等を開催しており、２６件の研修を行った。 また、職場環境や医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応するため、メンタルヘルス・ハラスメント研修、認知症ケア研修等を実施した。 なお、各グループや各病院においても個別に様々な研修を実施している。 【本部・グループ主催研修の実施状況】 令和元年度：３５７コース　１３，０４７名 令和２年度：　５９コース　　２，７１８名 令和３年度：２２３コース　１２，２１２名 令和４年度：２５２コース　１０，１９７名 【本部主催の主な研修】 ○管理・監督者研修 ・院長研修　２４名 ・副院長研修　３７名 ・統括診療部長研修　２６名 ・看護部長等（新任）研修　４０名 ・事務部長研修　３６名 ・薬剤部（科）長研修　２１名 ・新任課（室）長研修　５３名 ・認定看護管理者教育課程（サードレベル）　２９名 ○一般研修 ・医事業務研修　２１７名 ○専門研修 ・ＨＩＶ感染症研修　４６名	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・放射線関係法令研修　１１２名 ・リハビリテーション研修（セーフティネット）　６５名 ・リハビリテーション研修（急性期）　１７２名 ・良質な医師を育てる研修　１０８名 ・臨床研究のデザインと進め方に関する研修　２１名 ・治験および臨床研究倫理審査委員養成研修　７３名 ・初級者臨床研究コーディネーター養成研修　６１名 ・治験・臨床研究事務担当者研修　８１名 ・療養介護サービス研修　６４名 ・診療情報管理に関する研修　４８名 ・チーム医療研修　２２６名 ・クオリティマネジメントセミナー　１６４名 ・在宅医療推進セミナー　３８名 ・障害者虐待防止対策セミナー　７１名 ・認知症ケア研修　６４５名 ・臨床研究・治験コーディネーター実務者研修　３２名 ・臨床研修指導医養成講習　６８名		評定
				＜評価の視点＞ ・　障害者雇用の取組を推進しているか。	**９．障害者雇用に対する取組** 障害者の積極的な雇用に引き続き努めた結果、障害者雇用促進法に基づく、障害者雇用状況報告の基準日（６月１日）時点の障害者雇用率は、２．７６％と法定雇用率（２．６％）を上回った。 基準日時点の雇用障害者数は、昨年の基準日（６月１日）時点から２０．５名増加した。 ・令和３年６月１日時点　１，４８８．０名 ・令和４年６月１日時点　１，５０８．５名 （参考）独立行政法人等（国立大学法人・地方独立行政法人を含む３６５法人）の障害者雇用の状況（令和４年６月１日時点） 雇用障害者数　障害者雇用率 独立行政法人等（全体）　１２，４２０．５名　２．７２％ うちＮＨＯ　１，５０８．５名（約１２．１％）　２．７６％ また、平成３０年度に中央省庁等における障害者雇用率の不適切な算入事案があったことを受け、雇用障害者数については、障害者雇用促進法に基づき適正に把握・計上するための留意事項等をまとめ、各病院に周知するなど適切な運用に努めている。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜評価の視点＞ ・　技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図っているか。 ＜評価の視点＞ ・　法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築しているか。	１０．技能職の削減 技能職については、令和４年４月１日時点の職員数６９４名から令和５年４月１日時点の職員数は６５９名となり、３５名の純減となった。また、離職後は不補充とし、業務をアウトソーシングに努めている。 １１．人事制度に関する検討・構築 良質な医療の提供等、ＮＨＯが期待される役割を果たしていくためには、必要となる人材の安定的な確保を図ることが重要であり、それに向けた多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度に関する検討や構築に取り組んでいる。 （１）無期転換ルールに対する取組 労働契約法では無期転換申込権が発生するまでの通算雇用期間は「５年」とされているが、ＮＨＯで働く有期労働者の雇用の安定化が図られ、さらに、各病院で有為な人材の確保・定着が図られるよう、ＮＨＯ独自の取組として「３年」としている。 また、定年制を設けている当機構の雇用制度や組織運営を踏まえ、定年後引き続き雇用する再雇用職員等については、有期雇用特別措置法の特例措置を活用している。 ※労働契約法の無期転換ルールは、有期労働契約で働く者の雇止めの不安を解消し、安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約が通算で５年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できるルール。 （２）有期雇用職員の雇用の安定化に資する取組 有期雇用の非常勤職員については、採用回数に上限があることが雇用に対する不安につながっているとの声があったことを踏まえ、雇用の安定化を図るため、上限回数を廃止し、任期中の勤務実績等を踏まえて、繰り返し採用を判断する取扱いとしている。 （３）特定の専門分野に精通した医療人材の確保（再掲） がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、今後、これらの医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和２年度に施行し、令和４年度も引き続き運用している。 （４）医師確保困難病院における医師手当の特例（再掲） 医師確保が特に困難な病院において、新規に常勤医師を採用する際に当該医師の医師手当を増額できるよう、給与規定に所要の規定を整備し、令和２年度に施行し、令和４年度も引き続き運用している。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					（５）「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」への対応 令和２年４月１日から、同一労働同一賃金に関する規定を整備した「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」が施行されたことを踏まえ、それぞれの雇用目的等に応じた個々の待遇について、待遇の趣旨・目的と改正法の規定に照らして待遇差の内容等の確認を行うなど、法律に基づいた対応を行っている。 （６）高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の新設 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に高年齢者就業確保措置（努力規定）が新設されたことを踏まえ、定年退職日から引き続き６５歳まで雇用された職員が引き続き雇用されることを希望した場合は、非常勤職員として７０歳まで採用することができる旨の規定（努力規定）を職員就業規則等に整備し、令和３年度より運用を開始している。 （７）労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表 正規雇用労働者の中途採用比率の公表を義務化した労働施策総合推進法の改正（令和３年４月１日施行）を踏まえ、令和３年度以降、過去３年間分の中途採用比率をＮＨＯホームページへ掲載し、公表している。 （参考）ＮＨＯにおける正規雇用労働者の中途採用比率 ・令和　元年度　４１％ ・令和　２年度　４０％ ・令和　３年度　３７％ （８）転居を伴う人事異動における金銭的負担の軽減 引越業界の人手不足を背景に、春の引越シーズンの引越代金が高額となっている問題を受けて、職員の転勤に伴う引越代金の負担を軽減するため、赴任旅費（移転料）を増額して支給する取扱いを令和４年度以降は恒常的に措置するよう改めた。 また、安価な引越事業者の予約が埋まってしまい、割高な事業者へ依頼せざるを得ない事態を防ぐため、職員から事業者への見積依頼・申込時期を早めることが可能となるよう、人事に関する措置を講じている。 さらに、個人申込よりも割安な法人申込としての取扱が可能な事業者の情報を広く職員に周知することで引越料金そのものの低減を図るための取組を行っている。		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		２　施設・設備に関する計画 地域の医療需要と合致した病院機能とするため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を効率的、効果的かつ機動的に行う。 その際、経営状況を勘案しながら、継続的かつ安定的な投資を行うため、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うこととする。 中期目標の期間中に整備する施設・設備計画については、別紙４のとおりとする。	**２　施設・設備に関する計画** 地域の医療需要と合致した病院機能とするため、地域医療構想等への対応に必要な整備を着実に進める。 投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行う。	＜評価の視点＞ ・　地域の医療需要と合致した病院機能とするため、地域医療構想等への対応に必要な整備を着実に進めているか。 ・　投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行っているか。	**２　施設・設備に関する計画（再掲）** ＮＨＯの投資は、厳しい経営状況等に鑑み、当分の間、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえ設定した投資枠に基づく投資を行った。 令和４年度は、４９７億円の投資枠の中で、共同入札や使用状況を勘案した数量見直し等の取組により、４８８億円を投資決定した。 また、医療機能を維持するための投資を着実に行う厳しい措置だけでなく、地域医療構想等への対応に必要な整備や短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った（投資回収性が高い投資案件への投資決定額：９．２億円）。 加えて、医療機能の向上を念頭に各病院の自主性・裁量性に配慮し新たにチャレンジできる枠組みや医療安全対策等に資する機器等の新規導入を促進する枠組みなどを新たに設けた。 さらに、今後の大型整備（感染症対策、災害医療対策及び老朽化対策）について、持続可能な地域医療提供体制の確保の観点から、将来における人口構造や社会保障を取り巻く環境の変化や、地域医療構想を踏まえた機能や規模とするため、厳しい経営状況等を鑑み、改修整備を基本とする方針を決定した。 【地域医療構想等を踏まえた整備事例】 ・脳神経外科関連機器整備（弘前総合医療センター） 当該病院は、平成２８年３月に策定された青森県地域医療構想に基づき、ＮＨＯ弘前病院と弘前市立病院を再編し、津軽地域保健医療圏の新中核病院として令和４年４月に運営を開始した。 脳神経外科については、ＮＨＯ、弘前市、青森県及び弘前大学の４者間で締結した基本協定書に基づき、弘前大学医学部附属病院との機能分担を図り、脳神経外科関連機器の整備を投資決定した。 【令和４年度の投資決定】 令和４年度では、引き続き法人の資金状況を踏まえながら、真に必要な整備内容か精査の上、医療機能を維持するための投資を着実に行う一方、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		３　積立金の処分に関する事項 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第４４条第３項の処理を行ってなお積立金があるときは、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の投資（病院建物の整備･修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。					評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	２　内部統制の充実・強化 内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組むこと。	**４　内部統制や外部監査等の充実** 内部統制の更なる充実・強化を図るため、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。 また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。	**３　内部統制や外部監査等の充実** 内部統制の更なる充実・強化を図るため、本部及び各病院において引き続き「リスク事象リスト及びリスクマップ」の定期的な見直しや、リスク管理の取組状況についてモニタリングを行うとともに、公益通報者保護法の改正に伴う通報者保護の強化や通報しやすい環境を整えるなど、内部通報制度の充実を図る。 あわせて、情報セキュリティの専門的知識を有する者による外部監査（会計監査人）を実施するなど情報セキュリティ監査体制の強化に取り組	＜評価の視点＞ ・　監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施しているか。	**３　内部統制や外部監査等の充実** １．内部監査等によるリスク管理 （１）内部監査の実施 内部監査については、業務の適正かつ能率的な執行と会計処理の適正を期すことを目的とし、実施期間、監査の区分、重点事項、対象監査部門及び実施方法を内部監査計画として策定し、かつ、監査対象事項のリスクを考慮して計画的・効率的に実施した。 （主な重点事項） ・支出原因契約に関する事項（競争性のない随意契約指針基準の適合状況、一者応札の解消への取組状況、競争性・公正性・透明性（特に分割発注による随意契約）の確保状況、契約監視委員会からの指摘に対するフォローアップ） ・収入原因契約に関する事項（契約方法（特に公募型企画競争の評価基準等）、再委託の状況、徴収料金の適正性） ・支払に関する事項（納品検収体制（検収担当者の規定、複数人による納品検収実施、発注、検収、支払担当者の相互牽制等）、会計伝票のチェック体制） ・収入管理に関する事項（窓口収納現金の取扱状況、医事会計システムの対応状況） ・現金等の管理に関する事項（金庫管理、病院外現金、簿外経理、小口現金） ・債権管理に関する事項（記録・管理状況、督促実施状況、未収金対策） ・勤務時間管理に関する事項（勤務時間管理簿と使用記録の突合などの抽出点検、始業時刻及び終業時刻の確認、時間外勤務における事前命令・事後確認の証跡、長時間労働削減の取組状況、長時間労働者への面接の実施状況等） ・情報セキュリティ対策に関する事項（組織・体制の整備状況、教育の実施状況、情報セキュリティ対策の自己点検実施状況等） ・診療報酬管理体制に関する事項（施設基準の確認状況、実診療額と医業収益の検証、請求漏れ対策、適時調査等の指摘・指導事項に対する改善状況等） ・院内規程に関する事項（機構の諸規程等の改正等に合わせた定期的な点検・見直し状況） ・過去の内部監査指摘の改善状況、会計監査人及び会計検査院等の指摘事項　など ①　書面監査 令和４年度も引き続き、各病院の院長に対し、本部で作成した自己評価チェックリストに基づき、実施責任者として、自院の内部統制状況をモニタリングさせるとともに、自己判定結果を内部統制・監査部に報告させた。院長は、自己評価チェックを通して各業務担当者に対し、業務への取組方法、ポイント等を再確認させるとともに、是正すべき事項を発見した場合は、当該業務担当者に対し、速やかに改善措置を講じるよう指示を行った。 また、各病院から報告された自己判定結果を実地監査・リモート監査へ反映させるとともに、翌年度の内部監査計画の重点事項の設定に役立てた。	年度計画の目標を達成した。	評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
			む。 また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。		② 実地監査・リモート監査 令和４年度においても前年度に引き続き、監査対象施設のリスクに応じ、実地監査又はリモート監査による内部監査を実施した。 リモート監査は、監査の質が低下しないような監査手法の検討を行い、可能な限り実地監査と同程度の質を保った監査を実施し、病院業務の品質管理を推進した。 また、リモート監査はリスクの比較的低い施設を対象に行っているため、必要以上の負担をかけることは非効率的であることから、令和４年度からは監査事項を『重点事項』中心に絞り込み、施設及び本部双方の負担軽減を図った。 ア 通常監査 令和４年度においては、３５病院、１グループ担当理事部門及び本部を対象に実地又はリモートによる監査を実施した。また、内部監査による指摘事項は、改善措置を講ずるよう通知し、改善が確認できるまでフォローアップを行うとともに、HOSPnet掲示板に掲示し、全病院に対して注意喚起を行った。 【通常監査の実施件数】 令和３年度：３６件（実地： ５件 リモート：３１件） 令和４年度：３７件（実地：１９件 リモート：１８件） イ 抜打監査 令和４年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあったところであるが、２病院に対して、抜打監査を行った。 【抜打監査の実施件数】 令和３年度： ２件 令和４年度： ２件	年度計画の目標を達成した。	評定
				＜評価の視点＞ ・ 情報セキュリティに係る専門的知識を有する者による外部監査（会計監査人）を実施するなど、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組んでいるか。	（２）情報セキュリティ監査の実施 ＮＨＯが管理する情報資産をあらゆる脅威から守るために必要な情報セキュリティの確保と、その継続的な強化、拡充に最大限取り組むため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に基づく統一的、横断的、かつ適切な、「国立病院機構情報セキュリティ対策規程」を平成２８年度に定め、同規程に基づく情報セキュリティ対策推進計画及びＮＨＯ情報セキュリティ監査計画書を策定し、情報セキュリティ監査を実施した。 ① 往査による監査 令和４年度は、８病院を対象に、会計監査人のＩＴ専門家による第三者監査として、情報セキュリティ対策規程等に準拠した対応状況を確認するマネジメント監査を実施した。	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					また、令和４年度からは、内部監査においても内部監査指導要領に基づき情報セキュリティ対策の状況を確認するとともに、会計監査人と連携し第三者監査の結果について、フォローアップを行った。 【往査による監査の実施件数】 令和３年度：１２件 令和４年度：　８件 ②　セキュリティ診断 令和４年度も引き続き、年々巧妙化、高度化する最新のサイバー攻撃を想定し、本部が管理する情報系ＨＯＳＰｎｅｔに対し、脆弱性診断及び侵入テスト等セキュリティ診断を実施した。		評定
				＜評価の視点＞ ・　公益通報者保護法の改正に伴う通報者保護の強化や通報しやすい環境を整えるなど、内部通報制度の充実を図っているか。 ・　本部及び各病院において引き続き「リスク事象リスト及びリスクマップ」の定期的な見直や、リスク管理の取組状況についてモニタリングを行っているか。	（３）内部統制 ①　内部統制の充実強化 令和４年度も引き続き、リスクの顕在化の防止又はリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図るため、理事長、内部統制担当役員及び内部統制推進責任者は、業務の有効性及び効率性並びに法令等の遵守に関するリスクを把握し、評価するとともに、リスク管理による内部統制の改善を図った。 ②　通報制度の運用 令和４年度も引き続き、「独立行政法人国立病院機構内部通報事務手続規程」及び「独立行政法人国立病院機構外部通報事務手続規程」に基づき、通報者の保護を図るとともに、通報の受付・調査等必要な対応を実施することにより、通報制度を適切に運用した。 また、改正公益通報者保護法の施行（令和４年６月１日施行）に伴い、通報者保護の強化、職員への通報相談窓口の周知徹底を図るなど、通報を迅速かつ確実に把握し速やかに是正措置ができるように通報制度を見直した。 その上で、本部から病院担当者に対して通報制度についての説明会を開催するとともに、病院において、全ての職員等に対する通報相談窓口の周知を図った。 【内部（外部）通報の状況】 令和元年度：(受付）１８件（調査）１７件 令和２年度：(受付）２１件（調査）１５件 令和３年度：(受付）１６件（調査）１１件 令和４年度：(受付）３６件（調査）１７件	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					③　リスク管理の徹底（リスク管理を活用した内部統制の取組） 令和４年度は、各病院においてリスクマップやリスク対応策等について年２回自己点検を実施した。また、内部監査において、各病院のリスク事象リストをもとにしたヒアリングを実施する等のモニタリングを行い、リスク管理の徹底を図った。		評定
				＜評価の視点＞ ・　会計監査人による会計監査を全病院に対して実施しているか。	２．会計監査人による監査の実施 令和４年度も引き続き、全病院、グループ担当理事部門及び本部を対象に会計監査人による会計監査を受け、会計処理等の指摘事項を踏まえて業務改善を図った。 会計監査人の会計監査において発見された業務上の改善事項や内部統制に係る指摘事項は、内部監査に反映させるとともに本部において集計・分析を行った。 指摘事項は、病院評価（経営面）の基準として使用し、２年以上繰り返し同一事項の指摘を受けている場合は減点することにより、改善を促進するためのインセンティブとした。	年度計画の目標を達成した。	
				＜評価の視点＞ ・コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めているか。	３．コンプライアンス徹底への取組について （１）取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等について 令和４年３月３０日に公表した「取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等」の事案について、令和４年５月には、契約担当に限らず、全ての常勤事務職員及び契約担当の非常勤職員に対して全国調査を行い、対象職員全員から回答を得るとともに、取引業者との癒着を許さないというＮＨＯの明確な意思を職員に伝えた。 なお、調査を行った外部調査委員会からは、１００％の回収率や調査結果を踏まえ、ＮＨＯ職員の倫理観とモラール（士気）の高さが評価された。 ①　トップの姿勢の表明 令和４年３月３０日に公表した「取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等」の事案を踏まえ、国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないことを繰り返し伝えるとともに、理事長としても、職員からの声を真摯に受け止めていくことを理事長メッセージとして発信している。 令和４年　４月２７日　病院長会議での全院長あてメッセージ 「調査結果を真摯に受け止め、自ら率先して自主的に改善に取り組む組織になることで、患者及び国民の安心・信頼が得られる」 令和４年１１月１７日　病院長会議での全院長あてメッセージ 「トップである院長が、倫理保持の徹底について強い思いと『危機意識』、『当事者意識』をもって、院内に繰り返し発信することが必要」 令和４年１２月２２日　理事長から全職員あてメッセージ 「機構への高い信頼を維持するためには、当機構で働く職員一人ひとりが『公正な職務の執行に当たらなければならないこと』『国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと』	年度計画の目標を達成した。	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					を常に意識して行動する必要があります」 令和５年　３月２８日　理事長から全職員あてメッセージ 「職員から寄せられた声を真摯に受け止め、できることから改善していきたいと考えています」 ②　不正発生の３要素である「動機・正当化・機会」のうち「機会」をなくす仕組の構築 令和４年３月、「取引業者との不適切行為に係る再発防止策」を次のとおり定め、全ての病院で対策が講じられていることを文書で確認した。 ⅰ　取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底 ⅱ　他の職員が確実に業者とのやり取りを確認できる体制 ⅲ　特に重視すべき取引状況は病院幹部が必ず確認する体制 ⅳ　上司が部下の契約手続の適正性を必ず確認する体制 ⅴ　取引業者に対しても契約事務ルールの遵守を改めて依頼 また、通常監査を実施した３７施設、抜打監査を実施した２施設、及び臨時監査を実施した９施設（令和４年３月３０日に懲戒処分等を受けた職員が行為当時在職していた施設）については、対策が講じられていることを監査で確認した。 ③　不正発生の３要素のうち「動機」及び「正当化（言い訳）」に対抗する取組 令和４年５月、全ての常勤事務職員及び契約担当の非常勤職員に対して全国調査を行い、取引業者との癒着を許さないというＮＨＯの明確な意思を職員に伝えた。なお、全国調査においては対象とした職員の全員から回答があり、その結果、小規模な問題行為はあったものの、組織的な不正行為は確認されなかった。なお、調査を行った外部調査委員会からは、１００％の回収率や調査結果を踏まえ、ＮＨＯ職員の倫理観とモラール（士気）の高さが評価された。 令和５年３月、全ての事務職員を対象とする倫理研修を行い、ＮＨＯ職員に倫理の保持が求められる理由や、契約のルール違反行為に関する過去事例等について学んだ。 同倫理研修については、令和５年度以降も毎年行うとともに、対象を拡大し、医師や看護師、技師等の医療専門職及び役員を含む全ての役職員に対して行うこととしている。 ④　不正が小さなうちに端緒を把握し是正する取組 通報制度について、公益通報者保護法上は法令違反行為だけが対象とされていたところ、ＮＨＯでは、令和元年度から法令違反行為に該当しない事案や、信憑性が低い情報であっても通報として幅広く受け付け、適正でない事実が認められた場合には是正を図ってきた。 さらに、改正公益通報者保護法の施行（令和４年６月１日）に伴って通報制度を改正し、通報者が、不利益な取扱いを受けないよう法律に基づいて保護され、より安心して		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					通報を行える環境を整えることや、毎年、全ての職員等に通報相談窓口を周知するようにすることで、より小さな不正の端緒を把握できるよう制度を見直した。 （２）勤務環境に係る取扱いの明確化について 令和５年２月からの機構に関する勤務環境に係る一連の報道もあり、これを契機として一部の病院において職員の勤務環境に係る課題が明らかになったことから、改めて機構が一丸となって勤務環境の改善に取組んでいく必要があるとの認識のもと、勤務時間等の取扱いを明確化した上で、全ての職員にこの対応方法を周知し、改めて制度の理解や勤務環境に係る取扱いへの理解を共有した。 また、当該対応方法について各病院の運用状況を確認するとともに、必要に応じて追加の対応方策を検討するため、全ての職員を対象としたアンケートを実施する（令和５年９月頃を予定）等の取組を通じて、改善すべき点については、確実に改善を図っていくこととしている。 ＜取組み＞ ○　令和５年３月２８日　理事長メッセージを全職員に対して発出 ○　令和５年４月２７日～２８日　病院長会議や事務部長会議、看護部長会議において、理事長及び担当部長から今後の対応方針等を説明 ○　令和５年５月１７日　理事長通知「勤務環境に係る取扱いの明確化について」を各病院長等へ発出 ○　令和５年５月１７日付理事長通知に基づき、各病院において運用を実施 ○　アンケート（各病院において適切な運用が行われているか、新たな課題がないか等）を実施 ○　アンケート結果を踏まえ、必要に応じて追加の対応方策を検討し全病院へ再周知（通知） これらについてはプロジェクトチーム（構成員：役員、幹部、顧問弁護士、看護専門職等）を中心に取り組む		評定

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	３　情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティ対策の強化については、政府統一基準群に基づき定めている機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上に資する取組を実施するなど、我が国の医療分野における情報セキュリティ強化にも貢献すること。	**５　情報セキュリティ対策の強化** 情報セキュリティ対策の強化については、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図りつつ、さらに、国立病院機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有することで、我が国の医療分野のセキュリティ強化に貢献する。	**４　情報セキュリティ対策の強化** 情報セキュリティ対策の強化については、我が国の医療分野におけるセキュリティ対策強化に貢献するために開発した研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を普及させることに加え、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティ対策について全職員に浸透を図るため、e-learning コンテンツを活用した情報セキュリティ教育を実施する。	＜評価の視点＞ ・　我が国の医療分野におけるセキュリティ対策強化に貢献するために開発した研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を普及させているか。 ・　政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティ対策について全職員に浸透を図るため、機構全職員向けの e-learning コンテンツを活用した情報セキュリティ教育を実施しているか。	**４　情報セキュリティ対策の強化** ＮＨＯでは、従来から情報セキュリティ対策に係る取組を行っているが、近年の行政機関や公的医療機関等に対するサイバー攻撃は、高度化・巧妙化の一途をたどっており、組織的に高度化された標的型攻撃やランサムウェア等による公的医療機関に対する攻撃などが増加している。 ＮＨＯにおいては、日本年金機構をはじめとした個人情報漏洩事案等を踏まえた国等からの要請や、国が行う不正通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲が拡大されたサイバーセキュリティ基本法の改正（平成２８年１０月施行）等に基づき、以下のような取組を実施した。 ①　政府統一基準群に基づき定めているＮＨＯの情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、機構全職員向けのｅラーニングコンテンツにより、情報セキュリティ教育研修を実施した。 ②　医療機関での情報セキュリティインシデント発生時における対応を体験することができる研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を令和２年度にセキュリティベンダと共同開発した。引き続き、オンライン上で無償提供をしている。 ③ ＮＨＯ総合情報ネットワークシステムにおけるメール、インターネットのフィルタリング、ＳＯＣ（※）による２４時間３６５日のセキュリティ監視等を前年度に引き続き継続的に実施している。当該セキュリティ対策により、情報セキュリティに係る重大なインシデントは発生しておらず、十分なセキュリティ体制を維持している。 ※ＳＯＣ：Security Operation Center(セキュリティ・オペレーション・センター)の略で、セキュリティ監視の拠点として、サイバー攻撃の監視・分析を行い、情報システム統括部と連携してセキュリティインシデント対応を行う専門組織。	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定 （	）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	４　広報に関する事項 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。	**６　広報に関する事項** 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しやＳＮＳ活用方法の検討など、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。	**５　広報に関する事項** 国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しを始めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。	＜評価の視点＞ ・　国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しを始めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努めているか。	**５　広報に関する事項** ＮＨＯ及び各病院の使命、果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるように、総合パンフレットやホームページの活用等により、積極的な広報・情報発信を行った。また、各病院の果たしている役割や業務等について、地域の行政機関、関係医療機関、大学、地域住民等から理解を得られるよう、各地域で積極的な広報・情報発信を行っている。 （１）機構全体の総合パンフレットの活用 ＮＨＯの使命や役割、業務等について記載した総合パンフレットを、毎年度制作し、ホームページで広く公開するとともに、地域の医療機関や大学、看護学校等養成所に配布し、ＮＨＯ及び各病院が果たしている役割・業務等への理解を深めることにより、医師や看護師をはじめとした職員の確保にも活用している。 令和４年度版の総合パンフレットでは、法人の使命や、果たしている役割・業務等をより伝わりやすくする観点から、総合パンフレットのデザインを全面刷新した。特に、新型コロナウイルス感染症に関するＮＨＯの様々な取組（クルーズ船における感染者の受入、医療従事者の派遣、コロナワクチン接種への協力など、国内発生当初から国や都道府県からの要請に応えてきたこと）を紹介するページを設け、一般診療等だけではない法人の多面的な活動内容を理解いただけるよう取り組んだ。 （２）初期研修医・専攻医向け情報誌「ＮＨＯ　ＮＥＷ　ＷＡＶＥ」の発刊（再掲） 平成２２年３月より、ＮＨＯにおける臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている初期研修医や専攻医の声や指導医の声も交えながら紹介する初期研修医・専攻医向け情報誌「ＮＨＯ ＮＥＷ ＷＡＶＥ」を令和４年度も引き続き発行している。 この情報誌により、初期研修医や専攻医が研修先病院を選ぶ際の参考にするとともに、既にＮＨＯで研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。 若手医師の意見を反映したＮＨＯフェローシップ、若手医師フォーラムなどを紹介しており、令和４年度においては、特集として２年ぶりに開催された集合研修での良質な医師を育てる研修に関する特集を掲載し、初期研修医・専攻医にとって有用な情報の提供に努めた。 （３）積極的な広報・情報発信 ＮＨＯ本部のホームページを活用し、新型コロナウイルス感染症に関するＮＨＯの取組として、 ・新型コロナウイルス感染症陽性患者受入推移グラフ ・帰国者・接触者外来等の設置 ・新型コロナウイルス感染症対応病床確保の取組 ・ＮＨＯのネットワークを活用したＮＨＯの病院間や他の病院等への医療従事者の応援派遣	年度計画の目標を達成した。	評定
	５　その他 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。	**７　その他** 中期目標で示された「第６　その他業務運営に関する重要事項」の５について適切に対応する。					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					・新型コロナウイルスワクチンへの対応 ・国立病院機構法第２１条第１項に基づく厚生労働大臣からの要求と対応について 等を掲載し、情報発信している。 また、インフルエンザの流行状況、臨床評価指標、診療科別医師募集情報等もホームページに掲載している。更に、ｔｗｉｔｔｅｒやｆａｃｅｂｏｏｋ等のＳＮＳも引き続き活用し、各病院の様々なニュースや、市民公開セミナー等のイベントの案内、採用情報などの情報発信を行っている。 病院においても患者や医療関係者向けの広報誌を発行している。病院パンフレットや広報誌等は地域の医療機関や行政機関、医師・看護師等採用説明会等で配布すると同時にホームページにも掲載するなど、積極的に広報活動を行っている。 また、地域の医療従事者や地域住民等を対象として、市民公開講座、健康相談等の広報イベントを実施した。それぞれの地域における行政機関、関係医療機関、大学等との連携や会合等において、各病院の果たしている役割や業務等について理解を得るための活動を積極的に行っている。 (広報イベントの主な実施例) ・指宿医療センター「市民公開講座　口から始める健康への第一歩」 令和４年１１月に、地域の住民を対象に、口腔管理を目的とした市民公開講座を開催した。市歯科医師会医師による特別講演のほか、看護師・言語聴覚士・栄養管理士等、多職種による講演を行い、住民のヘルスケアに貢献した。 ・信州上田医療センター「地域医療連携大会」 令和５年２月に、地域の医療機関のスタッフを対象に、直接顔を合わせて意見交換する連携大会を開催した。気持ちの伝わる診療連携を行う関係づくりによって、安心できる地域の医療連携に邁進した。 ・水戸医療センター「茨城高校・中学校との連携協定と取組」 令和４年６月に、地域医療に携わる人材育成に向けて、生徒に茨城県の救急医療の現状について講義を実施した。令和２年２月に連携協定を結び、医学コースの学生を対象に医師による講座や病院施設の見学、懇談会などを定期的に開催している。実際の医療現場に触れることで医師を目指すモチベーションを育み、また同センターの地域での役割を理解してもらうこと地域医療の中長期的な貢献に寄与した。		評定

４．その他参考情報
特になし